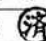


興畫法逐條解説

国立公文書館	
分類	警察庁
種類	9 
排架番号	4E
	15-4
	650

30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8



39

映畫法（假稱）逐條解説

目次

第一條	(映畫製作業及映畫配給業ノ許可)	一
第二條	(映畫製作業及映畫配給業ノ許可ノ取消 又ハ業務ノ停止制限)	三〇
第三條	(業ノ譲渡及合併ノ許可、相續ニ 因ル承繼)	三四
第四條	(映畫ノ製作従業者ノ登録)	三八
第五條	(登録ヲ受ケザル者ノ使用制限)	五七
第六條	(登録ノ取消及従業ノ停止)	五八
第七條	(映畫ノ製作ニ關スル警察上ノ制限)	六一
第八條	(製作映畫ノ撮影前届出)	七〇
第九條	(映畫ノ装飾)	八九
第十條	(原畫ノ複製保存)	一〇四

第十一條	(外國映畫配給ノ制限)	一五
第十二條	(輸出映畫ノ檢閲)	一五一
第十三條	(國內上映映畫ノ檢閲)	一六六
第十四條	(國民教化上及啓發宣傳上ノ必要ニ基ク映畫ノ上映命令)	一七一
第十五條	(外國映畫上映ノ制限)	二〇三
第十六條	(上映ニ關スル諸種ノ制限)	二二〇
第十七條	(映畫事業ニ對スル統制命令)	二三六
第十八條	(映畫委員會)	二五二
第十九條	(臨檢及報告)	二五五
第二十條乃至第二十二條	(罰則)	二五八
第二十三條乃至第二十五條	(代理人、使用人、法人、未成年者等ニ關スル規定)	二五九
附則		二六〇

第一條 映畫製作業及映畫配給業ノ許可

一 映畫製作業

(1) 映畫製作業ヲ許可事業タラシムル理由

(1) 近時我國ニ於ケル映畫殊ニ劇映畫ノ製作本數ハ實ニ世界第一位ヲ占メ米國ノソレヲ凌駕シ英獨佛伊等ニ數倍スル數量ニ達セリ。

而シテ映畫製作本數ノ多寡ガ其ノ内容ノ良否ニ影響ヲ及ボサザル限リハ敢テ其ノ多寡ヲ論ジ或ハ其ノ増加ヲ抑制スベキ限リニ非ザルベキモ我國ノ如ク配給市場ガ極メテ狭少ナル地域ニ限定セラレツツアル所ニ於テハ、一本ノ映畫ノ回收スル利益ハ平均シテ甚ダ少ク爲ニ必然的ニ一本ノ

映畫ニ對スル製作費用竝ニ製作日數ノ極端ナル切詰ヲ餘
 儀ナクサレ自然粗雑劣悪ナル内容ノ映畫ヲ濫造スル傾向
 ニ在リ。從テ斯ル傾向ヲ是正スルガ爲ニハ一面ニ於テ國
 産映畫ノ海外進出ヲ圖リ其ノ販路ノ擴張ヲ期スルコトモ
 素ヨリ必要ナルモ、廻リテ其ノ製作本數ノ増加ヲ防止シ
 更ニ進ンデ其ノ減少ヲ圖ルコト最モ緊要ナリ。
 斯ル必要ニ應ズルガ爲ニハ從來ノ如キ映畫製作業ニ對ス
 ル自由放任ノ態度ヲ改メ一定ノ條件ノ下ニ許可事業タラ
 シメ以テ映畫製作業者ノ無統制ナル増加ニ從ツテ映畫製
 作本數ノ不自然ナル増加ヲ抑止スルトトモニ、進ンデハ
 既存事業ニ對シテモ常時指導監督ヲ加ヘ其ノ製作本數ヲ

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

制作費の減少、個々の映畫に付更ニ多クノ經費ト勞力ト
時間トヲ投ズルヲ得ルガ如キ氣運ノ醸成ニ努ムルノ要アリ。
(ロ) 映畫ノ製作ニ當リテハ企畫、撮影、録音、現像、焼付、
編輯等ノ各過程ニ相當數ノ人的並ニ物的設備ヲ要スルモ
ノアリ、而シテ此ノ設備ノ整備ノ如何ハ直チニ映畫ノ質
的内容ヲ決定スル最大ノ要因ニシテ而モ映畫ノ質的内容
ノ如何ハ國民教化ニ至大ノ關係ヲ有ス。
然ルニ從來ハ動モスレバ僅少ノ資本ト不完全ナル設備ヲ
擁シテ一攫千金ヲ夢ミテ無責任ナル製作ヲ爲スモノ尠ナ
カラズ國民經濟上ヨリ見ルモノ一國文化政策ノ立場ヨリ見
ルモ寔ニ好マシカラザルモノアリ以テ、映畫製作業ヲ

自主的ニ減少シ個々ノ映畫ニ付更ニ多クノ經費ト勞力ト
時間トヲ投ズルヲ得ルガ如キ氣運ノ醸成ニ努ムルノ要アリ。
(ロ) 映畫ノ製作ニ當リテハ企畫、撮影、録音、現像、焼付、
編輯等ノ各過程ニ相當數ノ人的並ニ物的設備ヲ要スルモ
ノアリ、而シテ此ノ設備ノ整備ノ如何ハ直チニ映畫ノ質
的内容ヲ決定スル最大ノ要因ニシテ而モ映畫ノ質的内容
ノ如何ハ國民教化ニ至大ノ關係ヲ有ス。
然ルニ從來ハ動モスレバ僅少ノ資本ト不完全ナル設備ヲ
擁シテ一攫千金ヲ夢ミテ無責任ナル製作ヲ爲スモノ尠ナ
カラズ國民經濟上ヨリ見ルモノ一國文化政策ノ立場ヨリ見
ルモ寔ニ好マシカラザルモノアリ以テ、映畫製作業ヲ

營ムニ當リテハ常ニ一定ノ條件ヲ警備セシムルコトトシ、
 其ノ條件ヲ具備スルヤ否ヤヲ審査シタル上其ノ條件ヲ備
 フル者ニ對シテノミ映畫ノ製作業ヲ許可スル様制限ヲ加
 フル必要アリ。

ハ) 我國映畫製作業ガ四十年ノ歴史ヲ有スルニ拘ラズ其ノ
 基礎依然トシテ安定セザルモノアル原因ノ一ハ配給市場
 ノ爭奪、監督、俳優ノ爭奪等ニ互ニ過重ノ力ヲ集中シ延
 ビテ經營ヲ益々不合理ナラシメタル所ニ在リ。

映畫製作業ハ一般産業ト著シク趣ヲ異ニシ精神的勞作タ
 ル色彩強キ文化的産業タル性質ヲ有スルヲ以テ劃一的ナ
 ル強度ノ統制ヲ加フルガ如キハ素ヨリ戒シメザルベカラ

ザル所ナルベキモ之ヲ全ク自然ニ放任シ自由ナル競争ヲ
 激成スルガ如キニ至レバ却ツテ映畫製作業ヲ不振ナラシ
 メ延ヒテ映畫ノ質的低下ヲ來ス虞アリ。

斯ル場合ニ其ノ不當ノ競争ヲ防止スルガ爲ニハ先ヅ映畫
 製作業ノ濫立ヲ防止シ、既存製作業ニ對シテ適當ノ統制
 ヲ加ヘザルベカラザル所ニシテ之ガ爲ニハ映畫製作業ヲ
 許可營業タラシムル必要アリ

(二) 教育、教化、宣傳、報導、慰安等各般ノ目的ノタメ映
 畫ヲ國家的、公共的ニ利用セザルベカラザルノ要ハ益々
 増大シツツアリ斯ル場合ニ於テ映畫製作業ノ積極的協力
 ヲ求ムルコトハ絶對的ノ要件ナルヲ以テ平素ニ於テ之ニ

（三） 映畫製作業ノ濫立ヲ防止シ、既存製作業ニ對シテ適當ノ統制ヲ加ヘザルベカラザル所ニシテ之ガ爲ニハ映畫製作業ヲ許可營業タラシムル必要アリ

（四） 教育、教化、宣傳、報導、慰安等各般ノ目的ノタメ映畫ヲ國家的、公共的ニ利用セザルベカラザルノ要ハ益々増大シツツアリ斯ル場合ニ於テ映畫製作業ノ積極的協力ヲ求ムルコトハ絶對的ノ要件ナルヲ以テ平素ニ於テ之ニ

對シ統一的恒久的監督ヲ加ヘ斷ヘズ密接ナル聯繫ヲ保チ
置カザルベカラズ其ノ爲ニハ映畫製作業ヲ許可營業タラ
シメ置クヲ絕對ニ必要トス

(2) 映畫製作業ノ意義

(1) 映畫ノ製作ハ企畫、撮影、錄音、現像、焼付及編輯ノ
過程ヲ經テ完了スルモノナルガ現在我國ノ有力ナル興行
映畫製作會社ニ在リテハ之等全過程ヲ自ラノ設備ヲ有シ
テ遂行スルモノナルモ其ノ他ノ中、小規模ノモノニ在リ
テハ、單ニ企畫、撮影又ハ編輯ノ一又ハ二ノミヲ行ヒ現
像、錄音、焼付等ノ純技術的部門ハ之ヲ他ノ專業トスル
者ニ委託スルモノ尠カラザル實情ニ在リ今後映畫事業ノ

進展ニ伴ヒ斯ル分業的傾向ハ漸次顯著トナルベキ見込ナリ。映畫ノ質的價値ヲ左右スルモノトシテ現像、焼付、録音等ノ純技術的方面ハ素ヨリ看過スベカラザルヲ以テ其ノ向上、發達ノタメ別ニ適切ナル方策ヲ講ゼザル可カラザルコト論ナキ所ナルモ特ニ企畫、撮影及編輯ハ其ノ根幹ヲナシ之ニ對スル統制指導ノ適否ハ映畫ノ質的内容ヲ決定的ナラシムルヲ以テ少クトモ此ノ三過程ヲ併セ行フモノハ本條ニ所謂映畫製作業タラシムルコトトス。

然レドモ我映畫界ノ實情ニ鑑ミ前述ノ如ク右ノ三過程中ノ一又ハ二ノミヲ自行ヒテ映畫ノ製作ヲ爲シツツアルモノ少カラズ、之等ノモノヲ全ク本法ノ適用外ニ放擲ス

（註）

（一）

（二）

（三）

（四）

（五）

（六）

（七）

（八）

（九）

（十）

（十一）

（十二）

（十三）

（十四）

（十五）

（十六）

（十七）

（十八）

（十九）

（二十）

（二十一）

（二十二）

（二十三）

（二十四）

（二十五）

（二十六）

（二十七）

（二十八）

（二十九）

（三十）

（三十一）

（三十二）

（三十三）

（三十四）

（三十五）

（三十六）

（三十七）

（三十八）

（三十九）

（四十）

（四十一）

（四十二）

（四十三）

（四十四）

（四十五）

（四十六）

（四十七）

（四十八）

（四十九）

（五十）

（五十一）

（五十二）

（五十三）

（五十四）

（五十五）

（五十六）

（五十七）

（五十八）

（五十九）

（六十）

（六十一）

（六十二）

（六十三）

（六十四）

（六十五）

（六十六）

（六十七）

（六十八）

（六十九）

（七十）

（七十一）

（七十二）

（七十三）

（七十四）

（七十五）

（七十六）

（七十七）

（七十八）

（七十九）

（八十）

（八十一）

（八十二）

（八十三）

（八十四）

（八十五）

（八十六）

（八十七）

（八十八）

（八十九）

（九十）

（九十一）

（九十二）

（九十三）

（九十四）

（九十五）

（九十六）

（九十七）

（九十八）

（九十九）

（一百）

ルトキハ却テ貧弱ナル製作者ノ存在ヲ認容スルノ結果
 ヲ來シ本法立案ノ根本趣旨タル映畫ノ質的向上ヲ期スル
 上ニ於テ遺憾ノ點ナキヲ免レザルヲ以テ之等三過程中ノ
 一又ハ二ヲ行フ者ハ之ヲ本法ニ依ル映畫製作者ト看做
 シテ本條ニ依リ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ業務ヲ營ム
 コトヲ得ザルコトトシ而モ將來本條運用ノ方針トシテハ
 企畫、撮影及編輯ヲ併セ行ヒテ映畫ノ製作ヲ行フ者ニ非
 ザレバ本條ニ依ル許可ヲ爲サザルヲ原則トス。
 尙以上ノ見解ハ我國映畫事業竝ニ映畫統制ノ現狀ニ即シ
 テ述べタル所ニシテ今後ニ於テ或ハ其ノ適用範圍ヲ擴大
 シ若ハ縮少スル必要ニ面スルヤモ圖リ難キヲ以テ斯ル旨

機ノ必要ニ應ゼンガ爲其ノ範圍ヲ定ムル事ハ之ヲ命令ニ
委任シタリ

(四) 映畫製作業者ノ製作スル映畫ハ本條ニ於テハ必ズ公衆
觀覽ノ用ニ供スルガ爲製作セラルル映畫ニ限ルコトトシ
玩具用映畫私人ノ趣味ニ依リ製作セラルル映畫特殊ノ非
公開的映畫等ハ之ヲ包含セザルモノトス

(イ) 本條ハ營利タルト非營利タルトヲ問ハズ繼續的ニ映畫
ノ製作ヲ行フモノニ適用セラルベキヲ以テ公共團體、公
益法人等ガ映畫ヲ製作スル場合モ亦本條ノ適用アルモノトス
(3) 映畫製作業ノ許可官廳

映畫製作業ノ許可官廳ハ内務大臣及文部大臣トス

(4) 映畫製作業ノ許可申請書

許可申請書ノ内容ハ施行細則ニ定ムル所ナリ製作業所在地
地方長官ヲ經由スルコトトス

(5) 映畫製作業許可ノ方針

我國映畫製作業ハ其ノ市場、資力、顧客等ト照合シ其ノ數
多キニ過ギ爲ニ現下ノ如ク映畫ノ質的價値ヲ低下セシメ映
畫事業ノ發展ヲ阻害シツツアルヲ以テ今後ハナルベク製作
業ノ新設ヲ制限スルトモニ更ニ進ンデ既存製作業ニ對シ
積極的ニ監督指導ヲ加ヘツツ漸次統合整理スル方針ヲ運用
上確立スルノ必要アリ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '許可' and '申請' are visible.)

參考

◎滿洲國映畫法（康德四年十月七日 勅令第二九〇號）

第二條 映畫ノ製作ヲ業トセントスル者ハ國務總理大臣ノ許可

ヲ受クヘシ

映畫製作業者其ノ製作所ヲ増設シ、移轉シ又ハ其ノ事業計畫

ヲ變更セントスルトキ亦前項ニ同シ

◎關東局活動寫眞フィルム取締規則（昭和十二年十月二十六日關東局令第一〇二號）

第三條 フキルムノ製作業ヲ營マントスル者ハ左ノ各號ノ事項

ヲ具シ大使（關東州ニ在リテハ關東州廳長官）ノ許可ヲ受クヘシ

◎獨逸國獨逸文化評議會法施行第一令（一九三三年十一月一日）

第四條 文化財ノ創作、再現、精神的又ハ技術的加工、頒布、維持、販賣又ハ販賣ノ仲介ニ協力スル者ハ其ノ活動ノ所屬スル個々ノ評議會ノ會員タルコトヲ要ス

臨時映畫評議會設立ニ關スル法律（一九三三年七月十四日）

第三條 營業上又ハ公益上企業者トシテ映畫ヲ製作シ取引シ若ハ上映スル者若ハ映畫創作者トシテ映畫ノ製作ニ協働スル者ハ映畫評議會ニ參加セザル可カラズ、申出ヲナス者ガ映畫業ヲ行フニ必要ナル信用ヲ有セザルコトヲ明カナラシムル事實ノ存在スル時ハ映畫評議會ニ入會ヲ拒否シ、若ハ其ノ會員ヨリ除名スルコトヲ得

製作者トシテハ映畫製作工場（スタジオ）若ハ右映畫加工場（コピー製作所）ノ責任者又ハ映畫ノ領域ニ於ケル著作權又ハ特許權所有者ガ何人ナルカヲ注目スベキモノトス

映畫創作者トハ製作所長、監督、作曲者、脚本執筆者、音樂指揮者、音樂家、撮影主任、建築家、（カメラマン）、主要演技者及副演技者、小演技者及補役其他トス

臨時映畫評議會設立ニ關スル命令（一九三三年七月二十二日）

第六條 映畫評議會ヘノ入會ニ依リ入會者ハライヒ領域内ニテ映畫業領域ニ於テ活動スルノ權限ヲ取得ス

第七條 映畫評議會ハ營業條件、映畫企業ノ開始及終決ヲ確定シ、全映畫業内ノ經濟上ノ重要問題、特ニ映畫經濟ノ個々ノ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '映畫' and '監督' are visible.)

職業團體ノ領域ニ於ケル契約ノ種類及形體ニ關スル命令ヲ下
ス權限ヲ有ス

第十一條 映畫評議會ハ本法第三條第一節ノ規程ニ反シテ評議
會ニ加入セスシテ然モ該所ニ列舉セラレタル事業ヲ行フ者ニ
對シテ懲戒ヲ定ムルノ權限ヲ有ス

第十二條 映畫ニシテ其ノ製作者ガ該映畫ニ關係スル者全部ガ
組織ニ加入シテ居ルコトヲ證明スルコト能ハザルモノハ之ヲ
公ニ上映スルコトヲ禁止セラル

(自己ノ事業ノ廣告宣傳ノタメニ映畫ヲ製作スル場合ハ評議
會加入ノ義務ヲ免除セラル)

◎伊太利國興行物取締總則

職業團體ノ領域ニ於ケル契約ノ種類及形體ニ關スル命令ヲ下
ス權限ヲ有ス
第十一條 映畫評議會ハ本法第三條第一節ノ規程ニ反シテ評議
會ニ加入セスシテ然モ該所ニ列舉セラレタル事業ヲ行フ者ニ
對シテ懲戒ヲ定ムルノ權限ヲ有ス
第十二條 映畫ニシテ其ノ製作者ガ該映畫ニ關係スル者全部ガ
組織ニ加入シテ居ルコトヲ證明スルコト能ハザルモノハ之ヲ
公ニ上映スルコトヲ禁止セラル
(自己ノ事業ノ廣告宣傳ノタメニ映畫ヲ製作スル場合ハ評議
會加入ノ義務ヲ免除セラル)

公安法附添案（一九三一年六月十八日勅令第七三七號）

第七十五條 繼續性並ニ投機取引ノ目的ヲ有セザル者ト雖モ映

畫ヲ製作スル者ハ警察署長ニ對シ書式ヲ以テ此旨豫告スベシ。

警察署長ハ製作者ガ登録簿ニ登記ヲ完了セルカ否カヲ確認セ

ル上證明書ヲ交附スルモノトス

登記ハ毎年新ニ之ヲ爲スベシ

映畫ヲ國內ニ輸入セントスル者又ハ何等カノ取引ヲ行ハント

スル者モ同様ノ義務ヲ有ス

◎佛蘭西國時事資料フィルム經營ノ行政制度ニ關スル一九三六年

五月二十六日附命令

第五條 ニユース、フィルムヲ定期的ニ發行スル一切ノ私人及

一切ノ商社ハ其ノ最初ノニュース、フィルムノ公開上映ノ十
 五日前ニ内務省及自己ノ住所又ハ會社事務所々在地ノ縣廳（
 バリニ於テハ警視廳）ニ申告ヲ爲スベキモノトス（中略）
 右申告ハ發行人ガニュース、フィルムヲ發行スルコトナクシ
 テ二月ヲ經過シタルトキニ之ヲ無効トス

ニ映畫配給業

(1) 映畫配給業ヲ許可營業タラシムル理由

(1) 映畫配給業者ニハ外國映畫ヲ輸入ノ上之ヲ國內ニ配給スルモノアリ國產映畫製作業者ニシテ映畫配給業ヲ兼營スルモノアリ或ハ製作業ト獨立ニ國產映畫配給業ヲ營メルモノアリ其ノ何レタルヲ問ハズ映畫配給業者ガ内地ノ如キ極メテ狭少ナル地域ヲ殆ンド主要配給市場トシテ相争ヒツツアルガ今日ノ實情ナリ

其ノ結果上映館ノ争奪ヲ激成シ映畫ノ價格ノ下落ヲ招キ漸次經營ニ支障ヲ生ジ延テ映畫事業全般ノ發展ヲ阻害スルノ虞尠ナカラズ斯ル弊害ヲ豫防シ或ハ排除センガ爲ニハ映畫配給業

ヲ許可營業タラシメソノ統制ヲ圖ルヲ必要トス

(四)我國映畫事業ハ過去四十年來全ク自由ニ放任セラレ其ノ間競争ノ深刻ナリシト經營ノ甚ダシク封建的ナリシガ爲 各方面ニ多クノ欠陥ヲ包藏シツツアリ就中映畫製作本數ノ不自然ナル増加及映畫上映館ノ不合理ナル經營方法ノ如キ最モ顯著ナルモノニシテ之等ノ欠陥ヲ是正スルコトハ映畫統制ノ重要ナル内容ヲ成スモノト謂フベシ

而シテ映畫製作本數ヲ減少セシムル爲ニ單ニ製作部門ニ於テ各種ノ方策ヲ講ジ或ハ上映方法ノ合理化ヲ圖ルガ爲ニ單ニ上映部門ニ於テ諸般ノ手段ヲ講ズルノミニテハ未ダ充分ナリト稱スルヲ得ズ更ニ進ンデ製作上映ト密接不可分ノ關係ヲ有ス

ル配給部門ヲカ、ル目的ノ下ニ合理化シテ始メテ全キヲ得ル
ト謂ハザルベカラズ

其ノ爲ニハ配給業ヲ自由ニ放任スル從來ノ方策ヲ改メ進ンデ
之ヲ許可營業タラシムルコトヲ必要トス

(ハ) 映畫ヲ思想政策文化政策ノ目的ノ爲動員スルガ爲ニハ其ノ製
作並ニ上映部門ニ於テ積極的協力ヲ爲スヲ必要トスルコト論
ナキ所ナルモ其ノ協力ノ實ヲ充分ニ舉グル爲ニハ配給部門ノ
協力ニ俟タザルベカラズ後述文化映畫ノ指定上映ノ如キ映畫
統制上ノ重大ナル事業ヲ圓滑ニ遂行スルガ爲ニハ特ニ配給部
門ノ積極的參加ヲ絶對ニ必要ト

從ツテ其ノ爲ニハ配給業ニ對シ平常緊密ナル指導統制ヲ加フ

ルヲ要スル所ニシテ之ヲ許可事業タラシムルノ理由モ亦茲ニ在リ

(四) 映畫配給業ノ意義

通常大義ニ於テ映畫配給業トハ營業トシテナルト否トヲ問ハズ又映畫ヲ外國ニ對シテ配給スルト内地ニ於テ配給スルト或ハ映畫配給業者ニ對シテ配給スルト映畫興行者其ノ他映畫上映者ニ對シテ配給スルトヲ問ハズ映畫ノ貸付賣却ヲ爲スヲ指稱スルコトヲ得ベシ

狹義ニ於テ映畫配給業ト稱スルトキハ營業トシテ國產映畫ヲ映畫興行者ニ對シテ貸付賣却スルモノトナスヲ通常トスベシ
本條ニ映畫配給業トハ映畫興行者其ノ他ノ映畫上映者ニ對シテ國產又ハ外國映畫ヲ賣却又ハ貸付クル營業ヲ謂ヒ前述廣義ノ映畫

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, mostly illegible due to fading and low contrast. Some characters like 'ル', 'ハ', 'ニ', 'ト' are visible but the main text is too light to transcribe accurately.)

配給業ヨリ著シク狭ク、狹義ノ映画配給業ヨリ稍其ノ義廣シ即チ本條ノ映画配給業ハ

(1) 映画興行者其ノ他ノ映畫上映者ニ對シテ映画ヲ配給スルモノナルヲ以テ例ヘバ或種ノ映画輸入貿易商ノ如ク外國映画ヲ輸入シテ之ヲ國內ノ映画配給業者ニ對シ配給スル者ヲ包含セザルトトモニ、映画輸入貿易商ガ其ノ輸入シタル映画ヲ直接映画興行者其ノ他ノ映畫上映者ニ對シ配給スル限り等シク映画配給業トシテ取扱ハントスルモノニシテ別ニ映画輸入業ナル特殊ノ業態ヲ法上認ムルコトナン尙映画製作業者ガ自己ノ製作ニ係^{映畫}自己ノ映画ヲ配給スル^{映畫}社乃至機關ニ移スガ如キモガ茲ニ謂フ映画配給業ニ非ザルコト勿論ナリ

(3) 映畫配給業ノ許可官廳

又右映畫興行者其ノ他ノ映畫上映者ハ帝國内ニ於ケル映畫興業者其ノ他ノ映畫上映者ニ限定セラルベキモノナルヲ以テ映畫輸出業者ハ本條ノ配給業ニ含まレザルモノトス蓋シ映畫ノ輸出付テハ未ダ之ヲ許可事業タラシムルノ必要乏シキニ因ル

(ロ) 配給スル映畫ノ種類ハ日本映畫ナルト外國映畫ナルトヲ問ハザルヲ以テ前述ノ如ク外國映畫ヲ輸入ノ上映畫興行者其ノ他ノ映畫上映者ニ對シ配給スルモノハ本條ノ配給業タルモノトス

(ハ) 配給ヲ行フ者ハ其ノ營利タルト非營利タルトヲ問ハザルヲ以テ例ヘバ公益法人ガ之ヲ爲ス場合ハ本條ノ適用アルトモニ個人ガ營業トシテニ非ズシテ映畫ヲ輸入讓渡スルガ如キ場合モ亦適用アルモノトス

映畫配給業ノ許可官廳ハ内務大臣トス

映畫配給業ノ許可申請書

許可申請書ノ内容ハ別ニ施行細則ニ定ムル所ナリ

配給業所在地地方長官ヲ經由スルコトトス

(10) 映畫配給業許可ノ方針

今后ハ能フ限り映畫配給業ノ新設ヲ抑制スルトトモニ既存配給業ノ統合ヲ期シ以テ強力ナル國策的綜合配給組織ノ實現ヲ圖ルノ要アリ之ニ依リ映畫^{ト映}興行者ト配給業者トノ關係ヲ最モ合理的ナラシメ配給ヲ公平圓滑ナラシメ映畫製作業ニ對シ確固タル製作方針ト豊富ナル製作資金ヲ與フル等ノ成果ヲ舉ゲントスルモノナリ

参考

◎滿洲國映畫法

第四條 映畫ノ輸出、輸入及配給ハ國務總理大臣ノ指定シタル者ノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

◎英吉利一九二七年映畫法

第十七條 (許可ヲ受ケズシテ賃貸業ヲ營ムコトノ禁止)

一九二八年四月一日ヨリ一九三八年三月三十一日ニ至ル期間ニ於テハ何人ト雖モ商務省ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ英吉利國內ニ於テ公衆ニ觀覽セシムル爲ニ登録映畫ノ賃貸營業ヲ爲スコトヲ得ズ

◎獨乙臨時映畫評議會設立ニ關スル命令(官報(一)五二九頁)

Vertical Japanese text columns on the right page, including a section header '参考' and a section '◎滿洲國映畫法'.

一九三三年七月二十二日付

一九三三年七月十四日付臨時映畫評議會設立ニ關スル法律（官報
（一）四八三頁）ニ基キ次ノ如ク命令ス

第三條 映畫評議會ハ有限責任映畫「クレヂットバンク」及映畫
業特ニ以下ノモノ一切ノ職業集團ヲ總括ス

(イ) 映畫製作（演劇映畫、教育映畫及廣告映畫、工場經營、生ヲ
イルム製造者）

(ロ) フイルム加工（コピー工場）

(ハ) 映畫配給（内國取引及外國取引）

(ニ) 映畫興行（映畫館經營）

(四) 映畫製作、映畫配給及映畫興行ニ對スル著作權及特許權ノ下

一九三三年七月二十二日付
臨時映畫評議會設立ニ關スル法律（官報）
第三條 映畫評議會ハ有限責任映畫「クレヂットバンク」及映畫業特ニ以下ノモノ一切ノ職業集團ヲ總括ス
(イ) 映畫製作（演劇映畫、教育映畫及廣告映畫、工場經營、生ヲイルム製造者）
(ロ) フイルム加工（コピー工場）
(ハ) 映畫配給（内國取引及外國取引）
(ニ) 映畫興行（映畫館經營）
(四) 映畫製作、映畫配給及映畫興行ニ對スル著作權及特許權ノ下

映畫供給ニ關スル決議（一九三三年八月十一日付「ワイムム・ウ

リエール」）

一九三三年八月七日付

附

（映畫创作者（藝術的及ソノ他ノ被傭者）

第十一條 映畫評議會ハ本法第三條第一節ノ規程ニ反シテ評議會

ニ加入セズンテ然モ該所ニ列舉セラレタル事業ヲ行フ者ニ對シ

テ、徴戒ヲ定ムルノ權限ヲ有ス

一九三三年七月二十二日

伯林ニ於テ

國民啓發及宣傳大臣代理

ワルテ・フンク

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "評議會" and "規定" are faintly visible.)

獨乙映畫劇場所所有者中央組合又ハ其組合支部ヲ經テ映畫評議會
員タル活動寫眞館ノミガ映畫ヲ供給セラルベク、且映畫配給者
勞働組合ノ會員ノミガ之ヲ供給スベシ。活動寫眞館ニシテ其會
員資格ニ付從來未ダ不明ナルモノニ付テハ本年八月卅一日迄ニ
之ヲ明白ナラシムベシ。會員資格決定ニ對スル上告ハ映畫評議
會ニ對シテノミ之ヲナスコトヲ得。

映畫評議會監督

獨佛映畫交換ニ關スル指令（文書ヲ以テ通告）

佛蘭西國及獨乙國政府間ニ相互的映畫交換ニ關シテ取結バレタ
ル取極ハ佛蘭西國ニ輸入シ得ル獨乙國ニ於テ製作セラレタル佛
語版映畫及獨語版映畫ニシテ佛蘭西國ニ於テ再録音サレ得ルモノヲ

◎伊太利政府ノ全國映畫工業取締及保護
第三節外國向映畫製作所

一定數ニ制限ス。輸出申請ヲ提出セル者全部ニ自由處分可能ナル割當證ヲ公正ニ分配センガ爲、余ハ交換取極ニ依ル佛蘭西國割當證ノ分配ハ販賣契約ニ對スル「ライヒ」宣傳省及獨乙映畫評議會ノ同意アルトキニ限り之ヲ提出シ得ベキコトヲ指令ス。本指令ニ違反ノ行爲ヲナスモノハ信頼スベカラザルモノトノ理由ニ依ル審問ノ開始セラルルコトヲ豫想スベキモノトス
一九三四年八月十五日 於伯林

獨乙映畫評議會會長
シヨイエルマン博士署名

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "輸出申請" and "分配" are faintly visible.)

第二十條 繼續的ニ或ハ投機取引ノ目的ヲ有セザル者ト雖モ映畫
ヲ製作スル者ハ地方管轄縣廳ニ對シ書式ヲ以テ之旨通告スベキ
義務ヲ有ス

(中略)

何人タルヲ問ハズ王國內ニ於テ上映セラレ又ハ再輸出セラレベ
キ映畫ヲ輸入セントスル者若クハ映畫ノ輸出、賣買及貸出ヲ營
ム者モ同様ノ義務ヲ有ス

(下略)

ニ 該當事項

(1) 第一號

(イ) 本法ニ違反シタルトキトハ、例ヘバ映畫製作業者ガ第五條ノ規定ニ違反シ登録ヲ受ケザル者ヲ主務大臣ノ指定スル種類ノ業務ニ従事セシメタル場合ノ如キヲ謂フ。

(ロ) 本法ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキトハ、例ヘバ映畫製作業者ガ第七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ映畫ノ製作ノ現業ニ従事スル者ヲ深夜就業セシメタル場合或ハ配給業者ガ第十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ主務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ劇映畫タル外國映畫ノ配給ヲ爲シ或ハ許可數量ヲ超エテ配給シ、ル場合ノ如キヲ謂フ。

三〇

（イ）本法ニ違反シタルトキトハ、例ヘバ映畫製作業者ガ第五條ノ規定ニ違反シ登録ヲ受ケザル者ヲ主務大臣ノ指定スル種類ノ業務ニ従事セシメタル場合ノ如キヲ謂フ。

（ロ）本法ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキトハ、例ヘバ映畫製作業者ガ第七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ映畫ノ製作ノ現業ニ従事スル者ヲ深夜就業セシメタル場合或ハ配給業者ガ第十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ主務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ劇映畫タル外國映畫ノ配給ヲ爲シ或ハ許可數量ヲ超エテ配給シ、ル場合ノ如キヲ謂フ。

(イ) 許可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキトハ、映畫製作業者又ハ配給業者ガ許可ニ付セラレタル條件例ヘバ「許可後一定期間内ニ業務ヲ開始スベキコト」ニ違反シタル場合ノ如キヲ謂フ。

(2) 第二號 經營不確實トハ例ヘバ映畫製作業者ガ製作ニ必要ナル人的物的設備ヲ喪失シテ殆ド映畫ノ製作ヲ繼續シ得ザルニ至リタルガ如キ場合、或ハ映畫配給業者ガ配給スベキ映畫ヲ入手スルコトヲ得ズ殆ド映畫ノ配給ヲ繼續シ得ザルニ至リタルガ如キ場合ヲ謂ヒ、資産状態ノ著シキ不良トハ例ヘバ之等ノ業者ガ破産等ノ事由ニ依リ其ノ業務ヲ繼續スルヲ得ザルニ至リタルガ如キ場合ヲ謂ヒ、其ノ他、ハ例

（イ） 許可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキトハ、映畫製作業者又ハ配給業者ガ許可ニ付セラレタル條件例ヘバ「許可後一定期間内ニ業務ヲ開始スベキコト」ニ違反シタル場合ノ如キヲ謂フ。

(2) 第二號 經營不確實トハ例ヘバ映畫製作業者ガ製作ニ必要ナル人的物的設備ヲ喪失シテ殆ド映畫ノ製作ヲ繼續シ得ザルニ至リタルガ如キ場合、或ハ映畫配給業者ガ配給スベキ映畫ヲ入手スルコトヲ得ズ殆ド映畫ノ配給ヲ繼續シ得ザルニ至リタルガ如キ場合ヲ謂ヒ、資産状態ノ著シキ不良トハ例ヘバ之等ノ業者ガ破産等ノ事由ニ依リ其ノ業務ヲ繼續スルヲ得ザルニ至リタルガ如キ場合ヲ謂ヒ、其ノ他、ハ例

ヘバ之等ノ業者ガ單ニ名義ヲ貸シ自ラ全ク業務ヲ行ハザル
ガ如キ場合ヲ謂フ。

(8) 第三號 業務ニ關シ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキト
ハ例ヘバ映畫製作業者又ハ映畫配給業者ガ猥褻ナル映畫ヲ
製作シ又ハ配給シタルガ如キ場合ヲ謂フ

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '人' and '次' are visible.)

第三條

業ノ譲渡及合併ノ許可、相續ニ因ル承繼

一 業ノ譲渡及合併ノ許可

- (1) 映畫製作業及配給業ハ他ノ一般企業ト同様組織ノ變更ハ當然豫期スベキ事態ナリ 惟フニ映畫製作業及配給業ハ其ノ文化事業タル性質上人的並物的設備ノ如何ハ其ノ事業ノ價值如何ニ至大ノ關係ヲ存スルモノト謂フコトヲ得ベク第一條ニ規定スル事業ノ許可標準モ又ソノ點ニ置カルベキモノナリ。而シテ輕微ナル組織變更(合名會社ヲ合資會社ニ或ハ株式合資會社ニ組織變更スル如キ、役員ノ變更ノ如キ等)ハ之ヲ問フ所ニ非ザルモ營業ノ譲渡、又ハ合併ノ如ク人的物的内容ノ變更、從ツテ經營方針ノ變更等ノ當然ニ豫期セラルベキ場合ニ於テ之

ヲ放任スルトキハ第一條ニ許可制度ヲ採リタル趣旨ヲ減却スル^事儻アルヲ以テ本條ノ規定ヲ置ク所以ナリ

(2) 茲ニ讓渡又ハ合併ハ商法ニ謂フ概念ニシテ主務大臣ノ許可ヲ得ルニ非レバ效力ヲ發セザルナリ。

(3) 許可官廳

本條ノ許可官廳タル主務大臣ハ内務大臣及文部大臣トス

(4) 許可申請書

許可申請書ノ内容ハ施行細則ニ定ムルコトトス製作業又ハ配給業所在地地方長官ヲ經由スルコトトス

(5) 許可ノ方針

本條ノ讓渡又ハ合併ハ結果ニ於テ其ノ業態少クトモ現狀ト同

タルモノト看做シ業務ヲ繼續スルコトヲ得ルモノト爲スハ實
情ニ則シタルモノトス。

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and low contrast.)

第^四條 映畫ノ製作従事者ノ登録

一 映畫ノ製作従事者ノ登録ヲ必要トスル理由

- (1) 映畫ノ質的向上ヲ圖ルガ爲ニハ先ヅ従業者ニ人トシテノ素質優秀ナル者ヲ得ルコトヲ以テ最モ必要ナリトス例ヘバ之ヲ演技者(俳優)ニ付テ謂ヘバ演技ニハ必ず演技者ノ有スル素質特ニ人格ノ反映スル所ナルヲ以テ其ノ演技ノ内容的進歩ヲ期センガ爲ニハ素質優秀ナル者ヲ演技者トシテ得ルカ又ハ演技者ヲシテ恒ニ其ノ素質ノ陶冶ニ努メシムルヲ必要トスル事言フ俟タザル所ナリトス殊ニ映畫ハ社會各層ニ滲透セル最大ノ娯樂ナルヲ以テ之ガ従業者ハ他ニ比シ著シク一般ノ人氣ノ中心トナリ其ノ一舉手一擧足ト雖モ青少年婦女ニ至大ノ影響

ヲ及ボスモノアルヲ以テ之ガ從事者ハ他ノ娛樂機關ノ從業者ニ比シ更ニ素質人格ニ於テ優秀ナルモノタラザルベカラザル理ナリ然ルニ映畫從業者ハ從來却ツテ聲譽スベキ間題ヲ惹起シ好マシカラザル世評ノ的トナリシ事寡ナカラザルモノアリシニ拘ラズ動モスレバ映畫界ニ於テハ勿論一般社會モ亦敢テ之ヲ異トセザルガ如キ狀況ニ在リ。

斯ル弊風ヲ矯メ映畫界ノ淨化ヲ圖ルガ爲ニハ從業者ノ素質向上ノ爲之ヲ審査スルコトヲ必要トスル所ニシテ之ガ爲ニハ登録制度ヲ實施スルノ要アリト認ム。

(2) 映畫ノ質的向上ヲ期スルガ爲ニハ先ヅ前號ニ述ベタル如ク從業者ニ人トシテノ素質秀レタル者ヲ得ルコトヲ必要トスル

三三

（1）

...

トトモニ、進ンデ從業者トシテノ技能ニ優レル者ヲ得ルコト
ヲ必要トスベシ、蓋シ映畫製作ノ業務ハ特殊ナル技能、特ニ
長キニ渉ル經驗研究等ニ依リ得タル技能ヲ必要トスル事寡ナ
カラザルヲ以テナリ然ルニ從來ハ從業者就中演技者等ニ付テ
ハ全ク目前ノ一時的人氣ヲ利用セントスルニ急ナルノ餘リ技
能ヲ輕視シ何等演技上ノ經驗等ヲ有セザルモノヲ使用スルガ
如キ風ヲ生ジ映畫界ノ堅實ナル氣運ノ醸成ヲ阻害シ又社會公
共ニ惡影響ヲ與フルコト寡ナカラズ。

從業者ノ登録制度ハ斯ル弊害ヲ防止シ技能ノ進歩發達ヲ期セ
ントスルモノニシテ映畫界ノ堅實ナル發展ヲ圖ルガ爲適切ナ
ル方策ナリト認ム。

(4)

映業従業者ハ勸モスレバ周圍ノ人氣ニヨリテ浮動スルコト寡ナカラザルヲ以テ其ノ進退モ亦適正ヲ缺キ無責任ナル行動ニ出デテ世ノ批難ヲ招クコト寡ナカラズ、従業者登録制度ハ之ニ依リ従業者ニ對シ其ノ公共的存在タルノ自覺ヲ與ヘ以テ自重自戒シテ其ノ舉措ヲ慎重ナラシメ素質技能ノ練成ニ努メシムルトトモニ身分上經濟上モ其ノ地位ヲ安定セシムルノ效果アラシメントスルモノナリ。

(4) 映業ノ質的向上ヲ期スルガ爲ニハ従業員ニ素質技能優良ナルモノヲ得ルコト特ニ緊切ナルモノアルハ前述ノ如クナルヲ以テ登録ノ際其ノ適否ヲ審査スルヲ要スルトトモニ進んで登録後ニ於テモ其ノ向上熟達ノタメ總會アル毎ニ教養指導ヲ施

二、登録ヲ受クベキ者ノ範圍

(1) 登録ヲ受クベキ者ノ範圍ハ主務大臣ノ指定スル所ナルモ登録制度ノ本旨ハ前述ノ如ク之ニ依リ映畫内容ノ質的向上ヲ期スルニ在ルヲ以テ其ノ範圍モ映畫ノ質的向上ニ直接關聯ヲ有シ映畫内容ヲ左右スル業務ニ從事スル者ノミニ限リテ差支ヘナシ即チ

(1) 本法第一條ニ依リ許可ヲ受クベキ映畫製作業ニ從事スル者ノ中ニハ專ラ純然タル營業經營事務ニ從事シテ毫モ映畫ノ製作ニ從事セズ全ク映畫ノ内容ノ如何ト關聯ヲ有セザル者ニテ多ク之等ノ者ハ當然登録ノ範圍外ニ置カレベキコト論ナシ

(四) 現ニ映畫ノ製作ニ從事スル者ト雖モ其ノ從事スル業務ノ内容ハ極メテ複雑ナルヲ以テ之等ノ者ヲ總ベテ登録セシムルトキハ到底煩ニ耐ヘザルモノアルハ勿論之等業務ニモ自ラ映畫ノ内容ニ影響ヲ及ボス程度ニ於テ格段ノ差異アリ旁々之等業務中ヨリ演出者(監督)演技者(俳優)撮影技術者(カメラマン)ノ三者ハ映畫ノ質的内容ヲ決定的ナラシムルモノト認メ此ノ三者ヲ限リ登録セシムルコトトセントス即チ撮影所長、プロヂュースー、脚本作家、助監督、録音、技師、現像技師、セット係、照明係等ハ映畫製作上重要ナル部門ヲ擔當シツツアルモノナルモ一應之ヲ除外セントス

(2) 登録ノ範圍ヲ限定スル基準ヲ當該映畫ノ内容ヲ直接左右スル業務ノ種類程度ニ置クトキハ其ノ業務従事者ガ當該映畫製作ノ業務ニ従事スル限リ總ベテ登録ヲ要スベク敢テ臨時之ニ従事スルヤ否ヤヲ問フベキ限リニ非ザルガ如ク認めラルルモ斯クテハ登録ニ關スル事務執行上煩ニ耐ヘザルモノアリ又登録ハ本來或程度恒久的觀念トモ考フベキモノナルヲ以テ本條ニ於テハ特ニ之等ニ従事スルヲ業トスル者ノミニ限ルコトトシ臨時^的ニ之ニ従事スルモノハ除外スルコトトセントス

(3) 映畫ノ製作ニ當リテ演技者等ニ少年幼年ノ者ヲ使用スルコトハ映畫ノ内容ニ依リテハ絶對的ノ要件ナルヲ以テ強テ

其ノ使用ヲ禁止スルガ如キハ當ヲ失スル措置ナルコト言ヲ俟タザルモ少年幼年ノ者ヲ大人ト同様登録申請等ノ法律行為ヲ爲サシムルガ如キハ取扱上種々不都合ノ端アルノミナラズ之ガ業務者トシテノ適否ヲ判定スルコト亦大人ノ場合ニ比シ甚ダ困難ナルモノアキ以テ本條ニ於テハ他ノ年齢ニ關スル各種ノ取扱事例ト彼此照合シ十四歳未満ノ者ハ登録ヲ受クルヲ要セザルコトトス、但シ映畫ノ製作ノ業務ノ特殊ナルト之ガ環境ノ異常ナルト勤務ノ不規則不健康ナルトニ依リ精神的肉體的ニ年少者ニ悪影響ヲ與フルコト著シク延ヒテハ學業等ニモ支障ヲ來スコト少カラザルニ著シクニ鑑ミ若シ十四歳未満ノ者ヲ映畫製作業者ニ於テ使用スルノ必

要アルトキハ製作地ノ
 上之ヲ爲スコトトセントス
 警察署長ニ其ノ都度届出ノ

三、登録ノ性質

登録ハ其ノ行政法上ノ性質ハ許可ナルベシ本登録ヲ受クルニ
 非ザレバ演出者、演技者並ニ撮影技術者ハ夫々演出者、演技
 者又ハ撮影技術者トシテノ業トシテ映畫ノ製作ニ従事シ得ザ
 ルモノトス但シ本登録ヲ受ケタマハ業トシテ映畫ノ製作ニ
 従事シ得ベキ地位ニ置カルルニ過ギザルトモニ又映畫製作
 業者ハ一般的ニ本登録ヲ受ケタル者ノ中ヨリ演出者、演技者
 又ハ撮影技術者ヲ使用スル義務アルニ止マルモノトス

四、本條ノ主務官廳

登録ヲ受クベキ者ノ指定並ニ登録ヲ行フ官廳ハ内務大臣トス
登録申請書ハ地方長官ヲ經由スルコトナシ

五、登録ノ方法

(1) 演出者、演技者又ハ撮影技術者トシテ映畫ノ製作ニ従事
スルヲ兼トセントスル者ハ所定事項ヲ記載シ且内務大臣ノ
指定シタル者ノ發給スル技能證明書ヲ添附シタル登録申請
書ヲ内務大臣ニ提出スルモノトス内務大臣ハ申請書ヲ受理
シタルトキハ書面ニ基キ申請者ノ素質技能等ヲ審査鑑衡シ
夫々演出者、演技者又ハ撮影技術者トシテ支障ナシト認め
タルトキハ其ノ備付ニ係ル映畫製作從業者登録簿ニ之ヲ登
録シ申請者ニ對シテハ登録證明書ヲ交付スルモノトス

(2) 内務大臣ガ登録申請者ノ素質技能等ヲ審査銓衡スル爲内務大臣ニ於テ財團法人大日本映畫協會ヲ指定シ之ニ業務者技能審査機關ヲ附置セシメ有能ナル演出者、演技者又ハ撮影技術者ヲ始メトシテ映畫ハ勿論一般國民藝術ニ就テ學識經驗アル者ヲ委員トシテ委囑シ之ヲシテ登録申請書ニ添付スベキ技能證明書ヲ發給セシメ以テ本制度ノ運用ノ完璧ヲ期セントス、但シ現ニ「日本監督協會」及「日本カメラマン協會」アリテ夫々業務者ノ質的向上ヲ目的トスル相互機關トシテ、其ノ活動見ルベキモノアルヲ以テ之等既存團體ヲ適當ニ指導助成スルト共ニ演技者ニ對シテモ團體ノ結成ヲ促進セシメ之ガ積極的助成ヲ行ヒ本制度運用ノ圓滑ヲ期センガ爲之等團體ヲシテ夫々ノ業務ニ就キ推薦書ヲ大日本映畫協會ニ提出セシメ以テ技能審査上ノ參考材料タラシメントス尙銓衡ノ基準ニ付キテハ別ニ内規ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス

六、登録制度ノ運用

登録ハ前述ノ如ク法律上ノ性質トシテハ單テル許可ニ過ギザルモ之ガ運用ニ當リテハ登録ヲ受ケタル者ハ實質的ニハ一種

ノ特權的地位ヲ得タルモノ如キ自覺ヲ與フルトモニ前述ノ
 如ク各々團體ヲ結成セシメテ人格ノ陶冶技能ノ修得ニ努メシ
 メ又藝術的創造力ヲ十分ニ伸張セシムル様能フ限り干涉ヲ避
 ケ以テ名實トモ國民藝術ノ擔當者トシテノ矜持ト實力トヲ備
 ヘシメ藝術ヲ通ジ積極的ニ國運ノ發展ニ寄與スル様指導スル
 モトス

以下は、右の文章の複製されたものである。複製は、元の文章の縦書きの形式を維持し、文字の大きさを調整して読みやすくしている。複製された文章は、元の文章のほぼ完全な複製であり、内容は一致している。

臨時映畫評議會設立ニ關スル法律（一九三三年七月十四日）
第三條 〇〇映畫創作者トシテ映畫ノ製作ニ協働スル者ハ映
畫評議會ニ参加セザル可ラズ
映畫創作者トハ製作所長、監督、作曲者、脚本執筆者、音
樂指揮者、音楽家、撮影主任、建築家、カメラマン、主要
演技者及副演技者、小演技者及補役其ノ他トス
臨時映畫評議會設立ニ關スル命令（一九三三年七月二十二日）
第四條 映畫評議會員タルニハ職業團體ノ一ノ加入者タルコ
トヲ要ス（（註）從業者ノ場合ハ映畫創作者組合ニ加入ス

参考

◎ 獨逸 國

臨時映畫評議會設立ニ關スル法律（一九三三年七月十四日）

第三條 〇〇映畫創作者トシテ映畫ノ製作ニ協働スル者ハ映

畫評議會ニ参加セザル可ラズ

映畫創作者トハ製作所長、監督、作曲者、脚本執筆者、音

樂指揮者、音楽家、撮影主任、建築家、カメラマン、主要

演技者及副演技者、小演技者及補役其ノ他トス

臨時映畫評議會設立ニ關スル命令（一九三三年七月二十二日）

第四條 映畫評議會員タルニハ職業團體ノ一ノ加入者タルコ

トヲ要ス（（註）從業者ノ場合ハ映畫創作者組合ニ加入ス

ルコトヲ要ス

映畫評議會ノ直接會員タリ得ルニハ專門組合ノ缺除セルト
キノミトス。右ノ場合映畫評議會幹部會ガ入會ノ可否ヲ決
定ス

第五條 職業團體ニ加入シ居ルヤ否ヤニ付テ疑問アル場合ハ
映畫評議會幹部會之ヲ決定ス

補役ハ職業組合ニ加入シ、該加入ニ關スル管轄職業事務局
ノ適法ナル證明書ヲ所有スベキモノトス。例外ハ映畫評議
會幹部會之ヲ許可ス

第六條 映畫評議會ヘノ入會ニ依リ入會者ハライヒ領域内ニ
テ映畫業領域ニ於テ活動スルノ權限ヲ取得ス

第八條 映畫評議會ハ會費ヲ徵收スルノ權限ヲ有ス。右ニ關

スル規定ハ國民啓發及宣傳大臣ノ承認ヲ要ス。會費ハ現金

ニテ支拂フ可ク公課ノ如ク徵收セララルモトス

映畫紹介ニ關スル指令（一九三四年七月十四日）

映畫紹介所ハ一九三四年七月一日ニ事業ヲ開始ス。此ノ日ヨ

リ左ノ映畫創作者ハ映畫紹介所ヲ經テ雇傭契約ヲナスベキ
モノトス

主演者、助演者、製作指揮者

左ノ職業ニ從事スルモノハ映畫紹介所ヲ經テ紹介セララルベ
キ義務ナシ、但シ紹介所ヲ利用スルコトヲ得

監督、編纂家、監督補助、カメラマン、撮影主任、音

響主任、作家、シナリオ 作者、作曲家、樂長、道具
係、マスク製作者

紹介ヲ求ムルニハ慣行ノ手数料ヲ支拂フベシ

映畫紹介ニ關スル指令（一九三五年二月六日）

共同管理ノ映畫紹介所設立ニ關スル一九三四年七月十七日付

ノ余ノ指令ヲ改正シ、余ハ今後端役、著者、原稿作者、作
曲者及樂長ヲ除外シテ一切ノ映畫創作者ハ其ノ雇傭契約ヲ
映畫紹介所ヲ經テ爲スベキコトヲ規定ス、同様一切ノ映畫
製作者ハ、紹介ニ關スル義務ノ下ニアル一切ノ映畫創作者
ヲ映畫紹介所ヲ經テノミ雇傭契約スルノ義務ヲ有ス

◎佛蘭西國

活動寫眞攝影技師、身分證明書、制定ニ關スル千九百三十四年八月十日附大統領令

第一條 公開ノ映寫ヲ爲ス目的ノ爲ニ公道並ニ公開ノ場所及建物内ニ於テ活動寫眞ヲ撮影セント欲スル一切ノ者ハ職業身分證明書ヲ所有スルコトヲ證明スベキモノトス右ノ證明書ハ調査ノ後知事又ハ内務大臣之ヲ交付スベシ右ノ證明書ハ場合ニ應ジ一縣又ハ本國領土全部ニ對シ有效ナルベシ名義人其ノ職業ヲ止ムルトキハ本證明書ハ之ヲ其ノ名義人ヨリ收上グベシ證明書ノ交付ニ依リテ生ズル條件ヲ違由セザルトキ若ハ公開的ノ事項ニ對スル重罪又ハ輕罪ノ爲罰セ

ラレタルトキ右證明書ハ均シク之ヲ名義人ヨリ取上グベシ

第五條 登録ヲ受ケザル者ノ使用制限

一、登録ヲ受ケザル者ノ使用ヲ制限セントスル理由

第四條ニ於テ登録ヲ受クルニ非ザレバ演出者、演技者又ハ撮影技術者等ノ業務ニ従事スルコトヲ業トスルヲ得ザル規定ヲ設ケタルハ之ニ依リテ映畫製作業務従事者ノ素質ノ向上ヲ圖リ以テ映畫ノ質的向上ニ寄與セシメントスル趣旨ニ出ヅルモノナルヲ以テ映畫製作業者ニ對シテモ之等ノ業務ニハ被登録者以外ノ者ヲ従事セシムルコトヲ得ザル規定ヲ設クルノ要アルハ蓋シ言ヲ俟タザル所ナリトス之本條ヲ規定シタル所以ナリ

第六條

登録ノ取消及従業ノ停止

一、登録ノ取消及従業ノ停止ヲ必要トスル理由

映畫ハ前述ノ如ク廣ク國民各層ノ間ニ普及シ、之ガ製作ニ從事スル者ハ青少年子女ノ渴仰スル所トナリ其ノ舉措進退ハ影響スル所極メテ廣汎ナルモノアルニ拘ラズ從來ハ却ツテ素行上或ハ思想上其ノ舉措進退ニ適當ヲ缺キシガ如キ事例寡ナカラズ而モ之ニ對スル社會ノ批判ハ動モスレバ寛大ナラントスル傾向アリテ映畫ノ國民藝術的的使命ノ達成ノ上ヨリ見ルモ好マシカラザルモノアリ或ハ又其ノ有タル技能劣等ニシテ到底向上ノ見込ナキニ拘ラズ依然トシテ映畫ノ製作ニ從事シ却ツテ國民ノ藝術的資質ヲ退化セシメツツアルモノナキヲ保シ難シ依テ本條ハ前條ト

相應ジテ一旦登録ヲ受ケタル者モ之ヲシテ引續キ映畫製作ニ從事セシムルコトヲ適當ナラズト認メタルトキハ之ヲ將來恒久的ニ又ハ一時的ニ排除シ其ノ弊害ヲ防止セントスルニ在リ

二、登録ノ取消及從業ノ停止ノ事由

映畫ノ製作ニ從事スルコト適當ナラザルトキハ登録ノ取消從業ノ停止ヲ行フコトトナルモ何ヲ以テ適當ナラズトナスヤハ其ノ内容多岐ニシテ之ヲ列舉スルコトヲ得ザルモ例ヘバ素行上世ノ批難ヲ受クルガ如キ行爲アリタル場合不穩ナル思想ヲ有シ或ハ行動ニ出デタルガ如キ場合其ノ製作ニ係ル映畫ガ其ノ從業者ニ存スル理由ニ依リ公安風俗上屢々檢閲ヲ祈答セララルルガ如キ場合又ハ技能著シク劣惡ニシテ一般的ニ映畫ノ質的向上ヲ期スル

上ニ支障アルガ如キ場合ノ如キ其ノ主ナル事例ナルベシ。

七第 映畫ノ製作ニ關スル警察上ノ制限

一、映畫ノ製作ニ關シ警察上ノ制限キ付セントスル理由

映畫ノ製作ハ從來長キニ涉リ非合理的ナル勤勞ト不完全ナル設備ノ下ニ遂行セラレ來リシ爲不健康業務タル性質強ク現業員中ニ呼吸器病患者等比較的多數發生セル事例アルノミナラズ映畫ノ製作ニ當リテハ電氣、爆藥、フィルム等發火性ノモノ使用頻繁ニシテ其ノ災害發生ノ危險寡ナカラザリシニモ拘ラズ之等ニ對スル警察取締ハ唯備カニ撮影所内ノ一部分小ナル現像部ニ對シ工場法ノ適用アル外ハ全ク放任セラレ來レル實情ニアリタリ惟フニ映畫ノ製作ニ當リテハ相當多數ノ現業的人員ヲ要スルトトモニ特殊ノ物的設備ヲ必要トスルヲ以テ一面ニ於テハ工場生

産タル色彩ヲ有スルモ他ノ一面藝術的精神的業務タル特色強ク工場ト著シク趣ヲ異ニスルモノアリ旁々映畫製作ノ場所全般ニ對シテ工場法ト全一内容ノ制限ヲ付スルガ如キハ全ク當ヲ得ザルモノアリトハ云へ、映畫ノ製作ヲシテ近代の合理的企業ノ下ニ經營セシメ映畫製作事業ノ明朗健全ナル發展ヲ圖ルガ爲ニハ危害豫防上並ニ衛生上若干ノ制限ヲ付スルコトハ蓋シ必要欠クベカラザル措置ナリト謂ハザルヲ得ズ

二、制限ノ内容

映畫製作ニ關スル警察制限ノ内容ヲ決定スルニ當リテハ映畫ノ製作行爲ガ前述ノ如ク工場の性質ト藝術的精神的業務タル性質トヲ併セ具有スル點ニ考慮ヲ拂フヲ要スルトトモニ危害豫防並

衛生上ノ制限ノ必要ト其ノ制限ガ映畫製作事業ニ及ボス影響

トヲ彼此考究シテ決定セザル可カラズ

右ノ如キ方針ニ依リ本條ニ於テハ映畫製作現業従事者ノ就業ニ
關スル制限及其ノ他映畫製作ニ關スル制限ヲ付スルコトトセリ

(1) 就業ニ關スル制限

(1) 就業ニ關スル制限トシテ本法施行細則ニ於テ考慮シツツア
ルハ十六歳未滿ノ者及女子ニ對スル所謂深夜業ノ禁止ナリト
ス現在映畫製作ノ實情ヲ見ルニ監督ノ個人的習性ニ災サル
ルト製作ノ企業性ノ欠除ニ因リ屢々深夜業ヲナスモノアリ
現業員ニ對シ精神的肉體的ニ著シキ打撃ヲ與フルコト寡ナ
カラザル所ナルモ他面現業員ノ總ベテニ對シ深夜業ヲ禁止

スルトキハ映畫ノ製作殊ニ發聲映畫ノ製作ニ支障ナシトハ
 稱シ難キヲ以テ最少限度年少者及女子ニ對シ之ヲ適用スル
 ニ止ムルコトトシ以テ將來映畫製作工程ノ合理化ニ一礎石
 ヲ置カントスルモノナリ

(四) 右深夜業ノ制限ハ映畫ノ製作ノ現業ニ從事スル者ノミニ適
 用アルヲ以テ監督俳優照明係セツト係録音係等ニハ當然適
 用セラル、反面事務員給仕小使等ニハ適用ナキモノトス
 十六歳未滿及女子ト限定シタルハ工場法ノ主旨ヲ踏襲シタ
 ルモノ午後十時トシタルハ工場法並ニ商店法ノ主旨ニ從ヒ
 タルモノニシテ午前六時トシタルハ映畫製作現業ノ特殊性
 ニ鑑ミタルモノナリ

(イ) 深夜業ノ制限ハ絶對的ノモノニ非ズ警察署長ノ許可ヲ受ケタル場合ハコノ制限ニ依ラザルコトヲ得ルコトトセリ但シコノ制限緩和ハ其ノ運用ニ於テ最少限度ニ止ムルコトトシ例ヘハ年末ノ如キ特ニ季節的ニ深夜業ヲ必要トスル場合等ニ於テノミ之ヲ認ムル等ノ方針ヲ確立スルノ要アルベシ

(ニ) 工場法ニ於テハ就業ニ關シ右ノ如キ深夜業ノ禁止ノ外就業時間(原則十一時間) 休日(毎月二回以上) 休憩時間(三十分又ハ一時間以上) 危険又ハ衛生上有害ナル業務ニ對スル就業及病者産前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業等ニ付又工場労働者最低年齢法ニハ最低年齢ニ付制限ヲ付シツツアル所ナルモ映畫ノ製作ニ於ケル就業ノ態様ハ工場ト著シ

ク概ヲコトニスルモノアルニ鑑ミ差當リ右制限ノミニ止メ
ントス

(2) 其ノ他ノ制限

現在映畫ノ製作ニ關シ就業ノ制限以外ノ制限トシテ考慮ノ要
アルハヌテ、焼付室、試寫室、フィルム貯藏室等ノ災害
防止保健衛生保持ノタメノ制限屋外撮影ノ際ニ於ケル制限等
ナリ

尙現業者ノ業務上ノ負傷疾病死亡等ノ際ニ於ケル扶助ニ關シ
テハ工場法等ニ於テ規定存スル所ナルモ映畫現業者ハ職工、
工業労働者ニ比シ其ノ待遇就業状況等ニ於テ著シク差異アル
ハ勿論映畫現業者相互ニ於テモ其ノ待遇就業状況等ニ相當ノ

然悉アリ到底之ヲ一律ニ律スルヲ得ザルヲ以テ本法ニ於テハ
 之ヲ規定セザルコトトシ行政措置トシテ製作業者ニ對シ察メ
 テ之等ノ扶助制度ヲ確立スル様態豫セントス映畫製作等ノ許
 可申請ノ際該業者ノ扶助内規等ヲ添付セシムルガ如キハ其ノ
 一方法ナルベシ

三、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長

トス

八、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 九、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十一、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十二、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十三、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十四、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十五、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十六、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十七、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十八、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 十九、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長
 二十、本條ノ主管官廳ハ内務大臣、厚生大臣、地方自治官及警察署長

参考

◎ 伊太利國公安法附添案（一九三一年六月十八日勅令第七三七號）
 第七十六條 公ノ場所、戶外又ハ公衆ニ曝サレタル場所ニ於テ映
 畫ニ依リ再現セラルベキ行爲ヲ爲サシメントスル者ハ地方公安
 當局ニ對シ書式ヲ以テ之旨豫告スベシ
 教育目的ヲ有スルモノヲ除ク映畫ノ製作中俳優、登場人物又ハ其
 他如何ナル方法ニ於テモ十五歳未満ノ兒童ノ使役ヲ禁ズ知事ハ
 例外トシテ特定映畫ノ製作中一人又ハ其以上ノ年少者ノ使役ヲ
 許可スルコトヲ得、但シ右ノ許可ニ當リテハ該年少者ノ健康並
 ニ徳性ヲ保證スベキ條件ヲ遵守セシメ而シテ親權ヲ行使スル親
 又ハ保護者ノ書式ニ依ル同意アリタル場合ニ限り之ヲ許可ス

第七十九條 歌劇又ハ演劇作品ノ上演ヲ除キバライエテイ興行、
乘馬俱樂部及其他如何ナル公衆興行物ニ於テモ十五歳未満ノ兒
童ノ使役ヲ禁ズ

右ノ禁止ハ輕業、力技其他スベテ危險技ニアリテハ十六歳未満
ノ者ニ及ブ

規則第一節

第二十二條 共行映畫ニ於ケル十四歳未満ノ少年少女ノ使役ニ關
スル公安法第四十八條ノ條項ノ外兩親又ハ之ガ代理ヲ爲ス者ノ
書式ニ依ル同意ヲ得ザル時ハ第二十條ニ述ベタル製作所内ニ於
テ映畫ノタメニ年少者ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 製作映畫ノ撮影前届出

一、製作映畫ノ撮影前届出ヲ命ズル理由

(1) 現在我國ニ於テ製作セラルル映畫就中劇映畫ニシテ内務大臣ノ行フ檢閲ニ際シ公安又ハ風俗上支障アリトシテ其ノ全體ニ付拒否ノ處分ヲ受ケ或ハ實質上拒否處分ヲ受ケタルト同様ナル取下ヲ爲スモノ稀ナラザルモノアリ其ノ爲當該映畫ノ製作ニ要シタル費用ハ全ク回收スルノ途ナキノミナラズ時ニハ直チニ上映ニ迄支障ヲ來シ二重ノ損害ヲ受クルコトアリ

斯ル不測ノ損害ヲ未然ニ防止スルガ爲ニハ豫メ其ノ撮影開始前當該映畫ノ内容ヲ檢閲官廳ニ届出シメ其ノ内閣ヲ行フ

ヲ以テ最も效果的ナリトス即チ検閲官廳ハ提出セラレタル
 映畫内容ヲ内閣スルコトニ依リ之ニ準據シテ製作セラルベ
 キ映畫ニ付公安風俗上全體トシテ其ノ可否ヲ略々確定的ニ
 豫測シ得ルヲ以テ映畫製作業者ハ一應安ンジテ映畫ノ撮影
 ニ着手スルコトヲ得ベシ製作映畫ノ撮影前届出制度ハ之ニ
 依リ検閲官廳ハ豫メ映畫内容ニ付審査シ公安風俗上支障ア
 ルトキハ其ノ變更ヲ命ジ以テ不測ノ損害ナカラシムルトト
 モニ更ニ進ンデハ部分的ナル切除處分ヲ最少限度ニ止メン
 トスルノ意圖ニ出ヅルモノナリ

シムルノ機能ヲ與ヘントスル目的ニ出ゾルモノトス

(2) (B) 映畫ハ映畫製作業者ニトリテハ純然タル營利行爲ノ對象

トシテ商品ノ性質ヲ有スルコト當然ノ事ナルモ其ノ結果動
モスレバ俗流ニ投ズル所謂際物映畫ヲ濫造シテ映畫ノ及ボ
ス影響ヲ顧ミザルガ如キ虞尠ナカラザルモノアリ、殊ニ今
次事變ノ如ク確乎タル方針ノ下ニ聖戰ノ意義ヲ宣明セザル
可カラザルトキニ當リ安價輕卒ナル際物的事變映畫氾濫ス
ルコトハ寔ニ憂慮スベキモノアリト稱セザルヲ得ズ

又映畫製作業者中ニハ依然トシテ舊來ノ興行師的陋習ニ因
ハレ他ノ製作スル映畫ニ偽似セル映畫ヲ意識的ニ製作シテ
不當ノ利ヲ得ントシ堅實ナル映畫事業ノ發展ヲ阻害スルモ

緊要ノ事ニ屬スルコト言フ俟タザル所ナルヲ以テ撮影前届
 出制度ヲ直キ成ル可ク詳細ナル脚本等ノ提出ヲ命ズルコト
 依リ撮影開始前ニ相當ノ準備期間ヲ與ヘ綿密ナル企畫ヲ
 ナスノ風ヲ醸成セシメントスル意圖ニ出ツルモノトス

二、届出ヲ要スル映畫ノ種類

映畫ノ製作ニ當リ多ク脚本等ヲ作製セザルヲ例トスルモノニ
 時事映畫實寫映畫等アリ之等ノモノニ對シテハ必ズシモ撮影
 前届出ヲ命ズルコトヲ要セザルモ脚本ヲ作製スル一般文化映
 畫ニ付キテモ本條ノ立法理由ヲ前述ノ如クナリトセバ必ズシ
 モ一律ニ届出ヲ命ズルノ要ナキガ如シ依テ本條ニ於テハ一應
 一般観客ニ及ボス影響最モ大ニシテ且現在前述立法理由ノ如

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

キ必要特ニ著シキ劇映畫ニ付テノミ届出ヲ命ゼントス但シ將來文化映畫ノ統制の見地ニ於テ之ヲ必要トスベキ時アルベキニ鑑ミ何時ニテモ之ヲ命ジ得ル様之ヲ主務大臣ノ指定ニ委任スルコトトセリ

尙撮影前届出ノ義務ハ右ノ如ク劇映畫ニノミ限ラルルモ文化映畫ニ付テモ其ノ製作者ハ事實上自發的ニ檢閲官廳ニ脚本等ヲ提出シテ内閣ヲ受ケ得ル様便宜ノ手段ヲ講ジ置クノ要アルベシ

三、届出ヲ爲スベキ事項

届出ヲ爲スベキ事項ハ當該映畫ノ題名、内容、脚本執筆者、演出者及主タル演技者等ノ氏名ヲトス而シテ其ノ内容ニ付テ

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

ハ原則トシテ脚本（シナリオ）ヲ提出セシムルモノトス蓋シ
 前述ノ如ク事前内閣ノ制度ヲ出來得ル限り有效ナラシムル爲
 ニハ當該映畫ノ内容ニ付成ル可ク詳細ニ審査シ得ルコトヲ要
 スルニ因ル

四、届出ノ效力

本條ハ映畫製作業者ニ對シテ其ノ製作スベキ映畫ノ内容ニ付
 届出ヲ命ズルニ止メタルヲ以テ製作業者ハ施行細則ノ定ムル
 所ニ依リ撮影開始前一定期間ニ内務大臣ニ届出ツレバ足り之
 ニ對シ内務大臣ノ許可認可等ノ行政處分ヲ待ツノ要ナシ
 内務大臣届出ヲ受理シタルトキハ右ノ如ク爾後ニ許可認可ノ
 如キ處分ヲナスコトナキモ一應之ヲ内閣シ其ノ内容公安風俗

ハ原則トシテ脚本（シナリオ）ヲ提出セシムルモノトス蓋シ
 前述ノ如ク事前内閣ノ制度ヲ出來得ル限り有效ナラシムル爲
 ニハ當該映畫ノ内容ニ付成ル可ク詳細ニ審査シ得ルコトヲ要
 スルニ因ル

上支障アリト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズベキモノトス
 映畫製作業者、劇映畫ノ製作ニ當リ撮影前ニ内務大臣ニ届出
 ツルコトナク撮影ヲ開始シタルトキハ處罰ノ理由タルベキモ
 スクテ製作完了シタル映畫ハ公安風俗上支障ナキ限り届出ヲ
 怠リタルノ故ヲ以テ檢閲ニ際シ拒否セララルコトナキトモ
 ニ届出ヲ爲シタル映畫ニ付テハ檢閲官廳ハ理論上ハ右届出ニ
 拘束セララルコトナク公安風俗上ノ見地ヨリ拒否シ或ハ切除
 シ得ルコト素ヨリノコトニシテ唯事實上斯クノ如キ事極メテ
 稀ナルベキモノタルノミ尙變更ニ付テモ亦同様ニシテ届出ヲ
 爲シタル者ガ其ノ變更命令ニ從ハザルノ理由ニ依リ處罰セラ
 ルルコトナク又檢閲官廳ハ右變更ニ拘束セララルコトナ

此の如き場合は、内務大臣は、その旨を、

大正十一年三月二十一日、内務大臣は、

映畫製作業者、劇映畫ノ製作ニ當リ撮影前ニ内務大臣ニ届出

ツルコトナク撮影ヲ開始シタルトキハ處罰ノ理由タルベキモ

スクテ製作完了シタル映畫ハ公安風俗上支障ナキ限り届出ヲ

怠リタルノ故ヲ以テ檢閲ニ際シ拒否セララルコトナキトモ

ニ届出ヲ爲シタル映畫ニ付テハ檢閲官廳ハ理論上ハ右届出ニ

拘束セララルコトナク公安風俗上ノ見地ヨリ拒否シ或ハ切除

シ得ルコト素ヨリノコトニシテ唯事實上斯クノ如キ事極メテ

稀ナルベキモノタルノミ尙變更ニ付テモ亦同様ニシテ届出ヲ

爲シタル者ガ其ノ變更命令ニ從ハザルノ理由ニ依リ處罰セラ

ルルコトナク又檢閲官廳ハ右變更ニ拘束セララルコトナ

ク檢閲ヲ行ヒ得ルモノトス

五、主管官廳

届出ヲ爲スベキ映畫ノ種類ノ指定竝ニ届出ノ受理官廳ハ前述
本條ノ立法理由ニ鑑ミ内務大臣トス

六、其ノ他

届出制度ヲ採用セントスル理由ハ前述ノ如ク大體ニ於テ業者
ニ對シ利便ヲ與フルト共ニ警察取締ノ目的ヲ達セントスルニ
在リ從ツテ進ンデ積極的ニ映畫内容ヲ國策ノ線ニ應ゼシメン
トスルモノニ非ズ依テ届出ヲ受理シタル映畫ノ内容ニ付内閣
ヲ爲スモノハ從來ト全様相當之ガ爲ニ増員シタル檢閲官ヲ以テ之

ニ充ツレバ足ルモノト認ム

然レ共映畫ヲシテ積極的ニ國策ニ則應セシムルコトハ映畫統
 制ノ上ヨリ見ルモ最モ緊要ノコトニ屬スルヲ以テ右届出制
 度ノ實施ト相併行シテ適切妥當ナル各般ノ措置ヲ講ズルヲ要
 スルコト素ヨリ當然ノコトニ屬ス

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

参 考

◎ 獨 逸 國

活動寫眞法（一九三四年二月十六日付）

第一條 獨逸國ニテ製作セラルル演劇フィルムハ映畫化ノ前ニ其
ノ草稿及臺本ヲライヒフィルムドラマトルグ映畫監督官ニ提出シテ其ノ判定ヲ受クベ
シ

本法ニ定ムル演劇フィルムトハ終始一ノ演劇行動ヲ含ム映畫ニ
シテ、右行動ノ爲ニ製作セラレタルモノナリ

第二條 ライヒ映畫監督官ノ任務左ノ如シ

- (一) 一切ノ作劇問題ニ關シ映畫工業ヲ援助ス
- (二) 草案（原稿）作成及映畫素材改訂ニ關シ映畫製作ニ助言ヲ

與フ

- (三) 映畫工業者團ノ提出セル映畫素材、原稿及臺本ノ豫備檢閲ヲナシテ本法ノ規定ニ適合スル如ク之ヲ映畫化セシム
- (四) 禁止セラレタル映畫ノ製作者ニ對シ之ガ改作ニ付助言ヲ與フ

(五) 時代精神ニ逆行スル材料ノ取扱ヲ早期ニ禁止ス
 ライヒ映畫監督官ハ登録簿ニ登記方ヲ申出タル映畫表題ノ登録ヲ行フ

第三條 ライヒ映畫監督官ハライヒ映畫監督官ノ承認シタル草案及臺本表ヲ連續的ニ映畫檢閲所ニ通知ス

第六條 映畫ノ許可ハ申出アルトキ之ヲ行フ。内國演劇フィルム

ニアリテハ第一條第一節ニ依リテ必要ナル鑑定ガ附屬シ居ラザル
トキハ檢閲所ハ申出ヲ受クルコトヲ拒否スベキモノトス

活動寫眞法改正法律（一九三四年十二月十三日付）

一九三四年二月十六日ノ活動寫眞法ハ次ノ如ク之ヲ改正ス

(一) 第一條第一節ハ「^{ミユツセン}受クベシ」ナル語ヲ換ヘテ「^{デュルフエン}受クルコトヲ
得」トス

(二) 第二條ハ次ノ如キ字句トス

映畫監督官ハ提出セラレタル草案又ハ臺本ヲ後援スルニ足ル
モノト認メタルトキハ會社側ノ申請ニ基キ脚本及フィルム製
作ニ當リテ之ニ助言及援助ヲ與フルコトヲ得、然ル時會社ハ
映畫監督官ノ指令ニ従フベキモノトス

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '出' and '受' are visible.)

◎ 伊太利國

公安法附添案（一九三一年六月十八日勅令第七三七號）

第七十七條 國內ニ於テ上映セラルベキモノト輸出セラルベキモノトヲ問ハズ國內ニテ製作セラレ又ハ輸入セラレタル映畫ハ之ヲ公安當局ノ豫備檢閲ニ提出スベシ

規則第一節

第二條 王國內ニ於テ上映セラルベキ映畫ハ其ノ臺本又ハ脚本ガ

(三) 第三條ハ次ノ新規程ヲ以テ之ニ換フ

映畫監督官ハ檢閲所ニ自己ノ行ヒタル檢閲ノ結果ヲ常ニ報告ス。映畫監督官ハ演劇フィルムノ檢閲ニ參與スルノ權限ヲ有ス

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '三', '映畫', '監督', '官', 'ハ', '檢', '閲', '所', 'ニ', '自', '己', 'ノ', '行', 'ヒ', 'タ', 'ル', '檢', '閲', 'ノ', '結', '果', 'ヲ', '常', 'ニ', '報', '告', 'ス' are visible.)

第九條ニ述ブル豫審ヲ受ケ居ラズ而シテ臺本及脚本ニ敘述サレタル主題ガ上映可能ト認めラザル時ハ前條ニ述ベタル檢閲ニ受理サレ得ズ臺本ハ主題ヲ敘述シ而シテ該當印紙貼用紙ニ記述セル申請書ヲ添ヘタル複本ニ通テ中央映畫檢閲課へ提出スベシ商會ハ總ベテ自己ノ全責任ヲモツテ臺本ヲ同時ニ映畫檢閲^{ノ檢閲}許可證申請ト共ニ提出スルコトヲ得

左ノ各項ヲ撮影セルニュース映畫及教育的性質ノ映畫ハ豫備檢閲ノタメ臺本ノ提出ヲ要セズ

- (イ) スポーツ、史蹟、工藝作品、都市風景
- (ロ) 民族ノ生活風俗、自然界ノ事象、科學的現象及實驗
- (ハ) 農業作業、工業施設及作業

(註) 印紙ハ六リラヲ使用スベシ、名宛ハ出版及宣傳券トス

第九條 政府取締ノ目的ヲ有スル臺本ノ審査及映畫ノ檢閲ハ第一

特別委員會並ニ控訴委員會ヲシテ之ヲ行ハシム

第一委員會ハ左ノ各項ヨリ成ル

- (イ) 内務省ヨリ任命セラレタル同省A團ノ官吏一名
- (ロ) 組合省ヨリ任命セラレタル同省A團ノ官吏一名
- (ハ) 陸軍省ヨリ任命セラレタル同省ノ代表者一名
- (ニ) 國民フアシスト黨書記長ヨリ任命セラレタル同黨ノ代表者一名
- (ホ) 國民フアシスト黨書記長ヨリ任命セラレタルフアシスト大學
生團ノ代表者一名

（註）印紙ハ六リラヲ使用スベシ、名宛ハ出版及宣傳券トス

第九條 政府取締ノ目的ヲ有スル臺本ノ審査及映畫ノ檢閲ハ第一特別委員會並ニ控訴委員會ヲシテ之ヲ行ハシム

第一委員會ハ左ノ各項ヨリ成ル

- (イ) 内務省ヨリ任命セラレタル同省A團ノ官吏一名
- (ロ) 組合省ヨリ任命セラレタル同省A團ノ官吏一名
- (ハ) 陸軍省ヨリ任命セラレタル同省ノ代表者一名
- (ニ) 國民フアシスト黨書記長ヨリ任命セラレタル同黨ノ代表者一名
- (ホ) 國民フアシスト黨書記長ヨリ任命セラレタルフアシスト大學生團ノ代表者一名

控訴委員會ハ左ノ各項ヨリ成ル

(イ) 内務省ヨリ任命セラレ而シテ六等以下ナラザル同省A團ノ

官吏一名

(ロ) 組合省ヨリ任命セラレ而シテ六等以下ナラザル同省A團ノ

官吏一名

(ハ) 陸軍省ヨリ任命セラレタル同省ノ上級將校一名

(ニ) 國民フアシスト黨書記長ヨリ任命セラレ而シテ黨階統中ニ

地位ヲ有スル同黨ノ代表者一名

(ホ) 國民フアシスト黨書記長ヨリ任命セラレ而シテ同組織ノ階

統中ニ地位ヲ有スルフアシスト大學生團ノ代表者一名

第一委員會ハ出版及宣傳次官ヨリ任命セラレタル同次官部ノ官

吏一名之ヲ統轄ス控訴委員會ハ出版及宣傳次官又ハ其任命ニ依リ同次官部映畫總局長之ヲ統轄ス

◎ 佛蘭西國

活動寫眞フィルムノ統制ニ關スル一九一九年七月二十五日附大統領令

第二條 筋書又ハシナリオ及フィルム檢閲ノ爲ニ教育美術大臣ノ下ニ本大臣ニ依リ任命セラルル三十名ノ委員ヲ以テ構成セラルル一ノ委員會ヲ設置ス
右委員ノ中十名ハ内務大臣ノ推薦ニ依リテ之ヲ任命スベシ
委員會委員ハ其ノ任期ヲ三年トシ右委員ノ三分ノ一ハ毎年一月中ニ任命セラルルモノトス右委員ノ任期ハ之ヲ更新シ得

（一） 委員會ノ組織及職務
委員會ハ本大臣ノ下ニ設置スルベシ其ノ委員ハ本大臣ノ推薦ニ依リテ任命スベシ
委員會ノ職務ハ筋書及シナリオノ檢閲及フィルムノ檢閲ニ在リ
委員會ハ本大臣ノ命ニ依リテ必要ノ場合ニ本大臣ノ下ニ報告スルベシ
委員會ノ組織及職務ハ本大臣ノ命ニ依リテ変更スベシ
（二） 筋書及シナリオノ檢閲
筋書及シナリオノ檢閲ハ委員會ニ依リテ行ハルベシ
筋書及シナリオノ檢閲ハ本大臣ノ命ニ依リテ中止スルベシ
（三） フィルムノ檢閲
フィルムノ檢閲ハ委員會ニ依リテ行ハルベシ
フィルムノ檢閲ハ本大臣ノ命ニ依リテ中止スルベシ
（四） 報告
委員會ハ本大臣ノ命ニ依リテ必要ノ場合ニ本大臣ノ下ニ報告スルベシ
委員會ノ報告ハ本大臣ノ命ニ依リテ公開スルベシ

女子ハ右委員會ニ加入スルコトヲ得

第三條 委員會ハ之ヲ課ニ區分シ得各課ニ出席スル委員數ハ最少
限度三名ヲ要シ右ノ中少クトモ一名ハ内務大臣ヲ代表スル者タ
ルベシ

筋書及フィルムノ原作者及編輯者ハ自己ノ口頭又ハ文書ニ依ル
説明ヲ陳述スル權利ヲ常ニ有ス

課ハ總會ヲ開キタル委員會ニ意見書請求書ヲ移送シ得

意見ハ一月ノ期間内ニフィルムヲ檢閲シタル後又ハ單ニ場合ニ
依リテハ筋書又ハシナリオヲ檢査シタル後ニ表明セラル

第九條 映畫ノ表彰

一、映畫ノ表彰ヲ爲サントスル理由

映畫事業ノ健全ナル發達ヲ圖リ以テ優良ナル映畫ノ出現ヲ期スルガ爲ニハ映畫事業ニ關係スル者ノ自主的努力ニ俟ツベキモノ運メテ大ナルモノアリト雖モ他面政府ニ於テ積極的ニ適切ナル獎勵ノ方策ヲ講ゼザルベカラザルコト言フ俟タズ而シテ政府ノ行フ獎勵ノ方策ハ多種多様ナルモ例ヘバ補助金、獎勵金ノ下付、租税ノ減免、低利資金ノ貸付、抵當財團ノ設定等財政的援助ノ方法ニ依ルモノハ從來公企業、農工商業等各種産業部門ニ於テ最モ多ク行ハレ來レル所ナリ

然ルニ此種事業ニ付キテハ從來映畫ハ奢侈的性質ヲ有スル娛樂

視セラレタル爲何等斯ル積極的ナル方策講ゼラレザリシ實情ニ在リ唯僅カニ全ク財政的援助ノ意味ヲ離レテ文部省ノ推薦制度認定制度及内務省映畫檢閱當局ノ檢閱手数料免除制度ノ如キ極メテ少規模且姑息的ナル獎勵方法存セルニ過ギズ

然レドモ映畫事業ニ對シ今直チニ財政的援助ヲ主タル内容トスル獎勵制度ヲ採用スルハ映畫事業ノ濫立ト其ノ機構ノ複雑トニ鑑ミ又我國財政ノ現状ニ照シ相當困難ナルベキモノアルトトモニ製作セラルベキ映畫ノ質的價値ヲ度外視シテ映畫事業自體ニ對シ財政的援助ヲ行フガ如キハ一國文化政策ノ上ヨリ見ルモ稍適切リ欠クガ如キ嫌ナキニ非ズ

依テ本法ニ於テハ先ヅ專ラ優良ナル映畫ノ出現ヲ促進スル點ニ

主眼點ヲ置キテ優良ナル映畫ノ製作者ヲ表彰シ尙當該映畫ノ上映ニ付テモ便宜ヲ與フルヤウ考慮ヲ加フルコトトシ以テ將來ニ於ケル映畫事業ニ對スル財政的援助方策實施ノ端緒タラシメントスルモノナリ

三 表彰ヲ受クベキ映畫ノ種類

(1) 映畫ニ對スル表彰ハ主務大臣之ヲ行フ所ナルヲ以テ如何ナル映畫ヲ表彰スルヤハ國家的價值判斷ノ下ニ於テ爲サレザルベカラザルコト旨ヲ俟タズ本條ニ「特ニ國民文化ノ向上ニ資スルモノ」ト規定セルハコノ謂ナリ即チ表彰セラルベキ映畫ハ内容的ニ見レバ國民精神ノ昂揚國民道義ノ確立國民教育ノ向上ノ爲ニ國民ヲ指導スルガ如キモノニシテ而モ技術的ニ之ヲ云ヘバ撮影錄音

現像焼付編輯等ニ於テ我國映畫技術ノ最高水準ニ達セルモノタ
 ラザルベカラズ換言スレバ映畫ガ全體トシテ國民ノ知徳ノ涵養
 ニ資スルガ如キモノニシテ而モ優秀ナルモノタラザルベカラズ
 即チ藝術的見地ヨリ言ヘバ國民藝術ノ色彩ヲ有スルガ如キ優秀
 ナル作品タラザルベカラズ即チ斯クノ如キ映畫ニシテ始メテ國
 民文化ノ向上ニ資スルコトヲ得ベク之ヲ表彰スルノ價值アリト
 謂フベシ

(2) 映畫ガ右ノ如キ意味ニ於テ價值アルニ於テハ其ノ種類ガ實寫映
 畫ナリヤ劇映畫ナリヤ興行映畫ナリヤ非興行映畫ナリヤ亦文化
 映畫ナリヤ其ノ他ノ映畫ナリヤハ關スル所ニ非ズ
 而シテ其出映畫ノ如ク専ラ其出ノ目的ヲ以テ製作セラレタルモ

ノハ如何ニ取扱フベキヤト云フニ其ノ作品ガ優秀ニシテ國民文化ノ向上ニ資シ得ベキモノト認メラルル限リ實際上國內ニ於テ上映セラレズトスルモ之ニ對シ表彰ヲナスコトヲ得ベシ

然シ乍ラ外國映畫ニ對シテハ、假ニ其レガ我方國民文化ノ向上ニ資スルガ如キ場合在リトスルモ本條立案ノ意圖ガ主トシテ我國映畫ノ質的向上ヲ刺戟シ一面我國映畫事業ノ發達ヲ促進セントスルニ在ルヲ以テ表彰ハ之ヲ行ハザルヲ至當トスベシ

表彰ノ方法

表彰ノ方法トシテハ賞狀ノ授與賞金ノ交付等有ベキモ本條ガ其ノ立法ノ意圖ニ於テ我國映畫事業ノ獎勵助成ニ存スル點並本條映畫事業ノ現況ニ顧ミ表彰ニ付テハ當該映畫ノ製作ニ賞金ヲ交付

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な縦書きの文字列が複数行にわたって記述されている。内容は詳細に判別できない。）

シテ一面之ニ財政的援助ヲ與フルコトガ適當ナルベシ而シテ賞金
 交付ノ方法トシテハ國民文化ノ向上ニ資スルモノアリト認メラル
 ル映畫ノ出現シタル都度之ヲ交付スルコトモ一方法ナルモ豫算ニ
 限度アルヲ以テ一年度内ニ於テ發表セラレタル優良映畫ニ付テ其
 ノ價值ヲ審査シタル上表彰スベキ映畫ヲ決定スル方^率カ^ロ效果的ナル
 ト共ニ表彰ノ衡平ヲ期シ得ベシ依テ先ヅ表彰ノ價值アル映畫ノ出
 現シタル都度之ニ賞狀ヲ授與シ然ル後一年度ノ終ニ於テ右賞狀ヲ
 受ケタル候補映畫中ヨリ特ニ優良ナルモノニ對シ賞金ヲ交付スル
 モノトス

四 表彰ヲ受クル者

國民文化ノ向上ニ資スル優良ナル映畫ニ對シテハ表彰ヲ行フコト

前述ノ如クナルガ此ノ表彰ヲ受クル者ハ嚴格ニ云ヘバ當該映畫ノ製作者ナリ

茲ニ製作者ト稱スルハ映畫製作業者、映畫ノ製作ノ業務ニ從事スル者又ハ映畫ノ製作ノ現業ニ從事スル者ノ何レトモ觀念ヲ異ニシ實際當該映畫ノ製作ニ直接關與シタル者ヲ指稱ス從ツテ演出者(監督)脚本作家、演技者(俳優)撮影技術者ハ勿論所謂プロデューサー其ノ他企畫ニ參畫シ又ハ各般ノ製作過程ニ事實上關與シタル者ヲ包含スルモノトス

ニ 主務官廳

本條ノ主管官廳ハ文部大臣トス

六 其ノ他

優良ナル映画ニ對シテハ能フ限り多額ノ賞金ヲ交付シ以テ爾后ノ製作ニ刺戟ヲ與フルコトヲ必要トスルモ財政ノ現状ニ鑑ミルトキハ賞金ニモ限度アリテ其ノ製作費ニ比スルトキハ殆ンド賚ズルニ足ラザル程度ニ止マルベキヲ以テ賞金自體ハ財政的援助ノ效果ヲ上グルコトヲ得ルヤ否ヤ疑ハレ依テ政府ニ於テ賞狀ヲ授與シ又ハ賞金ヲ交付シタルトキハ當該映画ガ特ニ國民文化ノ向上ニ資スル優良ナル映画ナルコトヲ各機關ヲ通ジテ積極的ニ宣傳シ進ンデ上映觀覽ノ便宜ヲハカリ以テ賞金以上ニ財政的ニモ利益ヲ受クルコトヲ得ル様適切ナル措置ヲ講ズル必要アリト認メラル

尙右表彰ヲ受ケタル映画ニ付キテハ後ニ述ブル如ク文化映畫上映義務ノ免除ヲ行フ如キ方法ヲ講ズル必要アリト認ム

◎滿洲國映畫法（康徳四年十月七日勅令第二九〇號）

第八條 國務總理大臣ハ帝國内ニ於テ製作セラレタル映畫ニシテ
國家觀念ノ涵養、國民ノ智徳啓發其他公益ニ資シ特ニ優秀ナリ
ト認メタルモノニハ其製作ニ關與シタル者ニ對シ賞金ヲ供與ス
ルコトヲ得、前項ノ規定ニ依リ賞金ヲ供與スヘキ映畫ハ國務總
理大臣ノ定ムル所ニ依リ審査會議ノ議ヲ經テ之ヲ決スヘシ

◎伊太利國一九三三年十月五日付勅令第一四一四號

第七條 一九三三—三四會計年度ヨリ組合省ノ豫算經常部中三百
萬リヲ（現在邦貨換算四十萬圓）ノ經常年額ヲ以テ該當項目ヲ
設ケルモノトス

右經常額ハ第六條ノ規定ニ基キ一九三三年七月一日以後王國映

畫館ニ於テ映寫サレタル國產映畫ニシテ藝術的品位及技術ノ稱

讚ニ値スルモノニ對スル賞金ノ授與ニ用フルモノトス

(備考) 左ノ條件ヲ備ヘタルモノヲ國產映畫ト見做ス

(1) 主題ガ伊太利人著作家ノモノナルコト又ハ少クトモ伊太利

著作家ニヨリ撮影ノ爲伊太利語ニ翻案又ハ翻譯セラレタル

モノナルコト

(2) 藝術的及業務的人員ノ過半数ガ伊太利國籍ヲ有スルコト

(3) セット撮影及ロケーションガ伊太利國內ニ於テナサレタル

コト、ロケーションニ關シテハフィルムノ主題ニ關スル特

殊要件ノ除外ヲ許可スルコトヲ得

備

萬

洋

大

太

利

國

產

映

畫

ノ

稱

讚

ニ

値

ス

ル

モ

ノ

ニ

對

ス

ル

賞

金

ノ

授

與

ニ

用

フ

第十四條 大藏大臣及内務大臣ト協定ノ上組合省ノ要請ニ基キ勅

令ヲ以テ第七條ニ述ベタル賞金授與ノ爲ノ條項並ニ該令ノ適用

ニ隨時必要ナルベキ規定ヲ發布スルモノトス

第十五條 該令ハ王國官報ニ公布ノ日ヨリ效力ヲ生ジ而シテ議會

ニ提出シテ之ヲ法律ニ換フルモノトス

一九三四年二月五日付法律三二〇號ニ換ヘラレタル一九三三年十月五日付勅令一四一四號實施規定

第四條 一九三三年十月五日付勅令一四一四號第七條ニ掲ゲタル

賞金ヲ得ント欲スル國產映畫製作者ハ毎年六月三十日以内ニ於

テ全國フアシスト興行家組合ヲ通ジテ組合省工業總局ニ對シ

テ五リヲ印紙貼用紙ヲ用ヒタル該當申請書ヲ提出スベシ

- 申請書中ニハ左ノ各項ヲ明示スベシ
- (イ) 映畫ヲ製作セル會社又ハ商會
 - (ロ) 映畫ノタイトル
 - (ハ) 映畫ガ製作セラレタル場所及工場
 - (ニ) 伊太利國內ノロケーションセル場所及外國ノロケーションセル場所
 - (ホ) 映畫主題ノ著作者又ハ伊太利ニ於テ撮影ノ爲翻案又ハ翻譯セル者ノ氏名
 - (ヘ) 映畫ノ第一次公開上映ガ行ハレタル日附及場所
 - (ト) 賞金受取人
- 申請書ハ左ノ各項ヲ具備スルモノトス

申請書ハ左ノ各項ヲ具備スルモノトス
 (イ) 映畫ヲ製作セル會社又ハ商會
 (ロ) 映畫ノタイトル
 (ハ) 映畫ガ製作セラレタル場所及工場
 (ニ) 伊太利國內ノロケーションセル場所及外國ノロケーションセル場所
 (ホ) 映畫主題ノ著作者又ハ伊太利ニ於テ撮影ノ爲翻案又ハ翻譯セル者ノ氏名
 (ヘ) 映畫ノ第一次公開上映ガ行ハレタル日附及場所
 (ト) 賞金受取人

(一) 管轄組合監督局ノ檢印ヲ有スル一九三三年十月五日付勅令一

四一四號第十條ニ述ベタル申請書ノ複本一通

(二) 映畫第一次公開上映ノ場所及時ヲ示セル管轄縣廳ノ證明書一通

(三) 映寫後申請者ニ返付セラルベキ映畫ノコピー一本

組合省ハ第六條ニ述ブル委員會ニ謀リタル上賞金獲得ノ爲提出サレタル各映畫ニ付前記一九三三年十月五日付勅令一四一四號第六條(イ)ノ項ニ述ブル要件ノ有無ヲ決定スルコトヲ得

第五條 一九三四—三五會計年度ヨリ一九三三年フアシスト紀元六年十月五日付勅令一四一四號第七條ニ述ベタル賞金授與ハ毎年七月一日翌年六月三十日ニ到ル期間中王國內映畫館ニ於テ最

初ニ上映セラルル優秀ナル國産映畫ノ製作者ニ對シ會計年度終了後六月以内ニ於テ之ヲ行フモノトス

第六條 一九三三年十月五日付勅令一四一四號第七條ニ掲ゲタル條件ノ確證ノ爲出版及宣傳次官ハ左ノ各項ヨリ成ル委員會ノ意見ヲ聽クモノトス

- (イ) 組合省ノ代表者一名
- (ロ) 大藏省ノ代表者一名
- (ハ) 内務省ノ代表者一名
- (ニ) 興行組合ヨリ任命セラレタル代表者一名
- (ホ) ファシスト自由職業家及藝術家總聯盟ノ代表者一名
- (ヘ) 全國ファシスト興行家聯盟ノ代表者一名

初ニ上映セラルル優秀ナル國産映畫ノ製作者ニ對シ會計年度終了後六月以内ニ於テ之ヲ行フモノトス

第六條 一九三三年十月五日付勅令一四一四號第七條ニ掲ゲタル條件ノ確證ノ爲出版及宣傳次官ハ左ノ各項ヨリ成ル委員會ノ意見ヲ聽クモノトス

(イ) 組合省ノ代表者一名

(ロ) 大藏省ノ代表者一名

(ハ) 内務省ノ代表者一名

(ニ) 興行組合ヨリ任命セラレタル代表者一名

(ホ) ファシスト自由職業家及藝術家總聯盟ノ代表者一名

(ヘ) 全國ファシスト興行家聯盟ノ代表者一名

(1) 全國フアシスト興行労働者ノ代表者一名
 委員會ハ出版及宣傳次官部映畫總局長之ヲ統轄ス
 委員會ノ書記職ハ出版及宣傳次官部ノ官吏一名ニ之ヲ委ス
 委員會ノ決議ガ有效ナル爲ニハ委員大多數ノ出席ヲ要ス
 投票數相半バセル場合ハ議長ノ投票ヲ以テ裁決ス

（Faint, mostly illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "委員" and "決議" are faintly visible.)

第十條 原畫ノ複製保存

一、原畫ヲ複製保存セントスル理由

毎年我が國ニ於テハ夥シキ數ノ映畫ガ製作又ハ輸入セラレツツアルモ之等ノ映畫ハ或期間上映セラレタル後ハ屑フィルムトシテ處分セララルルカ或ハ倉庫ニ藏セラレ何時トハナク散逸シツツアル狀況ニ在リ、惟フニ映畫ハ其ノ製作セラレタル時代ノ國民意識、國民文化ヲ或モ正確詳細ニ把握スルコトヲ得ルコト普通寫眞文書圖書等一被文化財ノ比ニ非ザルベシ殊ニ當該時代ノ特殊ナル歴史的事件、歴史的人物、科學的業績等ヲ撮影セル映畫ニ至リテハ將來時日ノ經過ト共ニ最モ貴重ナル文化的資料トシテノ價值ヲ増大スベキコトハ現在民間ニ於テ偶然所藏セラレツ

三 指定スベキ映畫

ツアリタル明治時代ノ特殊ナル映畫ガ既ニ歴史的資料トシテ其ノ效用ヲ發揮シツツアル事實ニ鑑ミルモ疑ヲ容レザル所ナリトス、本條ハ映畫ノ有スル右ノ如キ特殊ナル效用ニ着目シ而モ民間ニ於ケル映畫保存ノ不完全ナル状態ニ鑑ミ規定セラレタル所ニシテ之ニ依リ特殊ノ映畫ヲ指定シテ原畫ノ提出ヲ命ジ國ニ於テ之ヲ複製保存シ將來ノ利用ニ供セントスル次第ナリ

尙我が國ニ於テ其ノ趣旨稍類似セル立法例ニ國寶保存法、史蹟名勝天然記念物保存法及重要美術品等ノ保存ニ關スル法律アリ

(1) 茲ニ公益上特ニ必要アリト稱スルハ當該映畫ガ將來教育、教化、宣傳、研究ノ資トシテ利用セラルルコトノ特ニ必要アリ

ル場合ヲ指スモノニシテ史料トシテ特ニ價值アリト認メラルル記録其ノ他ノ映畫ノ如キハ之ニ該當ス、而シテ右ニ該當スル限リ映畫ガ日本映畫ナリヤ外國映畫ナリヤ、實寫映畫ナリヤ、劇映畫ナリヤハ問ハザル所ナルモ實際上主トシテ日本映畫タル實寫映畫ニ付複製保存スルコト多カルベシ

(2) 提出ヲ命ズル具體ノモノハ原畫ナリ、我ガ國ニ於テハ日本映畫ノ場合ハ原畫（オリヂナル）ヨリ直チニ上映用陽畫（ポジ）ヲ複製スルヲ通例トスルニ反シ外國映畫ノ場合ハ輸入業者ハ輸入シタル複製用陽畫（ブリュープリント）ヨリ複製用原畫（ヂューブネガ）ヲ複製シ更ニ上映用陽畫ヲ複製スルノ過程ヲ經ルヲ通常トスルヲ以テ、製作技術上提出ヲ命ズベキ

原畫ハ映畫ノ種類ニ依リ或ハ原畫又ハ複寫用原畫ガ適當ニシテ加之コレヲノ原畫ハ多クノ場合製作又ハ輸入業者ノ倉庫等ニ保管セラレアルヲ以テ其ノ提出ヲ命スルハ便宜ナルニ依ル

三 提出ヲ命ゼラルベキ者

原畫ノ提出ヲ命ゼラルベキ者ハ原畫ノ所有者トス而シテ茲ニ所有者ト稱スルハ民法ニ謂フ所有者ナルヲ以テ占有者又ハ單純ナル所持者ヲ包含セス

四 提出ヲ命ゼラレタル者ノ義務

原畫ノ提出ヲ命ゼラレタル者ハ原畫ヲ提出スルコトヲ要シ之ヲ拒ムコトヲ得ザルトモニ其ノ處分命令ニ定ムル期間中ハ返還ノ請求ヲ爲シ得ザルモノトス

五 主務官廳及保存事務

映畫ノ指定及其ノ原畫ノ複製保存ニ關スル事務ヲ掌ル主務官廳ハ文部大臣トス

主務官廳ニ於テ複製スベキ映畫ハ複製用陽畫複製用陰畫^原又ハ上

映用陽畫ナルベクソノ都度之ヲ定ムモノトス

六 其ノ他

(1) 映畫ヲ複製保存スルハ全ク公益上ノ必要ニ出ヅルモノナルヲ以テ必要アリト認メラルル場合ハ進ンデ之ヲ買上ゲ保存スルコトモ有リ得ベク是等ノ原畫ハ之ヲ映畫博物館、映畫演劇學校等ノ制成リタル曉ハ此處ニ保管セシメ其ノ利用ニ充ツルガ如キニ至レバ理想ナルベシ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '主務官廳' and '複製' are faintly visible.)

(2) 本條ニ依リ複寫セラレタル映畫ハ著作權法ニ所謂「偽作」ニ非ズ即チ著作權法第三十條ハ「専ラ官廳ノ用ニ供スル爲複製スルコト」(第九號)ハ偽作ト看做サスト定ムルヲ以テ著作權侵害ト認ムベカラザルコト明白ナリ

24

参 考

◎ 獨逸國フィルム・ネガチーフ破棄ニ關スル指令（文書）

（一九三三年十二月十八日付）

茲ニ余ハ何分ノ沙汰アル迄現存ノ演劇、文化、教育、及廣告映畫
及週聞映畫ノ發聲ノモノ並ニ無聲ノモノニシテ獨逸映畫評議會ノ
許可ナキモノハ破棄スルコト又ハ外國ニテ使用スルコトヲ許可
セズト指令ス

外國ニテ使用シ若ハ破棄セントスル爲ノ個々ノ申請ニハ一々獨逸
映畫評議會ノ許可ヲ受クベシ

外國ニテ使用シ若ハ破棄セントスル爲ノ個々ノ申請ニハ一々獨逸
映畫評議會ノ許可ヲ受クベシ

違反行爲アルトキハ余ハ法律的ニ余ノ自由ニ爲シ得ル懲戒手段ヲ
採リ又ハ組合ヨリ除名處分ヲナサザルヲ得ザルニ至ルベシ

獨逸映畫評議會會長

◎佛蘭西國立映畫保存館ノ組織ニ關スル一九三四年三月十七日附

大統領令

佛蘭西共和國大統領ハ文部大臣ノ報告ニ基キ左ノ如ク命令ス

第一條 活動寫眞フィルムニシテ製作者ニ依リ美術管理局寫眞及

活動寫眞記録部ニ寄託セラレタルモノハ國立映畫保存館ト稱ス

ル映畫保存館中ニ保管セラレ右ノ場所ニ於テ該フィルムハ文部

大臣ノ承認スル規則ニ依リ定メラルベキ條件ノ下ニ研究家（フ

ィルム作家、監督、考證家等）ノ用ニ供セラルベシ

第二條 目錄ハフィルム受領毎ニ之ヲ作成スベシ右目錄ニハ題名、

最初ノ興行ノ日附リールノ長サ、原作者、製作者及翻譯者ノ氏

名ヲ指示スベシ

第三條 フィルムハ寄託セラルルト同時ニ國家ノ所有ニ歸スルモ

ノナルガ豫備ノ版ガ作成セラレザリシトキハ右フィルムハ引續
キ寄託者ノ一時的無償ノ使用ニ供スルモノトス

右フィルムハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ營利的ノ興行スベカラズ

第四條 或ルフィルム又ハフィルムノ或部分ガ教育的又ハ資料的

ノ見地ヨリ之ヲ使用シ得ベキモノト認メララルトキハ前記管理

局ハ製作者ト協議ノ上右フィルムノポジチブヲ作成シ得ベシ

右ノポジチブフィルムノ映寫ニ際シ美術監理局寫眞記録部ニ屬

スルポジチブト同一條件ヲ以テ一切ノ營利關係以外ノ目的ノ爲

ニ之ヲ使用セント欲スル一切ノ者ノ使用ニ之ヲ供シ得ベシ

第五條 國家ハ製作者ノ承認ヲ得テ公式ノ性質ヲ有スル儀式、祝

第六條 祭又ハ會合ノ際ニ右フィルムノ或モノヲ提供シ得ベシ
文部大臣ハ本令施行ノ任務ヲ有ス

（Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to low contrast and fading.)

第十一條 外國映畫配給ノ制限

一 外國映畫ノ配給ヲ制限セントスル理由

支那事變發生以後我國ニ於テハ外國爲替管理法並ニ昭和十二年法律第九十二號輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件ヲ發動シテ外國映畫ノ輸入ニ關シ相當嚴重ナル制限ヲ爲シ來リシモ事變前ニ於テハ全ク自由ニ放任セラレツツアリタリ

外國映畫ガ我國ニ輸入セララルルヤ其ノ規模ノ廣壯ト表現ノ斬新ト内容ノ新奇トニ因リ青年子女知識階級ニ急モ愛好セラレ延ビテハ盲目的ナル外國崇拜乃至外國模倣ヲ招來シ國民感情國民生活風俗、流行、習慣等ニ對シ急モ損害ナル影響ヲ與ヘ我國傳來ノ醇風美俗ヲ頹廢セシムルコトニ著シキモノアリ之ニ加フル

ニ多數ノ外國映畫ガ輸入セラルルコトニヨリ日本映畫ハ特ニ大都會ニ於テ相當壓迫ヲ受ケ延ヒテハ我國映畫製作事業ニ寡ナカラザル打撃ヲ與フルコトハ勿論事變前ニハ年々一千萬圓ニ近キ資金海外ニ流出スルノ實情ニ在リタリ

右ノ如キ實情ハ必ズシモ我國ノミ特有ノモノニ非ズ歐洲諸國ニ於テモ夙ニ大ナリ少ナリ殆ンド全様ノ實情ニ在リシヲ以テ外國映畫就中米國映畫ニ對シ文化政策產業政策乃至爲替政策ノ見地ヨリ嚴重ナル制限ヲ加ヘ來リ最近ニ於テハ民族主義ノ興隆義ブロツク經濟ノ發展自給自足經濟ノ必要等ニヨリ其ノ制限ヲ益々加重シツツアル實情ニ在リテ歐洲各國ニ於ケル映畫法ノ根幹ハ實ニ此ノ點ニ在リツツアルガ如キ狀況ナリ

依テ我國ニ於テモ第一義的ニハ外國映畫ノ一國文化ニ及ボス影響ノ重大ナルニ鑑ミ我國文化政策ノ必要ニ立脚シ第二義的ニハ我國映畫事業ノ保護ト國際收支ノ改善トヲ考慮ニ入レ茲ニ本條ニヨリ外國映畫ニ對シ制限ヲ設ケントスル次第ナリ

ニ 外國映畫制限ノ様式

右ノ如キ理由ニ基キ外國映畫ノ制限ヲ行ハントスルニ當リ其ノ様式トシテ考ヘラルベキモノ三アリ

其ノ一ハ外國映畫ヲ制限セントスルニ當リ其ノ輸入ノ際ニ於テ輸入數量ニ付制限ヲ加ヘントスル様式其ノ二ハ外國映畫ノ輸入ノ際ニ於テハ直接何等ノ制限ヲ加ヘザルモ斯シテ輸入セラレタル外國映畫ヲ上映部門ニ配給セントスルニ當リ其ノ配給數量ヲ

制限セントスル様式其ノ三ハ映畫上映ノ際ニ於テ外國映畫ノ上
映數量ヲ制限セントスル様式之ナリ

第一ノ様式ハ前述ノ如ク支那事變發生以後我國ニ於テ採用セラ
レツツアル所ナルモ之ハ全ク爲替政策ノ必要ニ基クモノニシテ
外國映畫制限ノ必要ガ一國文化政策ノ必要ニ立脚スルコトヲ第
一義トシ又國産映畫事業ノ保護ヲモ併セ加味セザルベカラザル
所以ノモノニ鑑ミルトキハ決シテ充分ナリト認スルコトヲ得ズ
又外國映畫ニ付キテハ最モ優良ナル映畫ガ最低ノ價格ヲ以テ輸
入セラルルコトハ國家的ニモ希望セラルル所ナルモ豫メ輸入
數量ニ制限ヲ置クトキハ自ラ外國映畫ノ選擇ニ制限ヲ受ケ且不
當ニ高價ナル價格ヲ以テ購入セザルベカラザル不利ヲ招クノ虞

アリ又一且輸入セラレタル外國映畫ニ付内務大臣ノ行フ映畫檢
 閲ノ際ニ拒否ノ處分ヲ受ケタルトキハ之ニ代ルベキ外國映畫ヲ
 輸入スルコトヲ得ザルヲ以テ特ニ少量ノ輸入數量ヲ割當テラレ
 タル者ニトリテハ甚大ナル損失ヲ招クノ虞アリト謂ハザルベカ
 ラズ

外國映畫ノ制限ヲ行フニ當リ配給數量制限ノ様式ニ依ラントス
 ルハ右ノ如キ輸入數量制限ノ様式ノ有スル欠陥ヲ是正セントス
 ルモノニシテ本様式ヲトルコトニ依リ最モ適確ニ外國映畫ノ及
 ボス影響ヲ是正シツツ一國文化政策ノ本旨ヲ貫徹シ得ルニ止マ
 ラズ進ンデ國産映畫事業ノ保護ヲ實現シ而モ結果ニ於テハ無制
 限ナル正貨ノ海外流出ヲモ矯正スルコトヲ得ルモノトス又映畫

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be Japanese text.)

配給業者モ自己ノ資力ニ應ジツツ或時ハ多数ノ優良ナル外國映
 畫ヲ比較的廉價ニ豫メ輸入シ置キ之ヲ毎年ノ割當テラレタル配
 給數量ニ應ジツツ配給シ得ルトトモニ檢閲ノ拒否處分モ輸入數
 量制限ノ様式ヲトル場合ニ於ケルガ如キ打撃トナラザルモノト
 稱セザル可カラズ本條ガ外國映畫ノ制限ニ付配給數量制限ノ様
 式ヲ採ルハ以上ノ理由ニ基クモノトス

外國映畫ノ制限ヲ加フルニ當リ上映數量制限ノ様式ヲ採ルコト
 ハ所謂外國映畫上映率ノ存在ノ餘地無カラシムルモノニシ
 テ之ニ依リ外國映畫ノ及ボス悪影響ヲ排除シ得ルトトモニ日本
 映畫上映ノ機會ヲ繁カラシメ外國映畫ノミニ親シメル觀客ニ日
 本映畫ニ接近スル機會ヲ與ヘ日本映畫ニ對スル認識ヲ増進シ延

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並んでいる）

三 制限ヲ受クベキ外國映畫ノ種類

ヒテハ日本映畫ノ觀客ヲ増加セシムル等各般ノ特色ヲ有スルモ
 單ニコノ方法ノミニ依據スルトキハ最悪ノ場合全國ニ涉リ日本
 映畫外國映畫同時上映館ノ増加ヲ來シ其ノ影響憂慮スベキモノ
 アルベキハ想像ニ難カラズ本法ニ於テ外國映畫制限ノタメ一面
 ニ於テ配給致量ノ制限様式ヲ採用スルトトモニ併セテ后ニ述
 ブル如ク上映數量ノ制限ヲモ採用セントスルハ兩々相俟チテ前
 述ノ如キ各般ノ欠陥ヲ是正シ以テ外國映畫ニ對スル統制ノ目的
 ヲ達成セントスル意圖ニ出ズルモノトス

三 制限ヲ受クベキ外國映畫ノ種類

外國映畫ノ配給制限ヲ行フニ當リ應ベテノ外國映畫ニ付之ヲ爲
 スコトハ次ニ述ブル如ク現在必ズシモ必要ナラザルヲ以テ制限

ヲ受クベキ外國映畫ノ種類ニ付キテハ主務大臣ニ委任スルコトトセリ

即チ外國映畫中特ニ前述ノ如ク觀客ニ對シ深刻ナル惡影響ヲ與フルハ專ラ劇映畫ニシテ而モ其ノ價格モ甚ダ多額ニ達スルノミナラス國產劇映畫ノ製作ハ米國キ次ギ世界第^一位ニアリテ既ニ^{著レキ}生産過剩ノ實情ニアリ之ニ反シ文化映畫ハ我國ニ於テ製作セラ^ルル數量未ダ寡ク后述ノ如ク文化映畫ノ指定上映ヲ行フ際ニ於テハ特ニ文化映畫ノ需要著シク増大スベキニ拘ラズ供給之ニ伴ハザルカ或ハ劣惡ナル國產文化映畫供給セラ^ルル虞アリ又外國文化映畫ハ世界各國ニ於ケル現代文化ノ粹ヲ集メタルモノ多ク國民知識ノ水準ヲ高メ國際的關心ヲ昂揚スルノ利益寡ナカラザ

ルモノアリ

以上ノ事情ニ鑑ミ配給制限ヲ受クベキ外國映畫ハ之ヲ劇映畫ノ
 ミニ限定シ文化映畫ニユース映畫等ハ一應之ヲ制限外ニ置クコ
 トトシ其ノ旨命令ニ於テ明ラカニセントス而シテ特ニ之ヲ命令
 ニ委任シタルハ將來我國産文化映畫其ノ内容豊富ニ於テ著大ナ
 ル發達ヲ遂ゲントスル體ニ於テハ外國文化映畫ト雖モ尙若干ノ
 制限ヲ付スルノ必要生ズルヤモ計リ難ク斯ル際ニ於ケル際機適
 切ナル方策ヲトルニハ命令ニ委任スルヲ便宜ナリト認メタルニ
 依ル

尙劇映畫ノ定義及劇的構成ヲ有スル外國映畫ト雖モ其ノ米數察
 キモノハ制限外ニ置クヤ否ヤ及外國映畫ノ定額等ニ付キテハ通

テ明確ナラシムルコトトス

四 外國映畫ノ配給制限數量

外國映畫ノ配給制限ヲ劇映畫ニ付行フニ當リ其ノ數量ヲ決定スルハ主務大臣ノ決定スル所ナルコトハ本條ニ規定スル所ナリ
 惟フニ外國映畫ノ無制限ナル輸入配給乃至上映ニ伴フ弊害ハ前述ノ如クナルガ他面外國映畫ノ有スル效果モ亦必ズシモ絶無トハ稱シ難シ即チ外國映畫ヲ觀覽スルコトニ依リ外國ノ人情風俗近代の文明等ヲ知得シ國民ノ國際的文化水準ヲ高メ我國映畫製作關係者ニ對シ刺戟ト示唆トヲ與ヘ技術、演技等ニ關スル參考的知識ヲ與ヘ外國映畫ヲ併映スルコトニヨリ上映番組ノ編成ニ變化ヲ與ヘ興行ノ單純化ヲ防止シテ興行成績ヲ向上セシメ外國

映畫ノ輸入ヲ自由ニ認ムルコトニ依リテ將來ニ於ケル日本映畫ノ海外進出ニ際シ相手方ヨリ報復的制限ヲ受クルコトヲ防止シ或ハ國際外交關係ノ圓滑ト映畫ニ依ル對日惡宣傳ヲ防止シ得ル等大ナリ小ナリ效果ヲ擧グルコトヲ得ルコト想像ニ難カラズ從ツテ本法ニ於テモ外國映畫ニ對シテハ絕對禁止ノ態度ヲ採ラントスルニ非ズ其ノ利害得失ヲ比較考慮シ其ノ利得ノ弊害損失ニ比シ著大ナルニ鑑ミ之ガ數量的制限ヲ行ハントスルニ然ラバ其ノ數量ヲ如何ナル限度ニ止ムベキヤハ其ノ時ニ於ケル國產劇映畫ノ供給狀況外國映畫上映ノ狀況外國映畫上映制限トノ關係映畫其ノ他ノ盛衰國民ノ之ニ對スル慾求ノ狀況國民精神ノ振否ノ狀態其ノ他各般ノ狀況ヲ考慮シ且現在ノ如ク國產收支

ノ確保ヲ理由トシテ外國映畫ノ輸入許可制實施セラレツツアル
トキニ於テハ特ニ當該主管官廳トノ密接ナル聯繫ノ下ニ決定セ
ラルベキモノトス

本條ガ特ニ數量ノ決定ヲ命令ニ委任シタルハ右ノ如キ各種ノ事
情ヲ慎重ニ考慮シ毎年最モ妥當適切ナル判斷ノ下ニ實施セント
スルニ依ル

其外國映畫配給數量制限ノ方法

外國映畫ノ配給數量ノ制限ハ個々ノ映畫配給業者ニ對シ毎年其
ノ配給セントスル外國映畫ノ數量ニ付許可ヲ申請セシメテ之ヲ
行フモノトス而シテ之ガ申請ト同時ニ當該映畫配給業者ノ過去
三年間ニ於ケル配給実績ヲ主務大臣ニ届出デシメ主務大臣ハ之

ヲ基準トシ審査ノ上毎年ノ配給數量ヲ定メテ許可セラルトス
 右許可ニ當リテハ前號ニ述ベタル如ク各般ノ事情ヲ考慮シ當該
 年度ニ於テ國內ニ於テ必要トスル外國映畫ノ總數量ヲ豫メ決定
 シ置キ其ノ總數量ヲ適宜各配給業者ニ割當ツルモノトス
 而シテ右割當ノ際ハ現在ノ所特ニ外國映畫ノ製作國ニ付キテハ
 別ニ考慮ヲ拂フコトナシ現下ノ如キ微妙ナル國際關係ノ下ニ於
 テ或國ノ映畫ヲ限リ特ニ意識的ニ排撃スルガ如キ態度ヲトルコ
 トハ決シテ好マシキ事ニ在ラザルヲ以テナリ但シ將來日本映畫
 ノ進出ヲ故意ニ妨害シ或ハ外交關係斷絶シタルガ如キ諸外國ノ
 映畫ニ付キテハ外務當局ト密接ナル連絡ヲ採リ適宜ノ措置ヲ採
 ルコトアルベキコト勿論ナリ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and appears to be a continuation of the discussion on film distribution and international relations.)

尙諸外國ト特殊ノ條約協定等成立シ（例ヘバ日獨文化協定ノ如キ）映畫ノ輸入又ハ交換ヲ行フコトナルトキハ割當ニ付特殊ノ考慮ヲ拂フヲ要スルコト勿論ナルモ此ノ際ニ於テモ右輸入又ハ交換セラルル映畫ガ劇映畫ナルトキハ成ル可ク其ノ數量ハ前述當該年度ニ於テ國內ニ必要トスル外國映畫總數量ノ中トシ之ヲ控除シタル數量ヲ各配給業者ニ割當ツルヲ可トスベシ

六 外國映畫配給制限ト輸出映畫トノ關係

我國映畫製作事業ノ最モ大ナル欠陥ノ一ハ實ニ映畫ノ配給地域ガ殆ンド狹少ナル國內ニ限定セラレツツアル點ニ在リ其ノ爲一本ノ映畫ノ複製數ハ僅々平均十本乃至十五本ニ過ギズ從ツテ之ヨリ回收セラルル利益ハ甚ダ寡ク爲ニ一本ノ映畫ニ付投ジ得ル製作

費ハ自然僅少ナラザルヲ得ザルヲ以テ小規模粗糲ナル映畫製作
 セラルル實情ニ在リ然ルニ歐米諸國殊ニ米國ニ於テ製作セラル
 ル映畫ハ殆ンド全世界ニ販路ヲ有シ世界映畫市場ヲ席卷シツツ
 アリ複製セラルルヲ致百本ニ達スルノ勢ナルヲ以テ利潤ノ回收
 率多ク爲ニ所謂百萬弗映畫ノ製作セラルルコト容易ナル狀況ニ
 シテ米國映畫ノ有スル宣傳力ハ世界各國ニ最モ顯著ナル影響ヲ
 及ボシツツアリ

從ツテ我國産映畫ノ輸出ヲ促進シ其ノ販路ノ開拓ヲ圖ルコトハ
 右ノ如ク我國映畫製作事業ノ安定ト映畫ノ質的向上ヲ期スル上
 ヨリ見ルモ將又我國情文化ヲ海外ニ宣傳シ以テ國威ヲ海外ニ宣
 揚シ或ハ我國ニ對スル認識ヲ深メ或ハ我國ニ對スル歪曲セラレ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some legible fragments include: "輸出海...", "大...", "中...", "本...", "十...", "五...", "本...", "製...", "作...", "の...", "質...", "的...", "上...", "期...", "ス...", "ル...", "上...", "ヨ...", "リ...", "見...", "ル...", "モ...", "將...", "又...", "我...", "國...", "情...", "文...", "化...", "ヲ...", "海...", "外...", "ニ...", "宣...", "傳...", "シ...", "以...", "テ...", "國...", "威...", "ヲ...", "海...", "外...", "ニ...", "宣...", "揚...", "シ...", "或...", "ハ...", "我...", "國...", "ニ...", "對...", "ス...", "ル...", "認...", "識...", "ヲ...", "深...", "メ...", "或...", "ハ...", "我...", "國...", "ニ...", "對...", "ス...", "ル...", "歪...", "曲...", "セ...", "ラ...", "レ...")

タル認識ヲ是正スルガ爲ニモ極メテ緊要ノ事ニ屬スルモノトス
 然ルニ從來我國ハ映畫ノ輸出促進ニ付全く何等ノ措置ヲ構ゼズ
 加フルニ我國ノ特異ナル人情風俗言語等ノ海外諸國ニ理解セラ
 ルルコトノ困難ナルトニ因リ國産映畫ノ輸出數量著シク寡ク間
 間輸出セララルモノハ外務省鐵道省等ノ製作スル觀光映畫國情
 宣傳映畫ノ域ヲ出デズ又民間ヨリ輸出セララルモノモ専ラ海外
 ニ居住スル我國民ニ觀覽セシムル程度ヲ出デズ歐米諸國ガ自國
 映畫ノ海外進出ノタメ官民協力アラユル方策ヲ講ジツツアルニ
 比シ全く雲泥ノ差アリト謂ハザルベカラズ
 自國映畫ノ海外進出ヲ促進スルガ爲ニハ映畫輸出業者ニ補助金
 獎勵金ヲ下付スルガ如キ、映畫製作業者ニ對シ輸出向映畫製作

見ルニ、我が國ノ映畫輸出は、從來、極めて少く、且、海外市場に於ては、我が國ノ映畫は、他國ノ映畫に對して、競争力に乏しく、輸出促進の爲め、何等の措置も講ぜず、加ふるに、我が國ノ特異ナル人情風俗言語等、海外諸國に理解せられず、輸出數量著しく寡く、間々輸出せられるモノは、外務省鐵道省等ノ製作スル觀光映畫國情宣傳映畫ノ域ヲ出デズ、又民間ヨリ輸出せられるモノモ、専ラ海外ニ居住スル我國民ニ觀覽セシムル程度ヲ出デズ、歐米諸國ガ自國映畫ノ海外進出ノタメ官民協力アラユル方策ヲ講ジツツアルニ比シ全く雲泥ノ差アリト謂ハザルベカラズ、自國映畫ノ海外進出ヲ促進スルガ爲ニハ、映畫輸出業者ニ補助金獎勵金ヲ下付スルガ如キ、映畫製作業者ニ對シ輸出向映畫製作

ヲ奨励スルガ如キ或ハ外國映畫ノ輸入ト相互關聯セシメテ輸出
 ノ促進ヲ圖ルガ如キ各種ノ方法ヲ擧グルコトヲ得ベシ
 而シテ今茲ニ本法ノ實施ニ當リ考慮シツツアルハ右方法中第三
 ノ方法ニシテ所謂割當制度（クォータ・システム）ト稱セラレ
 ルモノナリ此ノ割當制度ハ日本映畫ヲ輸出シタル者ニ對シテハ
 一定ノ比率ヲ以テ外國映畫輸入ノ^{権利}特約ヲ與ヘントスルモノニシ
 テ一種ノリンク制トモ稱スルヲ得ベシ前述ノ如ク外國映畫ノ配
 給ニ付キテハ其ノ數量ヲ制限スルヲ以テ此ノ制限數量ヲ毎映畫
 配給業者毎ニ割當ツル際當該映畫配給業者ガ別ニ日本映畫ヲ輸
 出シタルトキハ其ノ輸出數量ニ應ジテ配給制限數量ヲ増加セシ
 メントスルモノナリ命令中ニ映畫配給業者ノ前年度 爲シタル

輸出數量ヲ主務大臣ニ申告セシムル規定ヲ設ケントスルハ斯ル
 目的ヲ達成セントスルニ在リ此ノ割當制度ヲ採用スルコトニヨ
 リ外國映畫ノ輸入ヲナサントスルモノハ自然日本映畫ノ輸出ヲ
 行フコトトナリ日本映畫ノ販路擴大ノ端緒タルニ至ルベキモノ
 ト思料ス尙右割當制度ノ實施ニヨリ認メラルル外國映畫ノ輸入
 數量ハ前述國內ニ於ケル當該年度ノ必要映畫總數量ノ中トシ之
 ヲ控除シタル數量ヲ各映畫配給業者ニ對シ割當ツルヲ妥當トス
 ベシ

七 主管官廳

本條ノ主管官廳ハ内務大臣トス

ハ其ノ他

外國映畫ノ輸入ニ付制限ヲ行フニ當リ制限ヲ受クル外國映畫ノ製作國トノ間ニ各種ノ紛議ヲ惹起シタル例乏シカラズ最近ニ於ケル滿洲國ト米國トノ間ニ於ケル映畫ニ關スル紛議ノ如キ其ノ例ナリ米國ニ於テハ主要映畫製作會社ノ團體タル「ヘイス・オーガニゼイション」アリ外國ガ米國映畫ニ對シ差別的待遇ヲナシ或ハ配給ノ独占等ヲ行フトキハ當該國ノ市場ニ米國映畫ヲ出サザルコトトシ報復的手段ヲ採ルコトハ其ノ傳統の方針ナリ本法ニ於テハ米國映畫ニ對シ特ニ差別的待遇ヲナスコトナク又其ノ配給機關ヲ独占スルコトナキヲ以テ斯ル手段ニ出デラルル虞ナキトトモニ將來假ニ斯ル手段ニデラルル際ニ於テモ國產映畫生産力ノ著シク大ナルニ鑑ミ殆ド痛痒ヲ感ハルコトナカルベ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

シ只現在強イテ米國映畫會社ヲ不必要ニ刺戟シ延ヒテ外交關係
ニ危影懸ク及ボスガ如キハ嚴ニ謹シマザルベカラザル所ナリト
ス

（Faint, mostly illegible vertical text, likely bleed-through or a second column of text.)

参考

◎ 獨逸

外國映畫上映ニ關スル命令

第一部 一般規定

第一條

内國ニ於テ公ニ上映スベキ外國映畫ハ外國映畫登記所ニ登記スベシ。
學校、俱樂部、協會及其ノ他範圍ノ一定セル社會ニ於ケル映畫ノ上
映ハ公ノ上映ト同等ト見做サル
(下略)

第二部 演劇映畫

第七條

各演劇年度毎ニ下付スベキ發聲演劇映畫證明書ノ數ハ一定セラレ(總數)。登記權所有者ニ對シテハ右總數ノ七分ノ四迄ノ證明書ヲ下付スベク、右ハ最終演劇年度中ニ初メテ公ニ上映スルコトヲ許サレタル獨逸ノ長篇發聲演劇映畫ニシテ初メテ證明書ヲ下付セラレタルモノノ其ノ總數ニ比例スル範圍内ナリトス

但シ證明書下付ノ要求ガ成立シ得ルハ、登記權所有者ガ如何ナル外國映畫ノ爲ニ證明書ヲ使用スベキカヲ證明シタルトキニ限ル。長篇演劇映畫一本ハ各「ネガチーフ」三百米迄ノ長サノ短篇演劇映畫五本若クハ各「ネガチーフ」五百米迄ノ長サノ短篇演劇映畫三本ト同様ト見做サル。一九二六年六月十二日付娛樂稅ニ關スル「ライヒ」顧問官規定第九條ニ基キ權限アル官廳ノ認可シタル獨逸映畫ハ此際

二倍ニ計算スルモノトス。

本規定ハ無聲映畫ニモ夫々適用セラレ。

映畫ノ販賣區域ガ全獨逸國ニ亘ラズ特定ノ地方ノミナルトキハ(地方貸出)登記シタル地方貸出人ニ對シ上記ノ規定ニ從ヒテ中間決定書ヲ與フベシ。中間決定書五通ヲ提出スルトキハ第六條第一節(内務大臣ハ登記權所有者ニ映畫檢閱所ノ許可アリタル後映畫上映ニ何等疑念無之旨ヲ内容トスル證明書ヲ下付ス)ニ依ル證明書ヲ下付スベク、右ハ登記セラレタル映畫ヲ自ラ地方貸出シテ利用スルノ機能ヲ登記權所有者タル地方貸出人ニ賦與スルニ過ギザルモノトス。

第九條

第七條第一節ニ規定セラレタル總數ノ七分ノ二ハ次ノ如ク定メラレ、

出願人ハ本規定ニ依リて... (Faint, mostly illegible text in the right-hand column, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

獨逸人若クハ獨逸ノ法律ニ從ヒテ設立セラレ獨逸國內ニ所在地ヲ有
 スル會社ガ獨逸發聲演劇映畫ノ世界取引ヲ掌握シテ、該映畫ノ獨逸
 國以外ニ於ケル上映權ヲ外國ニ賣却シ、販賣收入金ヲ全部若クハ一
 部入手シ、本映畫ガ外國人タル購賣者ノ國ニ於テ適當ニ公ニ上映セ
 ラルルニ至リタルトキハ、右獨逸人及獨逸會社ハ第七條ノ範圍以上
 ニ外國發聲映畫ヲ登記スルノ權利ヲ取得スルモノトス。本登記ニ付
 テハ最終演劇年度中ニ獨逸國ノ全外國收入金中ニ於テ登記者ノ全外
 國收入金ノ占ムル範圍内ニテ第六條第一節ニ基キ證明書ヲ下付スベ
 キモノトス。本證明書ハ毎年一月一日以前ニ下付セラルルコトナシ
 右ハ無聲映畫ニ關シテモ夫々同様ニ適用セラルルモノトス。

第三部 教育及文化映畫

第十一條

教育及文化映畫登記ニ關スル證明書ハ公ノ上映ヲ許サレ、未ダ貸付セラレズ、新ニ製作セラレタル獨逸教育及文化映畫（教育及文化映畫トハ國民教育又ハ教化ヲ目的トスルモノナリ。但シ演劇映畫ノ性質ヲ有セズ。且ツ情報ヲ行フヲ目的トスル時事ヲ映出セザルモノトス）ニシテ約二倍ノ長サノモノヲ登記權所有者ガ自己ノ營業トシテ同等ニ貸付スル品ヲ證明セル時ニ下付セラル。（中略）

外國發聲教育及文化映畫ニ對シテハ第一節ノ條件ノ下ニ二倍ノ長サノ發聲獨逸教育及文化映畫ヲ同時ニ貸付クル理由ニ依リテノミ證明書ヲ下付スルコトヲ得。（下略）

第五部

第十五條

獨逸ノ威嚴ヲ損フ傾向又ハ效果ヲ有スル映畫若ハ獨逸映畫ノ利用ニ對シ苛重ナル條件ヲ付スル國家ニ於テ製作セラレタル映畫ヲ權限アル獨逸官廳ノ戒告ニ反シテ依然トシテ世界ニ販賣スル製作者ノ製作ニカ、ル映畫ニ對シテハ證書ノ下付ヲ拒否スルコトヲ得。

第十七條

一九三二—三三年度（即チ一九三二年七月一日ヨリ一九三三年六月三十日迄）ニ發聲演劇映畫ニ對シ下付スベキ證書ノ數ハ百五通、無聲演劇映畫ニ對シテ下付スベキ證書ノ數ハ七十通トス。

第十八條

内務大臣ハ映畫市場ノ狀勢ニ大變化アル場合若クハ其他ノ重要ナル

理由アルトキハ證明書下付ノ際ニ發生スルコトアルベキ不自由ヲ和
グル爲ニ公正ナル判斷ニ基キテ第十七條ニ規定セラレタル證明書ノ
數ヲ百七十五通ヨリ更ニ二十通迄擴大スルコトヲ得。

一九三二年六月廿八日

内務大臣 フォン・ガイル男爵署名

◎伊太利

伊太利映畫工業ノ爲ノ諸條項

第八條 (映畫館經營者ノ外國映畫各三本ニ付國産映畫 一本ヲ映寫
ス義務 | 出版及宣傳省ノ變更ノ權能)

映畫館經營者ハ外國發聲映畫三本ニ付第六條ニ定メタル條件 (註
第六條ハ國産映畫ノ條件ヲ規定ス) ヲ備ヘタル米數千五百ポートル

以下ナラザル發聲映畫一本ヲ映寫スベキ義務ヲ有ス。

前項ニ依リテ映寫スベキ映畫ハ總ベテ一九三三年七月一日以後ニ製作サレ而シテ過去二年間公開上映ノ爲政府ノ檢閱許可證ヲ得タルモノナルコトヲ要ス。

如何ナル場合ニモ各三ヶ月間ニ於テ右ニ述ベタル條件ヲ備ヘタル國產映畫三本以上ヲ映寫スベシ

出版及宣傳省ハ省令ヲ以テ發聲映畫ノ國產増加ノ爲強制的ニ映寫セシムベキ伊太利製作映畫ノ外國映畫ニ對スル割合ヲ變更スルコトヲ得。

(但シ、第二條ニシレバ上映スル外國發聲映畫ハ必ズ左ノ條件ヲ遵守シテ伊太利語ヘノ追譯ヲナスコト)

(1) 追譯ガ王國土内ニ存在スル「スタヂオ」又ハ工場ニ於テ行ハ
レタルコト

(2) 右ノ追譯完成ノ爲ニ從事セル藝術的及業務的人員ノ全部ガ伊
太利國籍ヲ有スルコト)

◎佛蘭西

外國製映畫ノ輸入及佛蘭西國ニ於ケル興行ニ關スル千九百
三十六年五月二十六日附大統領令

(一九三六年五月三〇日附官報)

佛蘭西共和國大統領ハ内閣總理大臣兼内務大臣、外務大臣、商工大
臣及文部大臣ノ報告ニ基キ千九百二十一年十二月三十一日附法律第
四十九條及第五十條、千九百二十六年四月二十九日附法律第百五十

二條及千九百二十八年三月十九日附法律第五十八條及第五十九條ニ
鑑ミ、千九百十九年七月二十五日、千九百二十八年二月十八日、千
九百三十二年七月二十一日、千九百三十三年七月二十二日、千九百
三十四年六月二十一日、千九百三十四年十一月二十四日及千九百三
十五年五月二十七日附大統領令ニ鑑ミ左ノ如ク命令ス

第一條

本令ハ千九百三十六年七月一日ヨリ千九百三十七年六月三十日迄效
力ヲ有スベシ

第二條

以下ニ示ス制限ヲ附シテ外國製映畫ノ輸入及佛蘭西國ニ於ケル興行
ハ之ヲ自由トス

官報

第...号

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

外國製映畫ハ佛蘭西國ニ於テ製作セラレタル映畫ト同様ナル取扱ヲ受クルモノトス、右ハ映畫統制部ニ依ル檢印押捺ニ付特ニ然リトス

第三條

九百米以上ノ外國製映畫ニシテ「アフター・レコーディング」セラレタルモノハ佛蘭西國ニ於テ六ヶ月毎ニ九十四本ノ映畫ヲ限度トシ且左ノ條件ノ下ニ於テノミ之ガ公開上映ヲ爲シ得ベシ

「アフター・レコーディング」ハ全部佛蘭西國領土内ニ存在スル「スタデオ」ニ於テ税金納入ニ依リ確認セラレタル出願ノ登録後四月ノ期間以内ニ行ハルルコト

此等映畫ハ必ズ上映ノ當初ニ「複製映畫」トシテ之ヲ公開上映シ、原語ノ「タイトル」、ソノ正確ナル翻譯及場合ニ依リ其ノ

映畫ノ上映ニ際シテ用ヒラルル「タイトル」並ニ演技ノ部分ヲ
 擔當スル俳優ノ氏名並ニ發聲ノ部分ヲ擔當スル俳優ノ氏名ヲ示
 スコトヲ要ス、尙製作國及複製ノ行ハレタル地名ヲモ示スコト
 ヲ要ス
 千九百三十六年七月一日以前ニ正式ニ登録セラレ千九百三十五
 年七月一日ヨリ千九百三十六年六月三十日迄效力ヲ有スル前記
 大統領令ノ割當量ノ盡キタル結果檢印ヲ受クルコト能ハザリシ
 映畫ニ對シテハ四月ノ期間ハ千九百三十六年七月一日ヨリ之ヲ
 起算スベシ

第四條

佛蘭西製映畫ノ輸入ニ制限ヲ附シ居ル外國ヨリ來ル總ユル種類ノ版

ノ映畫ニ對シテハ佛蘭西國ニ於ケル其ノ公開上映ニ關係國政府ト締結シタル協定ヲ適用スベシ

第五條

第四條ノ適用ヲ留保シ外國語ノ原版映畫ハ描畫ハ之ヲ除キ「セーヌ」縣ニ於テハ五映畫館、其他ノ縣ニ於テハ右制限ノ除外例ハ文部大臣ニ依リテ許與セララルベシ

第六條

上記規定中ノ何レカ一ニ違反シタルトキハ檢印ヲ拒否シ又ハ之ヲ取消スベシ

第七條

内閣總理大臣兼内務大臣、外務大臣、商工大臣及文部大臣ハ本令施



行ノ任務ヲ有ス

◎英吉利

一九二七年映畫法

第十三條 (配給者ノ割當率ニ關スル規定)

一九二八年四月一日ヨリ一九二九年三月三十一日ニ至ル一年間ニ於テ及其後九年間ノ各年ニ於テ英吉利ニ於テ一般的ニ興行スル爲ニ興行者ニ登録映畫ノ賃貸ヲ業トセル如何ナル者モ (以下之ヲ配給者ト稱ス) スル賃貸ヲ爲ス爲ニ配給者ガ一年間ニ取得セル登録映畫總呎數ニ對シテ本法ノ別表第二部ニ於テ一年間ニ付テ明記セル如キ割合ノ登録英吉利映畫ヲ取得スルヲ要ス。斯ル割合ハ以下コレヲ配給者割當率ト稱ス、斯ル取得セラレタル映畫ガ長篇映畫 (登録映畫數三千

映又ハソレ以上ノ映畫（又ハ短篇映畫（登録呎數三千呎以下ノ映畫ノ双方ヲ包含セル場合ニハ本項ノ規定ハ總テノ映畫並ニ取得セラレタル長篇映畫ニ就テ適用スルモノトス（割當率ハ呎數ヲ以テ計算ス）

配給者割當率（英吉利映畫ヲ配給スベキ率）

一九二九年三月三十一日迄	七・五パーセント
一九三〇年	一〇・〇パーセント
一九三一年	一〇・〇パーセント
一九三二年	一二・五パーセント
一九三三年	一五・〇パーセント
一九三四年	一七・五パーセント
一九三五年	一七・五パーセント

（以下に詳細な規定と補足事項が記載されているが、本文では省略する）

第二條 映畫法ニ於テ輸出又ハ輸入ト稱スルハ轉運、積換、積戻其
他單ニ帝國ヲ通過セシムル目的ヲ以テ之ヲ輸送スル場合ヲ含マズ

施行令

第四條 映畫ノ輸出、輸入及配給ハ國務總理大臣ノ指定シタル者ノ
外之ヲ爲スコトヲ得ズ

◎滿洲國

法

一九三六年	〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇
一九三七年	〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇
一九三八年	〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇

[Faint text on the right page, likely bleed-through or very light print. Includes terms like "日本", "映畫", "輸出", "輸入", "配給".]

第十二條 輸出映畫ノ檢閲

一 輸出映畫ノ檢閲ヲ行フ理由

輸出映畫ニ付キテハ昭和十年內務省令第六十三號輸出活動寫眞フィルム取締規則ニ基キ全年十二月一日以降引續キ内務大臣之ガ檢閲ヲ實施シ來レル所ナリ

映畫ノ輸出ヲ自由ニ放任スルトキハ動モスレバ皇室ノ尊嚴ヲ冒シ又ハ國家ノ威信ヲ損シ或ハ外國トノ親善關係ヲ阻害シ或ハ國民生活ニ對シ誤解又ハ惡感情ヲ抱カシメ或ハ政治上軍事上經濟上其ノ他國家ノ重大ナル利益ヲ害スル等各種ノ不利益又ハ弊害發生スルノ虞寡ナカラザルモノアリ殊ニ輸出映畫ハ往々ニシテ我國ノ最モ特殊珍奇ナル風習等ヲ殊更ニ撮影シ以テ外國ニ於

ケル観客ノ嗜好ニ投セントスル傾多ク爲ニ我國ニ對スル理解薄キ者ハ之ヲ以テ我國ノ一般的風習ト誤認シ延ヒテハ我國ノ文化國力等ニ對スル認識ヲ誤ルモノ寡ナカラズ

輸出映畫ニ對シ檢閲ヲ開始シタルハ右ノ如キ弊害ヲ防止セントスルニ在ルモノナルガ斯ル檢閲ハ今后ニ於テモ依然トシテ必要ナルノミナラズ現下ノ如ク積極的綜合的ニ我國情國策ヲ海外ニ宣傳スルノ必要顯著ナル時ニ在リテハ特ニ其ノ重要性ヲ加重スルモノト稱セザルベカラズ

ニ檢閲ノ標準

輸出映畫ノ檢閲ヲ行フ理由右ノ如クナルヲ以テ其ノ檢閲ノ具體的標準ハ國內上映映畫ノ檢閲ト自ラ異ラザルヲ得ズ即ち后者ノ

場合ニハ當該映畫ヲ國內ノ公ニ觀覽セシムルコトニ依リテ我國
 ノ公安風俗上支障アリヤ否ヤヲ標準トスベキモ前者ニ在リテハ
 我國ノ公安風俗ノ保持ノ如キ一般興業上ノ觀念ヲ挿入スベキ餘
 地全ク存セズ即チ前者ニ在リテハ當該映畫ヲ外國ニ於テ觀覽セ
 シムルコトニ依リ外國人ガ我國ニ對スル認識ヲ誤リ我國ニトリ
 不利益弊害ヲ招クノ虞ナキヤ否ヤヲ標準トシテ決定セラルベキ
 モノトス從ツテ次條ニ基キ行フ國內上映映畫ノ檢閲ノ際許可セ
 ラレタルモノガ本條ノ檢閲ニ依リ拒否セラルルコトアルトモ
 ニ本條ニ依リ許可セラレタルモノガ國內上映ヲ拒否セラルルガ
 如キモアリ得ベキコトナリトス之レ兩者ハ全ク別個ノ檢閲ニシ
 テ且其ノ檢閲標準ヲ異ニスル當否ノ結果ナリトス尙輸出映畫ノ

一、本條ノ規定ハ、前條ノ規定ニ依リ、我が國ニ於テ觀覽セシムルコトニ依リテ我國ノ公安風俗上支障アリヤ否ヤヲ標準トスベキモ、前者ニ在リテハ我國ノ公安風俗ノ保持ノ如キ一般興業上ノ觀念ヲ挿入スベキ餘地全ク存セズ、即チ前者ニ在リテハ當該映畫ヲ外國ニ於テ觀覽セシムルコトニ依リ外國人ガ我國ニ對スル認識ヲ誤リ我國ニトリ不利益弊害ヲ招クノ虞ナキヤ否ヤヲ標準トシテ決定セラルベキモノトス、從ツテ次條ニ基キ行フ國內上映映畫ノ檢閲ノ際許可セラレタルモノガ本條ノ檢閲ニ依リ拒否セラルルコトアルトモ、ニ本條ニ依リ許可セラレタルモノガ國內上映ヲ拒否セラルルガ如キモアリ得ベキコトナリトス、之レ兩者ハ全ク別個ノ檢閲ニシテ且其ノ檢閲標準ヲ異ニスル當否ノ結果ナリトス、尙輸出映畫ノ

検閲ニ際シテハ其ノ輸出先國ノ我國トノ關係、輸出先國ニ於ケ
 ル觀客ノ種類等ニ付キ特殊ノ考慮ヲ加ヘラルベキコトハ當然ノ
 事ニ屬ス

三 検閲、合格、輸出

映畫ハ検閲ヲ受ケ合格スルニ非ザレバ輸出スルコトヲ得ザルコ
 トハ本條ニ規定スル所ナルガ茲ニ合格ト稱スルハ一般行政法上
 ノ許可ノ觀念ト異ル所ナシ貿易品ノ輸出ニ付行フ許可處分ニ合
 格ナル文字ヲ用ヒツツアル事例ヲ前掲輸出活動寫眞フィルム取
 締規則ニ踏襲セルヲ其ノ儼採用シタルニ過ギズ從ツテ本條ニ謂
 フ検閲トハ合格ナル許可處分ノ決定ヲ爲ス手續行爲ヲ指稱スル
 モノトス次ニ映畫ノ輸出トハ外國ニ映畫ヲ移轉スル行爲ヲ謂ヒ

賣却ニ因ルト贈與ニ因ルト又映畫配給業者ノ行フト他ノ個人ノ
 行フトヲ問ハズ又小型映畫ナルト否ト或ハ外國ニ於テ公衆觀覽
 ノ用ニ供スルト否トヲ問ハザルモノトス尙映畫ノ輸出ハ映畫ヲ
 我領海外ニ移轉シタルニ依リテ完了スルモノニ非ズ既ニ移轉ノ
 タメ映畫ヲ船舶ニ積込ムコトニ依リテ完了スルモノナルコトハ
 從來ノ解釋ナリ

又輸出トハ右ノ如ク外國ニ對シ映畫ヲ移轉スル行爲ナルヲ以テ
 臺灣、朝鮮、關東洲、南洋委任統治地域等本法施行地域外ノ我
 國領土等ニ移轉スル行爲ハ茲ニ輸出ト稱セザルモノトス

四 假領置

輸出映畫ノ檢閲ニ際シ其ノ標準ニ反シ不合格トナリタルトキ其

ノ合格セザル部分ヲ檢閲申請者ニ還付スルトキハ密ニ上映セラ
ルル等ノ憂アルヲ以テ之ヲ防止スルタメ本條第二項及第三項ノ
規定ヲ設ケ其ノ假領置ヲ行フコトトセリ

而シテ右規定ハ全ク新ナル規定ノ如クナレドモ從來ニ於テモ不
合格部分並ニ其ノ原書ニ付キテハ事實上申請者ヨシテ任意檢閲
官廳ニ提供セシメ或ハ其ノ所有權ヲ放棄セシムル等ノ措置ヲ講
ジ來レルモノナリシヲ以テ實質上其ノ結果ニ於テ變更ナク從來
ノ取扱ヲ法文化シタルニ過ギズ但シ從來ハ殆ンド永久ニ右不合
格部分ヲ事實上沒收シツツアリタルモ檢閲后情況ノ變化ニ依リ
テハ必ズシモ之ヲ留メ置ク可キ理由ニシキヲ以テ一定期間后ノ
還付請求ヲ認ムルコトトセリ但シ申請者ニ於テ豫メ從前ノ如ク

ノ合格セザル部分ヲ檢閲申請者ニ還付スルトキハ密ニ上映セラ
ルル等ノ憂アルヲ以テ之ヲ防止スルタメ本條第二項及第三項ノ
規定ヲ設ケ其ノ假領置ヲ行フコトトセリ

而シテ右規定ハ全ク新ナル規定ノ如クナレドモ從來ニ於テモ不
合格部分並ニ其ノ原書ニ付キテハ事實上申請者ヨシテ任意檢閲
官廳ニ提供セシメ或ハ其ノ所有權ヲ放棄セシムル等ノ措置ヲ講
ジ來レルモノナリシヲ以テ實質上其ノ結果ニ於テ變更ナク從來
ノ取扱ヲ法文化シタルニ過ギズ但シ從來ハ殆ンド永久ニ右不合
格部分ヲ事實上沒收シツツアリタルモ檢閲后情況ノ變化ニ依リ
テハ必ズシモ之ヲ留メ置ク可キ理由ニシキヲ以テ一定期間后ノ
還付請求ヲ認ムルコトトセリ但シ申請者ニ於テ豫メ從前ノ如ク

其ノ所有權ヲ放棄シ或ハ任意提供スルガ如キコトアル場合ハ本
條ト關係ナク之ヲ留メ置キ得ルコト勿論ナリ

本條ノ假領置ハ行政執行法等ニ謂フ假領置ト全ク全一ノ觀念ナ
リ

尙本條ノ假領置ハ行政官廳（内務大臣又ハ地方長官）ノ自由裁
量ニ屬スルヲ以テ例ヘバ映畫ノ全部ガ不合格トナリタル場合ノ
如キ申請者ノ不測ノ損害ヲ救済スル爲其ノ改訂ノ希望アルトキハ
假領置ノ處分ヲ行ハザルガ如キコトモ有リ得ベキコトトス

活動寫眞法（官報（一）九五頁）
一九三四年二月十六日付
ライヒ政府ハ次ノ法律ヲ裁決シ之ヲ公布セシム
映畫ノ檢閲
第五條
禁止映畫ハ申出アリタルトキハ之ヲ外國ニ頒布スルコトヲ許可ス
ルコトヲ得。但シ國家又ハ公ノ秩序若ハ安全ノ重大ナル利害ヲ危
殆ナラシムル爲若ハ國民社會黨、宗教、道德又ハ藝術上ノ觀念ヲ
毀損シ若ハ獨逸ノ威嚴又ハ獨逸國ト諸外國トノ關係ヲ危殆ナラシ

參考

◎獨逸

活動寫眞法（官報（一）九五頁）

一九三四年二月十六日付

ライヒ政府ハ次ノ法律ヲ裁決シ之ヲ公布セシム

映畫ノ檢閲

第五條

禁止映畫ハ申出アリタルトキハ之ヲ外國ニ頒布スルコトヲ許可ス
ルコトヲ得。但シ國家又ハ公ノ秩序若ハ安全ノ重大ナル利害ヲ危
殆ナラシムル爲若ハ國民社會黨、宗教、道德又ハ藝術上ノ觀念ヲ
毀損シ若ハ獨逸ノ威嚴又ハ獨逸國ト諸外國トノ關係ヲ危殆ナラシ

國內ニ於テ上映セララルベキモノト輸出セララルベキモノトヲ問ハズ
國內ニテ製作セラレ又ハ外國ヨリ輸入セラレタル映畫ハ之ヲ公安

第七十七條

公安法附添案——一九三一年六月十八日勅令七三七號

興行物取締總則

◎伊太利

ムル俱レアル爲（第七條）許可ヲ拒否セラレタルトキハ此ノ限リ
ニ非ズ

總理大臣
國民啓發及宣傳大臣
財政大臣

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

當局ノ豫備檢閲ニ提出スベシ

映畫檢閲規則

第一條

豫メ内務省ニ於テ映畫ノ完全ナル映寫ニ依ツテ行ハルベキ檢閲ヲ受ケズ並ニ同檢閲許可證ヲ下附セラレザル映畫ハ王國內ニ於テ之ヲ上映スルコトヲ得ズ

輸出セラルベキ映畫モ同様ノ義務ヲ有ス

(下略)

第四條

輸出セラルベキ映畫ノ檢閲許可證ハ國家、官制又ハ官廳若クハ警察、王國陸海軍ノ職員及官憲ノ政治經濟的利害、體面及威信ヲ危

クシ、外國ニ於テ我國ニ對スル誤解ヲ生ゼシメ若クハ國際親善關
係ヲ阻害スル惧アル場面、事件及主題ニ關スルモノナル時ハ之ヲ
下附セズ

第十九條

(上略)

檢閲ヲ受ケ而シテ王國內ニ於ケル上映ヲ許可セラレタル映畫ハ輸
出ノ爲ノ再檢閲ヲ免除セラル
輸出者ハ税關ニ對シ檢閲許可證ヲ添付セル輸出映畫ヲ届出ツベシ。
前項ニ述ベタル場合ニ於テハ王國內上映ノ爲下附セラレタル檢閲
許可證ヲ添付スルノミニテ足ル。

◎佛蘭西

活動寫眞「フィルム」ノ輸出

第十一條

陽畫「フィルム」ヲ國外ニ輸出セント欲スル一切ノ私人又ハ一切ノ會社ハ映畫管理部ニ輸出ノ特別檢印下付ヲ申請スルコトヲ要ス
國外ニ於ケル興行ガ佛蘭西國ノ國家的利益ニ害アリト認メタルトキハ映畫管理部委員會ハ右ノ一切ノ活動寫眞「フィルム」ノ特別檢印ヲ拒否スベキモノトス

第十二條

前條ノ規定ニ依リ映畫管理部ヨリ授與セラレタル檢印ハ關稅法第七十二條ニ規定セラルル輸出申告書ト共ニ必ず提出スベキ説明書中ニ之ヲ記載スベシ

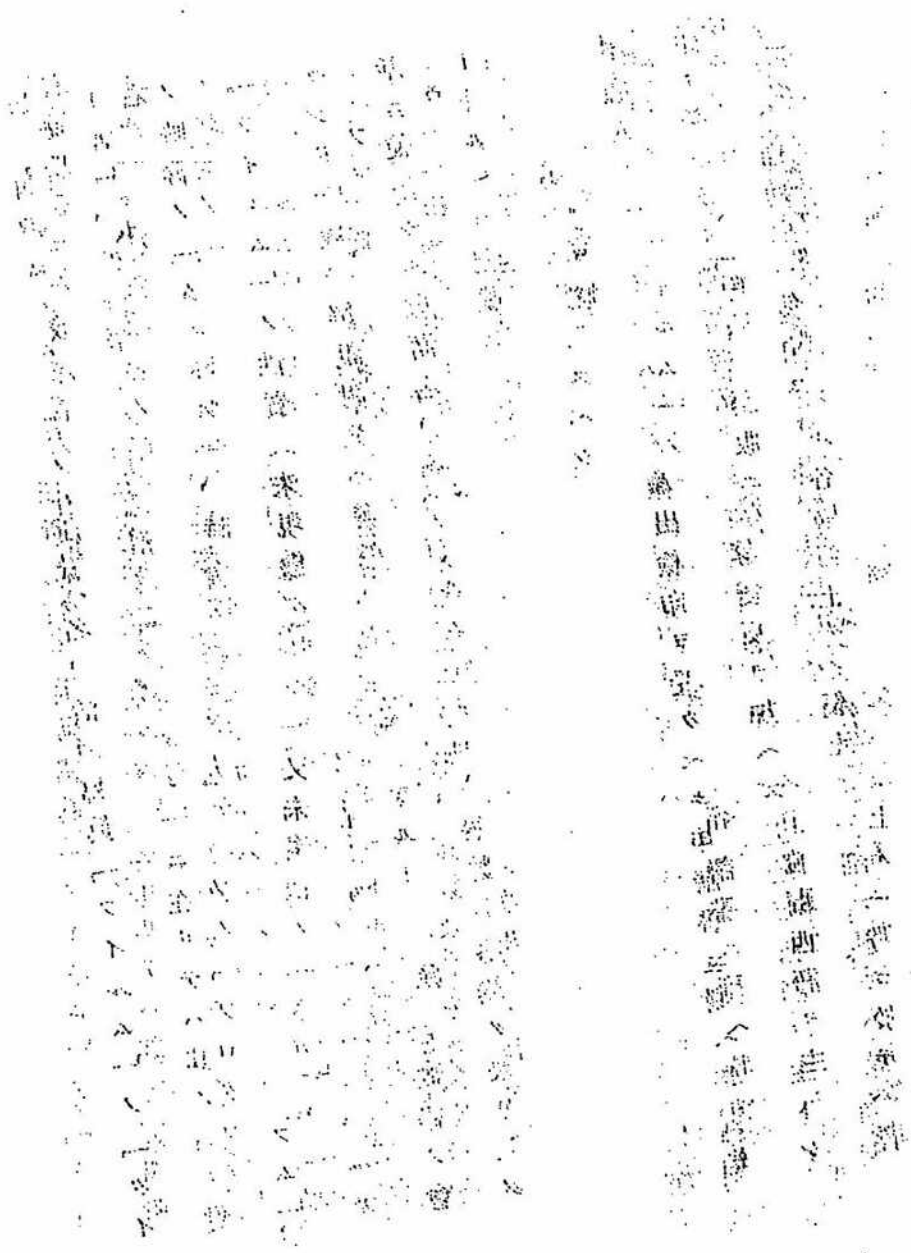
活動寫眞「フィルム」ノ輸出
陽畫「フィルム」ヲ國外ニ輸出セント欲スル一切ノ私人又ハ一切ノ會社ハ映畫管理部ニ輸出ノ特別檢印下付ヲ申請スルコトヲ要ス
國外ニ於ケル興行ガ佛蘭西國ノ國家的利益ニ害アリト認メタルトキハ映畫管理部委員會ハ右ノ一切ノ活動寫眞「フィルム」ノ特別檢印ヲ拒否スベキモノトス

右説明書ニハ發送者ノ住所氏名、活動寫眞「フィルム」ノ「タイトル」、外國語版ノ活動寫眞「フィルム」ニ在リテハ其ノ翻譯附ノ映畫ノ「タイトル」、時事映畫ニアリテハソノ「プログラム」、
 「フィルム」ノ性質（未現像ノ「ポジ」又未現像ノ「ネガ」、
 「サウンド」版、解説附又ハ發聲、並ニ必要アルトキハ發聲映畫ノ會話ニ使用セル國語名、「フィルム」ノ型、卷數及各卷ノ長サ（メートル）ヲ記載スベシ

第十三條

出願人ハ「フィルム」ノ輸出檢印ヲ受クベキ申請書ニ副ヘ特別檢印ヲ受ケタル佛蘭西語版ニ何等變頁ヲ加ヘズ且佛蘭西語ヲ主トシテ又ハ補助的ニ使用スル各國領土又ハ領土ノ一部ニ於テハ此等諸

國ノ國語版ノ「フィルム」が存在セザル限り佛蘭西語版以外ノ外
 國語版ヲ使用セシメザル旨ノ契約書ヲ添附スベシ
 外國ニ輸出シ上映スベキ一切ノ佛蘭西「フィルム」ニ押捺スベキ
 (佛國標章)ヲ定ム本標章ノ一切ノ偽造又ハ一切ノ不法行使ハ之
 ヲ禁ズ、本規定ノ施行條件ニ關シテハ別ニ特別令ヲ以テ此ヲ定ム
 本條第一項ニ依リ定メタル契約ヲ履行セザルトキハ違反者ガ製作
 者タルト製作者ガ作成シタル「フィルム」ヲ外國ニ於テ上映スル
 爲製作者ト契約ヲ爲セル配給者タルトヲ開ハズ一時的ニ該製作者
 ニ對シ一切ノ輸出檢印ヲ拒否シ得、果犯ノ場合ニハ永久的ニ右ノ
 檢印ヲ拒否シ得ベシ
 第十二條ニ掲ゲル檢印ヲ受ケザル陽燄「フィルム」ノ外國向輸出



(關稅率表第四百六十九號ノ四參照)ハ之ヲ禁ジ違反者ハ關說法
第六百二十八條ニ定ムル刑ニ處ス

◎滿洲國

第五條

映畫ハ治安部大臣ノ定ムル所ニ依リ當該官署ノ檢閲ヲ經タルモノ
ニ非ザレバ之ヲ輸出シ又ハ上映スルコトヲ得ズ

第六條

未現像「フィルム」ハ之ヲ輸出スルコトヲ得ス但シ攝影ニ關シ豫
メ治安部大臣ノ定ムル所ニ依リ當該官署ノ承認ヲ經タルモノハ此
ノ限ニ在ラス

第十三條 國內上映映畫ノ檢閲

國內ニ於テ公衆觀覽ノ用ニ供スル爲上映スル映畫ニ對シテハ大正十四年内務省令第一〇號活動寫眞フィルム檢閲規則ニ依リ全年以降引續キ内務大臣ニ於テ中央統一檢閲ヲ勵行シ來レル所ナルガ右檢閲ハ映畫行政上不可欠ノ必要ニ出ヅルモノニシテ今后ニ於テ映畫ノ質的向上ノ爲^{製作時画ノ撮影前}據影畫本ノ届出、映畫製作業務従事者ノ登録其ノ他各般ノ措置ヲ講ズルコトアリトハ云ヘ依然トシテ其ノ必要存スルモノナルヲ以テ映畫ニ關スル綜合的法律タル本法ニ規定ヲ設ケタルモノナリ本條ニ關シテハ前條ニ於テ説明シタル所ヲ参照スレバ足ルヲ以テ特ニ説明ヲ加ヘズ尙従前ノ規定ニ於テハ多衆ノ觀覽ナル語ヲ使用シタルモ本條ニテハ公衆ノ觀覽ナル語ヲ使用シ

リ他ノ法令ノ用語等ヲ参酌シ其ノ範圍ヲ明確ナラシメントスル理
由ニ出ツ

◎ 獨逸 參考

映畫法

一九三四年二月十六日

第四條

映畫ヲ公ニ上映シ若ハ公ニ之ヲ上映スル目的ヲ以テ之ヲ取引スルニハ國立檢閱所ノ許可ヲ要ス。俱樂部、協會及其他範圍一定シタル集會ニ於ケル上映ハ之ヲ公ノ上映ト看做ス。公立若ハ公立ト認メラレタル教育及研究施設ニ於テ學問又ハ藝術ノ目的ノ爲ニ映畫ヲ上映スルトキハ許可ヲ要セズ

◎ 佛蘭西

映畫管理規則ヲ定ムル千九百三十六年五月七日附

大統領令

映畫管理及公開興行

第一條

公開興行ニ供スベキ映畫ハ之ヲ文部大臣ノ管理ニ付ス

第三條ニ規定セルモノヲ除キ如何ナル映畫及「タイトル」又ハ場
合ニ依リ「サブ・タイトル」ト雖文部大臣ノ檢印ヲ得タル後ニ非
ザレバ之ガ公開上映ヲ爲スコトヲ得ズ

映畫ノ輸出

第十一條

陽畫「フィルム」ヲ國外ニ輸出セント欲スル一切ノ私人又ハ一切
ノ會社ハ映畫管理部ニ輸出ノ特別檢印下付ヲ申請スルコトヲ要ス

國外ニ於ケル興行ガ佛蘭西國ノ國家的利益ニ害アリト認メタルト
 キハ映畫管理委員會ハ右ノ一切ノ映畫ノ右特別檢印ヲ拒否スベキ
 モノトス

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

第十四條 國民教化上及啓發宣傳上ノ必要ニ基ク

映畫ノ上映命令

一 國民教化上ノ必要ニ基ク映畫ノ上映命令（第十四條第一項）

(1) 映畫ノ上映ヲ命ズル規定ヲ設ケタル理由

(1) 現在映畫興行ニ於ケル上映番組編成ニ當リテ全ク映畫興行者乃至映畫配給業者ノ自由ニ委セララルヲ以テ公衆ノ安易ナル娛樂的興味ヲ主タル内容トスル劇映畫ヲ中心トシテ行ハレ來レル實情ナリ而シテ上映セラルル劇映畫ノ中ニハ公安風俗上敢テ支障ナキモ國民教化ノ上ヨリ見ルトキハ妥當ヲ失シ穩當ヲ欠クガ如キモノ寡ナカラザルヲ以テ總體的ニ見レバ映畫興行ノ觀客ニ及ボス影響ニ好マシカラザルモノ

アルハ否定シ難キ所ナリトス
而シテ映畫ノ人心ニ及ボス影響ハ善惡トモ著シキヲ以テ之
ヲ國民教化ニ利用センカ其ノ效果蓋シ測リ知ル可カラザル
モノアリ然レドモ映畫興行ヨリ假ニ劇映畫ノ上映ヲ除外セ
ンカ興行トシテハ都會ニ於ケル特殊ノ小興行場ヲ外ニシテ
ハ到底成立シ得ザルモノアルヲ以テ國民教化ノ目的ヲ達成
スルガ爲ニハ一面ニ於テ劇映畫ノ内容ノ向上ヲ期スルコト
ニ努ムルトトモニ他面映畫興行中ニ特ニ國民教化ニ資シ得
ルモノト認メラルル映畫ヲ併映セシメ以テ公衆ヲシテ一面
ニ於テ娛樂的興味ヲ味ハハシムルトトモニ他面知的精神的
教養ヲ高ムル様努ムルコトヲ最モ策ヲ得タルモノトス歐洲

諸國ニ於テハ夙ニ映畫ノ利用ニ着目シ所謂文化映畫ノ製作
 上映ニツキ諸種ノ方策ヲ講ジツツアルハ斯ル理由ニ因ルモ
 ノニシテ本項ノ立法理由モ亦全ジク映畫並ニ映畫興行ヲ通
 ジテ國民教化ノ有力ナル機關タラシメントスルモノナリ

(四) 近時國民教化ニ適スト認メラルル映畫次第ニ其ノ數ヲ増加
 シ全ク新ナル分野ニ其ノ任務ヲ開拓シツツアルコトハ特筆
 スベキ現象ナルガ之等映畫ノ普及ニ至リテハ遺憾乍ラ尙充
 分ナラザルモノアリ其ノ原因ハ製作數ノ不足ト製作業者
 ノ不統一ト其ノ内容ノ未ダ必ズシモ優良ナラザルトニ在ル
 モ最モ主タル原因ハ映畫興行者ガ對映畫ニ最大ノ苦心ヲ盡
 キテ斯種映畫ヲ看越シ進ンデ之ヲ上映ニ行フガ如キ措置ニ

出デザルニ在リト謂ハザルベカラズ

從ツテ上映番組ノ編成ヲ興行者ノ自由ニ放任スルトキハ映
 畫ニ依ル國民教化ノ實施ヲ期待スルコトヲ得ザルノミナラ
 ズ又逆ニ國民教化ニ適スル映畫ノ出現ヲ阻害スルノ結果ヲ
 モ招クノ虞アリ依テ本項ノ規定ヲ設ケ全映畫興行者ニ對シ
 テ一律ニ一定量ノ特定種類ノ映畫ノ上映ヲ命ジ以テ都市ト
 農村トヲ問ハズ普遍的ニ映畫ヲ通ジ國民教化ヲ行フトモ
 ニ斯ル映畫ノ製作ニ刺戟ヲ與ヘントスル次第ナリ

(2) 命令ノ内容

主務大臣ハ國民教化上必要アリト認ムルトキハ映畫興行者ニ

對シ特定種類ノ映畫ノ上映ヲ命ズルモノトス

(1) 上映ヲ命ズベキ映畫ノ種類

國民教化上ノ必要ニ基キ映畫ノ上映ヲ命ズルモノナルヲ以テ上映ヲ命ゼラルベキ映畫ノ種類ヲ特定スルニ當リテハ自ラ右必要ノ限度ニ止メラルベキコト言ヲ俟タズ而シテ國民教化上必要アリトシテ其ノ上映ヲ命ゼラルベキ映畫ノ種類ハ命令要綱ニ於テ之ヲ文化映畫ニ限定スルコトトセリ而シテ文化映畫ノ觀念ニ關シテハ或ハ自然科學映畫ニノミ限定セントスルモノ或ハ劇映畫ニシテ教化的内容ヲ有スルモノヲモ包含セシメントスルモノ等各方面ニ於テ諸種ノ意見アル所ニシテ未ダ歸一スル所ナシト雖モ文化映畫ノ觀念タル純粹理論的ニ決定セラルベキモノニ非ズシテ映畫政策

上ノ必要ニ基キ決定スベキモノナルコト論ズルマデモナシ
 國家ガ先ヅ映畫政策上ノ必要ニヨリ文化映畫ノ觀念ヲ定立
 シ而シテ或ル映畫ガ其ノ觀念ニ合致スルトキハ當該映畫ハ
 即チ文化映畫ナリト稱セザル可カラズ斯ル見地ヨリ本法ニ
 於テハ教育、學藝、國防、産業、保健、記録等ニ關スル映
 畫ニシテ國民教化ニ適スルモノト文部大臣ニ於テ認定シタ
 ルモノヲ文化映畫ト指稱セントス從ツテ認定ヲ受ケザル映
 畫ハ其ノ内容ガ如何ニ文化的内容ヲ有スルモノト雖モ本法
 ニ謂フ文化映畫ニ非ザルモノトス
 右觀念ニ合致スル限り日本映畫タルト外國映畫タルトヲ問
 ハザルトトモニ時事映畫（ニュース映畫）モ亦右ノ如キ内

容ヲ有スル限リ文化映畫トシテ認定ヲ受ケルコトヲ得ベシ
 尙劇映畫ニシテ右ノ如キ内容ヲ有スル限リ文化映畫トシテ
 認定スルモ敢テ支障ナキガ如クナルモ劇映畫ハ一般ニ特ニ
 本項ノ命令ヲ發スル迄モナク廣ク上映セラルルノミナラズ必
 要アルトキハ本條第二項ニ依リ有效ニ利用セラレ得ベキモ
 ノナルヲ以テ便宜文化映畫ノ認定ヲ行ハザルコトトセント
 ス又高度ナル科學映畫ノ如キ特殊ノ知識ヲ有スルニ非ザレ
 バ理解シ難キモノハ茲ニ文化映畫トシテ認定スベキヤ否ヤ
 疑問アリ文化映畫ハ指定上映セラレ公衆ノ觀覽ニ供セラル
 ルモノナルヲ以テ其ノ内容ハ能フ限リ大衆的性質ヲ有シザ
 ルベカラザルヲ以テナリ

尙劇映畫ニシテ右ノ如キ内容ヲ有スル限リ文化映畫トシテ
 認定スルモ敢テ支障ナキガ如クナルモ劇映畫ハ一般ニ特ニ
 本項ノ命令ヲ發スル迄モナク廣ク上映セラルルノミナラズ必
 要アルトキハ本條第二項ニ依リ有效ニ利用セラレ得ベキモ
 ノナルヲ以テ便宜文化映畫ノ認定ヲ行ハザルコトトセント
 ス又高度ナル科學映畫ノ如キ特殊ノ知識ヲ有スルニ非ザレ
 バ理解シ難キモノハ茲ニ文化映畫トシテ認定スベキヤ否ヤ
 疑問アリ文化映畫ハ指定上映セラレ公衆ノ觀覽ニ供セラル
 ルモノナルヲ以テ其ノ内容ハ能フ限リ大衆的性質ヲ有シザ
 ルベカラザルヲ以テナリ

尙文化映畫ナル用語ニ關シテモ亦巷間各種ノ意見アリ或ハ教化映畫教育映畫ナル語ヲ以テ可トスルガ如キモノアレド之等ノ語ハ所謂指定上映ノ對象トシテハ狹キニ失スルノミナラズ一般ニ窮屈ナル印象ヲ與ヘ近ヅキ難キ氣分ヲ醸成セシメ本項制定ノ主旨ニモ悖ルコトナキヲ保シ難キヲ以テ必ズシモ最適ノ用語ニハ非ザルモ最近世上ニ最モ流通シツツアル文化映畫ノ語ヲ用フルコトトセリ

(四) 文化映畫ノ認定

何ガ文化映畫ナリヤハ文部大臣ノ認定ニ依リ決定セララルル所ナリ而シテ此ノ認定ハ文部大臣ガ進ンデ之ヲ行フモノニ非ズシテ申請ヲ俟キテ行フモノトス文化映畫ノ認定ヲ受ケタ

ル時ハ當該映畫ガ國家機關ニ依リ公式ニ國民教化ニ適スル
 モノト認メラルルニ止マラズ全國ニ涉リ上賦セラルル利益
 ヲ受クルモノナルヲ以テ申請ヲ俟キテ認定ヲ行フモ支障ナ
 キヲ以テナリ

認定ノ標準ヲ如何ナル程度ニ置クベキヤハ相當考慮ヲ要ス
 ベキ所ニシテ今直チニ高度ノ標準ニ合スルコトヲ要求スル
 トキハ現在ノ文化映畫製作機構文化映畫ノ製作數量並ニ其
 ノ内容等ニ鑑ミ全國一齊ニ指定上映シ得ルノ量ニ達セザル
 虞アリ然レドモ其ノ標準ヲ著シク低下センカ文化映畫ニ
 對スル公衆ノ關心ヲ喪失セシメ國民教化ノ目的ヲ達成シ得
 ザルニ到ルノ憂アリ要ハ指定上映ノ目的ヲ忘レズ而モ亦文

ル時ハ當該映畫ガ國家機關ニ依リ公式ニ國民教化ニ適スル
 モノト認メラルルニ止マラズ全國ニ涉リ上賦セラルル利益
 ヲ受クルモノナルヲ以テ申請ヲ俟キテ認定ヲ行フモ支障ナ
 キヲ以テナリ

認定ノ標準ヲ如何ナル程度ニ置クベキヤハ相當考慮ヲ要ス
 ベキ所ニシテ今直チニ高度ノ標準ニ合スルコトヲ要求スル
 トキハ現在ノ文化映畫製作機構文化映畫ノ製作數量並ニ其
 ノ内容等ニ鑑ミ全國一齊ニ指定上映シ得ルノ量ニ達セザル
 虞アリ然レドモ其ノ標準ヲ著シク低下センカ文化映畫ニ
 對スル公衆ノ關心ヲ喪失セシメ國民教化ノ目的ヲ達成シ得
 ザルニ到ルノ憂アリ要ハ指定上映ノ目的ヲ忘レズ而モ亦文

化映畫ノ現状ヲ看却セズ一面ニ於テ文化映畫ノ質的向上ノ爲格段ノ指導獎勵ヲ行ヒツツ適正ナル判斷ノ下ニ妥當ナル標準ヲ樹立シ漸次其ノ標準ヲ高ムル様努メザルベカラザルモノト思料ス

文化映畫ノ認定ノ爲メニ文部省ニ於テ之ニ要スル人員ヲ別ニ要求ス認定ノ事務ハ文部省ニ於テ行フ所ナルモ文化映畫ニ就テハ一般映畫ト全様別ニ法第十三條ニ基ク内務省ニ於ケル檢閲アリ認定ト檢閲トハ全ク相異ナレル目的乃至標準ノ下ニ行ハルルヲ以テ斯ル二重ノ事務ハ蓋シ止ムヲ得ザル所ナリトス但シ其ノ實施ニ當リテハ事務ノ簡捷ト申請者ノ利便ヲ考慮シ兩者ノ緊密ナル連繫ヲ圖ノムトス

尙認定ト檢閲トハ右ノ如ク全ク別個ノ行爲ニ屬スルモ特ニ
 認定ノ有効期間ハ檢閲合格ノ有効期間ヲ以テ終ルコトトセ
 シメ兩者ヲ關聯セシメタリ之レ取扱ノ便宜ト文化映畫ハ條
 理上當然公衆ノ觀覽ニ供シ得ベキコトヲ前提トシテ認定セ
 ラルベキモノナルコトトノ理由ニ出ヅルモノトス

(ハ) 上映ヲ命ズベキ文化映畫ノ數量及上映回數

映畫興行者特ニ劇映畫ヲ上映スル興行者ニ對シ國民教化ノ
 目的ヲ以テ文化映畫ノ上映ヲ命ズルモノナルヲ以テ無制限
 ニ之ヲ命ズルコトハ全ク當ヲ失スルモノナルコト論ズル迄
 モナシ殊ニ指定上映ニ對シ國家ハ何等補償ノ方策ヲ講ゼズ
 又入場税ノ輕減ヲ行ハズ更ニ又此爲ニ興行時間ニ付特例ヲ

（イ） 認定ノ有効期間ハ檢閲合格ノ有効期間ヲ以テ終ルコトトセシメ兩者ヲ關聯セシメタリ之レ取扱ノ便宜ト文化映畫ハ條理上當然公衆ノ觀覽ニ供シ得ベキコトヲ前提トシテ認定セラルベキモノナルコトトノ理由ニ出ヅルモノトス

（ハ） 上映ヲ命ズベキ文化映畫ノ數量及上映回數

映畫興行者特ニ劇映畫ヲ上映スル興行者ニ對シ國民教化ノ目的ヲ以テ文化映畫ノ上映ヲ命ズルモノナルヲ以テ無制限ニ之ヲ命ズルコトハ全ク當ヲ失スルモノナルコト論ズル迄モナシ殊ニ指定上映ニ對シ國家ハ何等補償ノ方策ヲ講ゼズ又入場税ノ輕減ヲ行ハズ更ニ又此爲ニ興行時間ニ付特例ヲ

同ノ興行毎ニ上映セラレザルベカラズ一日四回興行ニアリ
 テハ四回晝夜二回興行ニ在リテハ二回上映セラレザルベカ
 ラズ（尙半回興行ニ付キテハ別ニ考慮ノ要アリ）但シ行政
 官廳ノ命令ニ依リ啓發宣傳ノ爲特定ノ映畫ヲ上映スル場合
 （法第十四條第二項）及法第九條ノ規定ニ依リ文部大臣ヨリ
 表彰セラレタル映畫ヲ上映スル場合ハ文化映畫上映ノ義務
 ヲ免除セラル之等ノ映畫ヲ上映スルコトニ依リ文化映畫ノ
 上映ト略々全一ノ效果ヲ收メ得ベキモノナルヲ以テ特ニ重
 ネテ文化映畫ノ上映ヲ命ズル必要ヲ認メザルヲ以テナリ
 尙上映ニ當リテハ文部大臣ノ認定ヲ受ケタルモノナル限リ
 全一ノ文化映畫ヲ次ノ等ニ興行ニ於テモ繰リ返シ上映スル

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並んでいる）

コトハ支障ナシ

(二)文化映畫ノ上映義務者

文化映畫 上映ノ義務ヲ負フ者ハ映畫興行者ナリ從ツテ映
 畫興行者ナル限り常設興行場ニ於テ興行ヲ爲スヲ經營スル者タルト假設又ハ
 巡回ノ興行ヲ爲ス者タルトヨ間ハズ等シク上映ノ義務ヲ負
 フモノトス假設又ハ巡回ノ興行ハ映畫ノ上映セラルルコト
 少ク且知識水準モ比較的低キ農山漁村ニ於テ行ハルルヲ以
 テ斯ル映畫興行ヲ通ジ國民教化ノ實ヲ擧グルコトハ特ニ必
 要ナルモノアルヲ以テ其ノ興行者ニ對シ文化映畫ノ上映義
 務ヲ免除セザルコトトセシ次第ナリ

然レドモ映畫興行者ニ非ザルモノ即チ無料ニテ映畫ノ上映

ヲ爲ス者ハ此ノ義務ヲ免除セラレ之等ノ者ノ行フ映畫ノ上
映國民教化等ノ目的ニテ行ハルル事比較的多キトモニ繼
續的ニ行ハルル事少キヲ以テナリ

(3) 運用ノ方法

(1) 實施當初ニ於テ考慮スベキ問題

文化映畫ノ上映ハ全映畫興行者ニ對シ一律一齊ニシ而モ將
來ニ涉リ繼續的ニ命令セララルル所ナルヲ以テ當初ニ於テ認
定セラレタル相當數ノ文化映畫ヲ必要トスルトトモニ將來
ニ涉リ其ノ供給確保セラルルコトヲ絕對ノ要件トス
文化映畫ノ上映問題ニ關シテハ既ニ數年前ヨリ文化映畫ノ
強制上映ナル言葉ニ於テ廣ク唱導セラレ一般ニ其ノ理解漸

次深マリ其ノ製作數量モ増加シ其ノ内容モ著シク向上ヲ見
ツツアリ而シテ現在以上ニ其ノ數量ノ増大乃至内容ノ向上
ヲ期シ其ノ急激ナル發展ヲ圖ランガ爲ニハ之ニ對シ經濟的
援助ヲ與フルカ所謂強制上映ヲ敢行スル外ニ途ナシ本法ハ
此ノ後者ノ方策ヲ採ラントスルモノニシテ之ニ依リ逆ニ製
作數量ノ増加ヲ刺戟シ其ノ内容ノ向上ヲ促進セントスルモ
ノナリ然レドモ其ノ實施ノ當初ニ於テハ場合ニ依リテハ必
ズシモ一律一齊ノ上映ヲ敢行セントスルモノニ非ズ經過的
ニハ地域的或ハ期間的ナル緩和的方策ヲ採ルコトモ亦止ム
ヲ得ザルモノト思料ス要ハ本法實施迄ノ狀況ニ依リ判斷シ
近キ將來ニ於ケル完璧ヲ期スル様萬全ノ考慮ヲ拂フベキモ

ノトス

(四) 其ノ他

現在文化映畫ハ映畫興行者ニ動モスレバ輕視セラレ爲ニ其ノ價格モ割合ニ低廉ナルガ如キモ本項實施ノ曉ハ全國映畫興行者ヨリノ需要急激ニ増大シ其ノ價格著シク昂騰シ配給ノ圓滑ヲ妨ゲ延ヒテハ其ノ實施ニモ支障ヲ生ズベキ慮ナキヲ保シ難キトトモニ又逆ニ文化映畫ノ質的向上ヲ期スルガ爲ニハ相當ノ日時ト費用トヲ投ズルコトヲ必要トスルヲ以テ採算ヲ得シムル程度ノ方策ヲ講ゼザルベカラズ此ノ兩面ノ要求ニ合スルガ爲ニハ販賣價格、販賣條件、販賣組織等ニ付豫メ特別ノ考慮ヲ加フル必要アリ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

又文化映畫ノ種類ノ増加ヲ圖リ其ノ内容ノ變化ヲ期シ公衆ノ興味ヲ喪ハシメザル様製作ニ當リ學界等ノ援助ヲ求メ或ハ懸賞ノ募集、優良映畫ノ表彰等ヲ行フガ如キ方策ヲ採ル必要アリ

(4) 主管官廳

本法ノ主管官廳ハ文部大臣トス

ニ啓發宣傳上ノ必要ニ基ク映畫ノ上映命令（第十四條第二項）

(1) 映畫ノ上映ヲ命ズル規定ヲ設ケタル理由

(1) 近時映畫ハ娯樂ノ對象タルノミニ止ラズ國民教化、宣傳等ノタメ盛ニ利用セラルルニ至リ政府、公共團體、公益法人等ニ於テモ自ら映畫ヲ製作シツツアルハ最モ顯著ナル現象

ナリトス蓋シ時局ガ國家總力ノ發揮ヲ必要トシ其ノ爲ニハ
 國民精神ノ昂揚、國論ノ統一、國策ニ對スル理解ト共鳴ヲ
 求メザル可カラザル秋ニ臨ミテハ最モ宣傳的威力アル映畫
 ノ活用セラレベキモノナルコトハ當然ノ事由ニ屬スレバナ
 リ

然ルニ政府、公共團體、公益法人等ノ製作スル映畫ハ特殊
 ノ例外ヲ除キ其ノ關係機關ヲ通ジテノミ上映セラレ未ダ普
 通ノ映畫興行場ニ於テ興行用ノ劇映畫ト相並ンデ上映セラ
 ルルガ如キハ甚ダ稀ナル實情ニ在リ其ノ原因ハ斯ル映畫ガ
 所謂官廳映畫ノ域ヲ脱セズ其ノ内容、技術、規模等ニ於テ
 貧弱ナルニ因ル所極メテ多キモ他ノ原因ハ普通ノ映畫

興行場ト何等配給上映ニ付關聯ヲ有セザルニ起因スト謂ハザルベカラズ本項ハ斯ル實情ニ鑑ミ映畫興行者ニ對シ特定ノ映畫ノ上映ヲ命ジ得ルノ根據ヲ與ヘ以テ映畫ヲ通ジ啓發宣傳ノ目的ヲ達成スルトトモニ映畫興行者ニ國家總力ノ發揮ニ協力ヲ求メントスルモノナリ

(四)最近政府、公共團體等ノ行フ宣傳ハ次第ニ増加シ殊ニ國民精神總動員運動ノ實施セララルルヤ全國的ニ一定ノ日時ヲ限レル週間「デー」等ノ催シ盛ンニ行ハレツツアリテ之ニ關係スル會合等ニハ前記官廳映畫相當上映セラレツツアルモ未ダ映畫興行者ノ之ニ協力スル事例ハ極メテ寡シ斯ル場合若シ映畫興行者ニシテ...

映センカ其ノ效果ハ蓋シ測リ知ルベカラザルモノアルベキ
ハ想像ニ難カラズ本項ハ斯ル催ノ行ハルル際等ニ於テ其ノ
主旨ヲ廣ク各方面ニ徹底セシムルタメニ映畫興行者ノ協力
ヲ求メントスル意圖ニ出ヅルモノトス

(2) 命令ノ内容

(1) 上映ヲ命ズベキ映畫

如何ナル映畫ノ上映ヲ命ズベキヤハ法並ニ要綱ニ規定スル
所ナキモ本項ガ啓發宣傳ノタメニ映畫ヲ利用セントスル主
旨ニ鑑ミ當然啓發宣傳ノ目的ヲ達成シ得ベキ内容ヲ有スル
映畫ニ限定セラルベキモノナルコト論ズル迄モナシ
而シテ^{如何}如何ナル映畫ヲ以テ啓發宣傳ノ内容ヲ有スル映畫ト

釋スベキヤハ啓發宣傳トハ何如ナル意義ヲ有スルヤニ依リ
 テ決スルヲ得ベシ茲ニ啓發宣傳トハ特定ノ目的達成ノ爲ニ
 不特定多衆ノ者ニ一定ノ事項ヲ傳ヘ其ノ理解ト共鳴トヲ求
 メントスルヲ謂フモノニシテ從來啓蒙普及等ノ語ヲ以テ稱
 セラレシ所ト略其ノ義ヲ全ジクスルモ不特定多衆ノ者ニ一
 定ノ事實ヲ傳フルニ過ギザル報道ト其ノ義ヲ異ニシ又特定
 ノ目的達成ノ爲メニ一定ノ事項ヲ傳ヘントスル點ニ於テ總
 括的ナル意義ヲ有スル國民教化ト稱其ノ趣ヲ異ニス
 從ツテ單純ナル時事（ニュース）映畫、教育映畫ノ如キハ
 啓發宣傳ノ内容ヲ有スル映畫ト稱シ難キヲ以テ茲ニ本項ノ
 上映ノ對象トハナラザルベシ而シテ官廳ノ製作スル映畫ハ

殆ンド啓發宣傳ノ目的ヲ有スベキモ其ノ他特殊ノ文化映畫、
劇映畫ノ如キ其ノ内容ニ依リテハ啓發宣傳ノ性質ヲ有スル
モノトシテ其ノ上映ヲ命ジ得ベキモノト思料ス

映畫ガ右ノ如キ意義ニ於テ啓發宣傳ノ内容ヲ有スルトキハ
之ガ上映ヲ命ジ得ルコト前述ノ如クナルガ斯ル内容ヲ有ス
ルヤ否ヤハ結局認定ノ問題ニシテ此ノ認定ハ命令ヲ發スル
官廳タル地方長官ニ於テ之ヲ爲スコトトナルベキモ其ノ認
定ノ劃一ヲ期スルガ爲メ其ノ標準ヲ定メ置クノ要アルベ
シ

(四) 上映ヲ命ズベキ映畫ノ數量及上映期間

本項ハ全ク特殊ノ國家的必要ニ基ツキ映畫興行ニ對シ何

等代償的利益ヲ與フルコトナク一方的ニ映畫ノ上映ヲ命ズルモノナルヲ以テ嚴ニ其ノ濫用ヲ戒シメザルベカラザルコト論ズル迄モナシ依テ要綱ニ於テハ一年間ニ一映畫興行者ニ對シ上映ヲ命ジ得ベキ映畫ノ最高限ヲ一定量ニ止ムルコトトセリ現在最高限トシテ考慮シツツアルハ一年ヲ通ジ六本六週間ニシテ二ヶ月一本一本一週ノ割合ナリ本數及日數ニ於テノミ制限シ長サニ付テノ制限ナキヲ以テ長篇ノ劇映畫タルト短篇ノ文化映畫タルトヲ間ハザルモノトス

(ハ) 上映義務者

上映ノ命令ヲ受クベキ者ハ特定ノ映畫興行者ナリ文化映畫ノ指定上映ハ總ベテノ映畫興行者ニ命ゼラルルニ反シ本項

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並んでいる。これはおそらく複製時のノイズや極度の減感によるものである。）

ハ地方長官ガ特定シタル映畫興行者ニ限定セラル

(二) 上映ヲ命ズベキ方法

地方長官ハ啓發宣傳ノ爲必要ト認ムルトキハ先ヅ管下ノ映
畫興行者中ヨリ特定ノ者ヲ選ビ其ノ者ニ對シ映畫ヲ指定シ
テ何日間ヲ限り之ヲ上映スベキ旨ノ命令ヲ發スルモノトス
コノ命令ハ素ヨリ處分命令ニシテ本條第一項ノ命令ガ法規
命令ナルト性質ヲ異ニス

(3) 運用ノ方法

本項ノ施行ニ當リテハ啓發宣傳ノ目的ヲ十分ニ達成スルトト
モニ映畫興行者ノ負擔ヲ能フ限り緩和スル爲特ニ左記諸點ニ
付慎重ナル考慮ヲ拂フヲ要ス

(4) 上映ヲ命ズル時期

映畫興行ノ番組ハ上映前相當ノ期間ヲ置キテ既ニ内定セラレ居ルヲ以テ上映ヲ命ズルニ當リテハ成ル可ク早日ニ少クトモ上映番組^編成迄ニ之ヲ爲スノ要アリ之ニ依リ一面ニ於テ映畫興行者ニ不測ノ損害ナカラシムルトトモニ地方長官ニ於テモ右映畫ノ上映ニ付相當ノ準備ト宣傳ヲ行ヒ得ルノ余地ヲ殘サントスルモノナリ

(四) 上映ヲ命ズル映畫ノ配給

上映ヲ命ズル映畫ハ地方長官ニ於テ入手シ之ヲ映畫興行者ニ對シ無料配給スルヲ理想トス
但シ場合ニヨリテハ^レ興行者ヲシテ入手セシメ上映セシ

ムルモ支障ナキモ他ノ系統ニ屬スル映畫ノ上映ヲ命ズルガ如キハ能フ限り差控フベキモノナリ

イ) 映畫興行者ノ指定

本項ノ上映命令ハ特定ノ映畫興行者ヲ指定シテ爲サレ指定ヲ受ケタル映畫興行者ハ相當ノ負擔ヲ受クルモノナルヲ以テ指定ハ最モ公平ニ行ハレザルベカラズ或ル興行者ハ一年ニ最高限ニ近キ指定ヲ受ケ他ノ者ハ指定ヲ受ケザルガ如キノコトナキヲ期スルノ要アリ

ニ) 上映ヲ命ゼラレタル映畫ノ觀覽

地方長官ハ啓發宣傳上必要アリトシテ特定ノ映畫ヲ上映セシムルモノナルヲ以テ其ノ上映アリタルトキハ能フ限り一

般ニ宣傳シ進ンデ學校、團體等ヲシテ觀覽セシムルコトト
シ以テ啓發宣傳ノ目的ヲ達成スル様努メザル可カラズ

(4) 興行時間ニ關スル取扱

本項ニ基キ映畫ノ上映ヲ命ズル場合ハ其ノ特殊ノ國家的必
要ニ出ヅルニ鑑ミ別ニ定ムル興行時間ノ制限ノ例外タラシ
ムルノ要アルベキモコノ點ハ尙考究中ニ屬ス

参考

◎ 獨逸

文化映畫獎勵手段（一九三四年七月）

一ノ「シリーズ」ヲナス手段ニシテ其ノ全體ヲ纏ムレバ渾然タル一體ヲ爲スモノヲ用ヒテ眞ニヨキ文化映畫ヲ最モ廣キ範圍ニ亘リテ獎勵セントス

其ノ第一措置トシテ獨逸映畫評議會會長ハ次ノ指令ヲ發ス

一 指令

一九三三年十一月一日付獨逸文化評議會法第一施行令第二十五條

ニ基キ予ハ次ノ如ク命令ス

演劇フィルム公ニ上映スル獨逸映畫評議會ノ公員ハ各上演毎ニ各

獨逸映畫評議會
一九三三年十一月一日付
獨逸文化評議會法第一施行令
第二十五條
ニ基キ予ハ次ノ如ク命令ス
演劇フィルム公ニ上映スル
獨逸映畫評議會ノ公員ハ
各上演毎ニ各

プログラム上映毎ニ一長サ二五〇米以上ノ文化映畫ニシテ映畫檢
閱所ガ

一 藝術的 二 國民教育的

三 文化的 四 國策的

價値アリト認メタルモノヲ上映スルノ義務アリ

文化補助フィルム上映ノ義務ハ主フィルムガ上記ノ承認ヲ得タル

トキニモ尙成立ス

本令ハ一九三四年十一月一日ヨリ效力ヲ發生ス

一九三四年七月十七日 伯林ニ於テ

獨逸映畫評議會長代理

レール

◎伊太利

一九二六年四月三日法律（一九二九年八月改正）

第一條 映畫興行者ハ本法ノ定ムルトコロニ依リ其ノ上映映畫中ニ公民教育映畫、國家的宣傳映畫、並ニ一般教化映畫ヲ挿入スルコトヲ要ス

第二條 前條ノ映畫ハ「宣傳並民衆教化映畫協會」（ルーキエ）ヨリ之ヲ供給ス

前條ノ規定ハ公共團體若ハ公共機關ノ主催スル場合ヲ除クノ外アラユル映畫興行ニ適用セララルモノトス、教育映畫ハ一日ノ興行回數ノ如何ニ拘ラズ各興行ニ於ケルプログラム中ニ挿入セララルヲ要ス

第三條 教育映畫ハ常ニ一般興行映畫ト共ニ上映セラルベキモノトシ、一興行ニ付三日以上十日以内上映セラルルヲ要ス、但シ屢々上映番組ガ變更セラレ若ハ不定期ニ興行スル映畫館ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 地方警察當局ハ第一條所定ノ映畫ヲ包含セザルプログラムノ興行認可ヲ爲スコトヲ得ズ、但シ興行人ガ第一條所定ノフィルムノ交付方ヲ申請シタルモ未ダ到着セザル旨證明シタル時ハ此ノ限ニ在ラズ

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is oriented vertically and is too light to transcribe accurately.)

第十五條 外國映畫上映ノ制限
外國映畫ノ上映ヲ制限セントスル理由

我國ニ輸入セラルル外國映畫ニ對シテハ其ノ配給ノ過程ニ於テ制限ヲ加フベキ必要アルコトハ既ニ第十一條ノ立法理由ニ於テ詳細述ベタル所ナルガ、斯ル配給制限ノ意圖タル外國映畫ノ及ボス惡影響ノ排除、國產映畫ノ進出促進ヲ貫徹スルガ爲ニハ單ニ配給制限ノ實施ノミニテ十分ナリト稱シ難ク進ンデ其ノ上映ノ制限ニマデ及バザルベカラズ何トナレバ配給ニ付一定量ノ制限ヲ加フルモ其ノ敷設ノ如何ニ依リテハ依然トシテ所謂洋畫專門館存續シ面モ其ノ洋畫專門館タル數ニ於テハ少キモ殆ンド大都會ノ而モ一流館ヲナシ青年子女ニ及ボス影響ハ看過スベカラ

ザルモノアルトトモニ國産映畫ノ上映ヲ阻害シ延ヒテハ配給制限ヲ爲サントスル主旨ヲ沒却スルノ虞寡ナカラザルヲ以テナリ本條ハ斯クノ如ク配給制限ト即應シツツ二重ノ制限ヲ加ヘ以テ映畫文化政策、映畫産業政策ノ完璧ヲ期セントスルニ在リ

三 制限ヲ受クベキ外國映畫ノ種類

上映ノ制限ヲ受クベキ外國映畫ノ種類ハ之ヲ命令ニ依リ決定スルコトトセルガ要綱ニ於テハ之ヲ劇映畫ニ限定スルコトトセリ其ノ理由ハ既ニ外國映畫ノ配給制限ノ項ニ於テ述ベタル所ト全ク同一ナルヲ以テ茲ニハ之ヲ省略ス

三 外國映畫ノ上映制限數量

外國映畫ノ上映制限ヲ行フ場合其ノ様式ニ付テハ三ツノ種類ヲ

舉グル事ヲ得ベシ其ノ一ハ一年間ノ映戲興行日數中一定日數ヲ
 超ユル外國映戲ノ上映ヲ制スル様式其ノ二ハ日數ヲ考慮ニ置カ
 ズ一年内ニ於ケル上映本數中一定本數ヲ超ユル外國映戲ノ上映
 ヲ制限スル様式其ノ三ハ兩者ノ折衷的方法トシテ外國映戲ヲ上
 映スル場合ニ日本映戲ノ併映ヲ命ズル様式之レナリ本條ニ於テ
 ハ第一ノ様式ハ各興行場必ズシモ上映日數一定セズ取締上相當
 困難ナルモノアリ第三ノ様式ハ上映制限ノ目的ヲ達成スル爲ニ
 ハ最も適切ナルモ補綴骨ニ過ギ拙劣ナルノ感アリ又將來一本立
 興行ヲ實施スベキ場合ニ支障アルモノト認メラルルヲ以テ第二
 ノ様式ヲ採用スルコトトセリ
 然レバ制限ノ數量ヲ幾何ニ止ムベキヤハ命令ニ定ムベキ所ナル

モ要綱ハ其ノ本數ヲ明示セズ單ニ一定數ニ止ムベキ旨ヲ記セリ
現在考慮シツツアルハ本法實施後第一年度ハ五十本第二年度ハ
四十本第三年度ハ三十本程度ナリ茲ニ五十本トセシハ現在洋
館ハ大體九十本乃至百本程度ノ外國映畫ヲ上映シツツアルヲ以
テ其ノ略半數ヲ制限シ漸次三分ノ一程度ニ及ボシ名實トモ我國
ニ洋畫專門館無カラシメントスル主旨ニ出ヅ
而シテ茲ニ一定數ト稱スルハ異リタル外國映畫ニ付算定スベキ
コト要綱ノ定ムル所ナルヲ以テ一年內ナル限り同一ノ映畫ヲ或
ハ續映シ或ハ再上映スルモ一本トシテ算定セラルベキモノトス
所クスルコトニ依リ本條ノ立法理由ト幾分背馳スルガ如クナル
モ過渡的ニハ蓋シ止ムヲ得ザル所ナルベシ

々

モ要綱ハ其ノ本數ヲ明示セズ單ニ一定數ニ止ムベキ旨ヲ記セリ
現在考慮シツツアルハ本法實施後第一年度ハ五十本第二年度ハ
四十本第三年度ハ三十本程度ナリ茲ニ五十本トセシハ現在洋
館ハ大體九十本乃至百本程度ノ外國映畫ヲ上映シツツアルヲ以
テ其ノ略半數ヲ制限シ漸次三分ノ一程度ニ及ボシ名實トモ我國
ニ洋畫專門館無カラシメントスル主旨ニ出ヅ
而シテ茲ニ一定數ト稱スルハ異リタル外國映畫ニ付算定スベキ
コト要綱ノ定ムル所ナルヲ以テ一年內ナル限り同一ノ映畫ヲ或
ハ續映シ或ハ再上映スルモ一本トシテ算定セラルベキモノトス
所クスルコトニ依リ本條ノ立法理由ト幾分背馳スルガ如クナル
モ過渡的ニハ蓋シ止ムヲ得ザル所ナルベシ

四 本條ノ主管官廳

本條ノ主管官廳ハ内務大臣トス

五 其ノ他

本條ノ立法理由ハ外國映畫ノ上映制限ヲ行フ事ニ依リ洋畫専門館ヲ日本映畫トノ併映館ニ轉向セシメ以テ外國映畫ノ惡影響ヲ防止シ且日本映畫ノ進出ヲ促進セントスルニ在ルモ過渡的ニハ一本立ノ洋畫専門館トシテ當分存續スルモノアルコト想像ニ難カラズ從ツテ併映館ヘノ轉向ヲ促進スルガ爲ニハ一面ニ於テ右ノ如キ本條ノ制限ヲ實施スルトモニ他面日本映畫ノ配給ニ付便宜ヲ與ヘ協力ヲ爲シ且既存ノ日本映畫^{上映}館トノ調和ヲ圖ル事特ニ必要ナリト思料ス

参考

◎ 獨逸

外國映畫上映ニ關スル命令（拔萃）

第一部 一般規定

第一條 内國ニ於テ公ニ上映スベキ外國映畫ハ外國映畫登記所ニ登記スベシ

學校、俱樂部、協會其ノ他範圍ヲ一定セル集會ニ於ケル映畫ノ上映ハ公ノ上映ト同一ト見做ス

公立若ハ公立ト認メラレタル教育施設又ハ研究施設ニ於テ專ラ學問的又ハ藝術的目的ノ爲ニ上映セラレベキ外國映畫ハ登記ヲ要セズ

第二條 外國映畫トハ左ノ規定ニ依リ獨逸映畫ト認メラレザルモ

ノヲ謂フ

獨逸映畫ト認ムベキ映畫ノ條件ハ左ノ如シ

(一) 獨逸人ニ依リ若ハ獨逸法ニ基キテ設立セラレ獨逸國內ニ所
在地ヲ有スル會社ニ依リテ製作セラレタルモノ

(二) 戸内撮影及一映畫化スベキ對象ノ種類ノ許容スル限リ一戸
外撮影モ亦獨逸國內ニ於テ行ハレタルモノ

(三) 脚本、發聲ニ在リテハ音樂モ亦獨逸人ノ作りタルモノ（既
ニ公ニサレタル作品ヲ映畫化スル時ニハ撮影臺本ハ脚本ト看
做シ、音樂編曲ハ音樂ト看做ス）

(四) 製作所長及監督並ニ全部ノ協働者ガ獨逸人ナルモノ
補役ニアリテハ職業組合非加入員ノ從業ハ例外ノ場合ニノミ

許容セラル

本令ニ所謂獨逸人トハ獨逸人ノ血統ヲ有シ獨逸國籍ヲ有スルモノナリ

獨逸系外國人ハ一九二三年一月一日以來引續キ獨逸國ニ定住スル限リ獨逸人ト同等ナルコトヲ得ベシ。右條件ヲ具備セザルトキハ各從業國體ノ四分ノ一以内ヲ限リ彼等ヲ使用スルコトヲ得國民啓發及宣傳大臣ハ文化又ハ藝術上ノ理由ニ依リ個々ノ場合映畫製作者ノ申出アルトキハ外國人ノ從業ヲ許可スルコトヲ得

第七條 各演劇年度毎ニ下付スベキ發賣演劇映畫證明書ノ數ハ一定セラルル總數ニ。登記總所有者ニ對シテハ右總數ノ七分ノ四割ノ證明書ヲ下付スベク、右ハ前年度中ニ初メテ公ニ上映スル

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

9

コトヲ許サレタル獨逸ノ長編發聲演劇映畫ニシテ初メテ證明書
 ヲ下付セラレタルモノノ其ノ總數ニ比例スル範圍内ナリトス
 但シ證明書下付ノ要求ガ成立シ得ルハ、登記權所有者ガ如何ナ
 ル外國映畫ノ爲ニ證明書ヲ使用スベキカヲ證明シタルトキニ限
 ル。長編演劇映畫一本ハ各「ネガチーフ」三百米迄ノ長サノ短
 篇演劇映畫五本ト同様ト見做サル。一九二六年六月十二日付娛
 樂稅ニ關スル聯邦參議院規定第九條ニ基キ權限アル官廳ノ認可
 シタル獨逸映畫ハ此ノ際ニ倍ニ計算スルモノトス。本規定ハ無
 聲映畫ニモ夫々適用セララル

第十七條 一九三四—一九三五年度（即一九三四年七月一日ヨリ

一九三五年六月三十日迄）ニ發聲演劇映畫ニ對シ下付スベキ證

五五華六... 十日...
一頁...
...

明書ノ敷ハ百五通、無聲演劇映畫ニ對シテ下付スベキ證明書ノ
敷ハ七十通トス（註一）

第十八條 内務大臣ハ映畫市場ノ狀勢ニ大變化アル場合若ハ其ノ
他ノ重要ナル理由アルトキハ證明書下付ノ際ニ發生スルコトア
ルベキ不自由ヲ和グル爲ニ公正ナル判斷ニ基キテ第十七條ニ規
定セラレタル證明書ノ敷ヲ百七十五通ヨリ更ニ二十通迄擴大ス
ルコトヲ得

（註一） 本條項ニ依リ決定セラルル外國發聲劇映畫ノ數量ハ每
年 更新シテ決定スルコトニナリ居レルモノノ數量其ノ
モノニハ現在モ變更ナキガ如シ

◎伊 太 利

伊太利映畫工業ノ爲ノ諸條項（拔萃）

一九三四年二月五日付法律三二〇號—一九三五年六月十日付法律一〇八三號ニ變更セラレタル一九三三年十月五日付勅令一四一四號（一九三三年十一月十一日付官報二六一號）

第一條 伊太利語ヘノ追譯—改版又ハ後時録音—ガ外國ニ於テ行ハレタル米數 千米以下ナラザル外國發聲映畫ヲ王國內映畫館ニ於テ上映スルコトヲ禁ズ

第二條 外國發聲映畫ハ其ノ伊太利語ヘノ追譯—改版又ハ後時録音—ガ左ノ條件ヲ遵守シテ伊太利ニ於テ行ハルル時ハ王國內映畫館ニ於ケル上映ヲ許可セララルコトヲ得

第六條 伊太利ニ於テ外國發聲映畫ノ伊太利語追譯ヲ爲シ又ハ爲

サシムル國產映畫製作者ハ一九三三年七月一日以後製作セラ

ル國產映畫ノ各一本ニ付三本ノ割合ニ依リ前條ニ述ベタル稅ヲ

免除セラル(中略)

前項ニ述ベタル目的及效力ニ依リ左ノ條件ヲ備ヘタル映畫ハ之

ヲ國產ト看做ス

(1) 主題ガ伊太利人著作家ノモノナルコト又ハ少クトモ伊太利

人著作家ニヨリ撮影ノ爲伊太利語ニ翻案又ハ翻譯セラレタ

ルモノナルコト

(2) 藝術的及業務的人員ノ過半数ガ伊太利國籍ヲ有スルコト

(3) セット撮影及ロケーションガ伊太利國內ニ於テナサルコト

第六條 伊太利ニ於テ外國發聲映畫ノ伊太利語追譯ヲ爲シ又ハ爲
サシムル國產映畫製作者ハ一九三三年七月一日以後製作セラ
ル國產映畫ノ各一本ニ付三本ノ割合ニ依リ前條ニ述ベタル稅ヲ
免除セラル(中略)
前項ニ述ベタル目的及效力ニ依リ左ノ條件ヲ備ヘタル映畫ハ之
ヲ國產ト看做ス
(1) 主題ガ伊太利人著作家ノモノナルコト又ハ少クトモ伊太利
人著作家ニヨリ撮影ノ爲伊太利語ニ翻案又ハ翻譯セラレタ
ルモノナルコト
(2) 藝術的及業務的人員ノ過半数ガ伊太利國籍ヲ有スルコト
(3) セット撮影及ロケーションガ伊太利國內ニ於テナサルコト

ロケーションニ關シテハフィルムノ主題ニ關スル特殊要件
ノ除外ヲ許可スルコトヲ得

第八條 映聲館經營者ハ外國發聲映畫三本ニ付第六條ニ定メタル
條件ヲ備ヘタル米數千五百メートル以下ナラザル發聲映畫一本
ヲ上映スベキ義務ヲ有ス

前項ニ依リテ上映スベキ映畫ハ總テ一九三三年七月一日以後ニ
製作セラレ而シテ過去二年間公開上映ノタメ政府ノ檢閲許可證
ヲ得タルモノナルコトヲ要ス

如何ナル場合ニモ各三ヶ月間ニ於テ右ニ述ベタル條件ヲ備ヘタ
ル國產映畫三本以上ヲ上映スベシ

出版及宣傳省ハ省令ヲ以テ發聲映畫ノ國產増加ノ爲強制的ニ上
映セシムルハ伊太利製作映畫ノ外國映畫ニ對スル割合ヲ變更ス
ルコトヲ得

ノ々

◎佛蘭西

外國製フィルムノ輸入及佛蘭西國ニ於ケル興行ニ關スル
一九三六年五月二十六日附大統領令（註）

（前略）

第一條 本令ハ千九百三十六年七月一日ヨリ千九百三十七年六月三十日迄效力ヲ有ス

第二條 以下ニ示ス制限ヲ附シテ外國製フィルムノ輸入及佛蘭西國ニ於ケル興行ハ之ヲ自由トス

外國製フィルムハ佛蘭西國ニ於テ製作セラレタルフィルムト同様ノ取扱ヲ受クルモノトス右ハ映畫統制部ニ依ル檢印押捺ニ付特ニ然リトス

第三條 九百メートル以上ノ外國製フィルムニシテ後時録音セラ

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

ノ

レタルモノハ佛蘭西國ニ於テ六月毎ニ九十四本ノフィルムヲ限
 度トシ且左ノ條件ノ下ニ於テノミ之ガ公開上映ヲ行フコトヲ得
 一、後時録音ガ全部佛蘭西國領土内ニ存在スルスタヂオニ於テ
 税金納入ニ依リ確認セラレタル出願ノ登録後四月以内ニ行ハ
 ルルコト
 二、此等フィルムハ必ず上映ノ頭初ニ「複製フィルム」トシテ
 之ヲ公開上映シ、原語ノ題名、其ノ正確ナル翻譯及場合ニ依
 リ其ノフィルムノ上映ニ際シテ用ヒラルル題名並ニ演技ノ部
 分ヲ擔當スル俳優ノ氏名及發聲ノ部分ヲ擔當スル俳優ノ氏名
 ヲ示スコトヲ要ス尙製作國及複製ノ行ハレタル地名ヲモ示ス
 コトヲ要ス

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like "六月" and "九十四" are visible.)

三、千九百三十六年七月一日以前ニ正式ニ登録セラレ千九百三十五年七月一日ヨリ千九百三十六年六月三十日迄效力ヲ有スル大統領令ノ割當量ノ盡キタル結果檢印ヲ受クルコト能ハザリシフィルムニ對シテハ四月ノ期間ハ千九百三十六年七月一日ヨリ之ヲ起算スベシ

第四條 佛蘭西製フィルムノ輸入ニ制限ヲ附シ居ル外國ヨリ來ル凡ユル種類ノ版ノフィルムニ對シテハ佛蘭西ニ於ケル其ノ公開上映ニ關係國政府ト締結シタル協定ヲ適用スベシ

第五條 第四條ノ適用ヲ留保シ外國語ノ原版フィルムハ描畫ハ之ヲ除キ「セーヌ」縣ニ於テハ五映畫館、其ノ他ノ縣ニ於テハ一縣最高二映畫館ノ割合ヲ以テ合計十映畫館ヲ限り之ヲ公開上映

スルコトヲ得

右制限ノ除外例ハ文部大臣之ヲ定ム

(下略)

(註) 佛國ニ於テハ本令ニ依ル制限ノ外獨、伊二國トハ個別ニ割當制ニヨル輸入協定ヲ取決メ居レリ

Vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side of the document.

第十六條 上映ニ關スル諸種ノ制限

一 上映ニ關シ諸種ノ制限ヲ爲サントスル理由

映畫ノ製作配給ノ過程ニ對シテハ既ニ各種ノ映畫政策上ノ必要ニ基ク方策ヲ述べ來レルモ製作配給ノ過程ハ専ラ映畫事業ノ内部的問題ニ過ギズ映畫ハ上映ノ過程ニ於テ始メテ公衆ト直接スルモノナルヲ以テ映畫ノ及ボス影響ニ着目スルトキハ最も重要ナル部門ト稱スベク上映ノ部門ニ於ケル取扱適正ヲ次カンカ製作配給部門ニ於ケル各種ノ方策モ悉ク其ノ效果ヲ澈然シ映畫政策ノ全體ヲ無意義ナラシムルノ虞アリ依テ本條ハ影響ヲ最有效ニ活用シ以テ映畫政策ノ一貫セル方針ノ徹底ヲ圖リ有終ノ成果ヲ收メントスル意圖ニ出ヅルモノトス

ニ制限ノ内容

行政官廳ハ公安、風俗、保健、教育其ノ他公益上必要アリト認
ムルトキハ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ニ對シテ映畫
ノ上映ニ關スル各種ノ制限ヲ爲ス今其ノ制限ノ内容ヲ擧グレバ
概ネ左ノ如シ

(1) 興行時間ニ關スル制限

興行時間ニ關スル制限ハ昭和十三年二月以降既ニ内務省令ヲ
以テ實施シ來レル所ニシテ一回ノ興行時間ハ三時間之ニ上
映
スル映畫ノ長サハ發聲映畫ニ在リテハ五千米無聲映畫ニ在リ
テハ四千五百米ト定メラル本條ニ於テハ此ノ制限ヲ踏襲スル
コトトシ要綱第十六ニ其ノ旨揚ゲタリ但シ無聲映畫ニ付テ特

ニ米數ヲ減少スルコトハ取締上モ不便アリ又殆ンド實益ナキ
ヲ以テ發聲映畫ト全一ニ取扱フコトトセリ

本制限ノ表面ノ理由ハ保健並ニ風俗上ノ必要ニアルモ他ノ重
要ナル理由ハ之ニ依リ逆ニ映畫製作本數ノ増加ヲ防止セント
スルニ在リタリ然レドモ三時間五千米程度ニテ二本立ニ副物
トシテ時事映畫並ニ文化映畫ヲ上映シ得此ノ副物ヲ上映セザ
ルトキハ三本立トナルコトモ可能ニシテ製作本數ノ増加ヲ防
止シ得ザル憾アリ近キ將來ニ於テハ少クトモ大都會ノ封切館
ニ於テハ更ニ時間ノ短縮ヲ圖ルコトヲ必要トスルモノト認メ
ラル

尙本制限ハ常設ノ映畫興行場ヲ經營スル映畫興行者ニ對シテ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

ノミ適用セラルル假設ノ興行ノ如キハ専ラ娛樂ニ專ラザル農村
 地方ニ行ハルルヲ以テ之ガ取扱ヲ一律ニスルハ妥當ヲ欠クモ
 ノト認メラルルヲ以テナリ

次ニ本制限ハ右ノ如ク現在全國ニ涉リ實施セラレノ慣習化
 シツツアルヲ以テ其ノ例外ヲ認ムルガ如キハ絕對ニ差控フベ
 キモノナルモ前述啓發宣傳ノタメ映畫ノ上映ヲ命ズル場合ハ
 唯一ノ例外トシテ取扱フヲ妥當ト認メラル。

(2) 映寫方法ニ關スル制限

映寫方法ニ關スル制限トシテハ要綱ニ何等定ムル所ナキモ現
 在考慮シツツアルハ映寫速度ニ關スル制限(一分間二十八米)
 畫面(スクリーン)ノ照度ニ關スル制限、映寫機械ノ構造ニ

ノミ適用セラルル假設ノ興行ノ如キハ専ラ娛樂ニ專ラザル農村
 地方ニ行ハルルヲ以テ之ガ取扱ヲ一律ニスルハ妥當ヲ欠クモ
 ノト認メラルルヲ以テナリ

次ニ本制限ハ右ノ如ク現在全國ニ涉リ實施セラレノ慣習化
 シツツアルヲ以テ其ノ例外ヲ認ムルガ如キハ絕對ニ差控フベ
 キモノナルモ前述啓發宣傳ノタメ映畫ノ上映ヲ命ズル場合ハ
 唯一ノ例外トシテ取扱フヲ妥當ト認メラル。

(2) 映寫方法ニ關スル制限

映寫方法ニ關スル制限トシテハ要綱ニ何等定ムル所ナキモ現
 在考慮シツツアルハ映寫速度ニ關スル制限(一分間二十八米)
 畫面(スクリーン)ノ照度ニ關スル制限、映寫機械ノ構造ニ

關スル制限等其ノ主ナルモノニシテ専ラ公安並ニ保健上ノ必要ニ基キ行フモノトス

(3) 入場者ノ範圍ニ關スル制限

入場者ノ範圍ニ關スル制限ニ付テハ要綱第十六ニ定ムル所ナリ即チ文部大臣ガ年少者ノ教育上支障ナシト認定シタル映畫ヲ上映スル場合ヲ除クノ外十四歳未満ノ者ヲ映畫ヲ上映スル場所ニ入場セシムルコトヲ得ザルコトトセリ

映畫ヲ公衆ノ觀覽ニ供セントスルトキハ内務大臣ノ檢閲ヲ受ケ合格スルコトヲ要スル所ナルガ右檢閲ノ際ハ特ニ觀客ヲ區別セズ公衆ノアラユル階層ヲ考慮ニ置キ且檢閲ノ標準モ行政警察的見地ヨリ公安風俗上支障アリヤ否ヤノ點ニ置カル而シテ

公衆中年少者ノ教育上著シク支障アルモノハ多ク公衆各層ニ
 モ當然公安又ハ風俗上支障アルヲ以テ不合格トナルモ年少者
 ハ感受性最モ強ク且善悪ニ對スル判斷力モ弱キヲ以テ映畫ノ
 與フル影響ハ善悪トモ深刻ナルモノアルニ依リ公安風俗上一
 般のニハ支障ナキモ年少者ノ教育上支障アル場合無キヲ保シ
 難シ是レ教育上ノ見地ヨリ本號ノ制限ヲ設ケタル所以ナリ
 従ツテ映畫興行者其ノ他映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ文部大臣ノ認
 定シタル映畫ヲ上映スル場合ヲ除ク外年少者ヲ入場セシムル
 コトヲ得ズ而シテ二本立以上ノ興行ヲ行フ場合ニハ其ノ何レ
 モガ文部大臣ノ認定ヲ得タルモノタルコトヲ要スル所ナルモ
 文化映畫及時事映畫ニ付キテハ斯ル制限ヲ受ケザルモノトス

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to fading and low contrast.)

(要綱十六第二項)之レ文化映畫及時事映畫ハ映畫ノ性質上
 年少者ノ教育上支障アリト稱シ難キヲ以テナリ
 而シテ映畫ノ上映ヲ爲ス者ハ本號ノ制限ヲ受クル結果上映場
 所ノ入口或ハ上映映畫廣告ノ新聞ピラ、ポスター等ニ本制限
 ノ主旨ヲ揭示シ或ハ掲載シ以テ公衆ノ觀覽ノ便宜ト取締ノ徹
 底ヲ期スルコト必要トナルベシ
 文部大臣ノ認定ヲ受ケザル映畫ノ上映ニ當リ入場ヲ禁止セラ
 ルル年少者ハ嚴格ニ云ヘバ十四歳未満ノ者ナリ年少者ノ範圍
 ヲ十四歳未満ニ限リタルコトニ付テハ年少者ニ及ボス映畫ノ
 影響ト年少者ノ精神ノ發達過程トヲ考慮スルトキハ相當異論
 ノ存スル所ナルモ年少者ニシテ既ニ學校教育ヲ終ヘ勤勞ニ従

事シ居ル者ノ娛樂ニ對スル欲求並ニ取締ノ難易等ヲ考慮シ大體高等小學卒業程度ヲ基準トシ十四歳未滿ト限定シタルモノナリ

文部大臣ノ行フ認定ハ申請ヲ俟タズ内務大臣ニ檢閲ヲ申請シタル映畫ニ付自動的ニ行ハルモノトス之ノ認定ヲ行フニ當リ年少者ノ教育上格別支障アルモノノミヲ除外スル方針ヲトルヤ或ハ年少者ノ教育上特ニ有益ナルモノノミヲ取リ上ル方針ヲトルヤハ最モ論議ノ存スル所ニシテ映畫教育政策ノ理想ヨリ見ルトキハ后者ヲ是ナリトスベキモ映畫興行ノ實情、年少者ノ映畫觀覽問題ニ對スル從來ノ經緯並ニ年少者向映畫ノ供給狀況等ヨリ歸納スルトキハ寧ロ前者ノ方針ヲ採用シ漸次

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '入' and '出' are visible.)

其ノ理想ニ近ヅク様努ムルヲ可ナリトスベシ

(4) 其ノ他ノ映畫ノ上映ニ關スル制限

以上列舉シタル映畫ノ上映ニ關スル各種ノ制限ノ外現在特ニ
 考慮シツツアルハ映寫技士ノ使用ニ關スル制限ニシテ要綱第
 十七ニ掲グル所ナリ映寫ニ當リフィルム電氣機械等ノ取扱ニ
 關スル知識技能ノ不足ニ基因シテ人ヲ殺傷シ火災ヲ惹起シ或
 ハフィルム機械等ヲ損傷シタル事例枚舉ニ遑アラズ依テ現在
 地方廳中十數府縣ニ涉リ映寫技士ニ對シ免許制度ヲ實施シツ
 ツアリ而モ漸次増加ノ氣運ニ在リ然レドモ其ノ免許ノ方法等
 劃一ヲ欠キ不備アルヲ免レザルヲ以テ茲ニ本號ニ依リ全國統
 一的ノ免許制度ヲ確立シ災害ヲ防止セントスルモノナリ尙本

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が散在している。一部の文字は「...」や「...」で区切られているように見える。また、右側の端には「...」と「...」の文字が縦書きで記されている。）

號ニハ免許制度ニ關聯シ映畫ノ上映ヲ爲ス場合使用スベキ映
寫技士ノ數ニ付キテノ制限ヲモ包含セシメントスル意圖ヲ有
ス

右映寫技士ニ關スル制限ハ專ラ映寫ニ伴フ災害防止ヲ主旨ト
スルモノナルヲ以テ八ミリ、九ミリ半、十六ミリ等可燃性ノ映
畫ノ如ク全く災害ノ危険ナキモノヲ映寫スル場合ハ適用セラ
レザルコト旨ヲ俟タズ（要綱第十七但書）

本號ニ付テハ右映寫技士ノ使用ニ關スル制限ノ外將來例ヘバ
一本立興行特ニ大都會ノ封切館ニ於ケル一本立興行ヲ勵行ス
ルガ如キ必要ニ迫ラレタル場合興行時間ノ制限ノ方法ニ依リ
テハ必ズシモ適切ニ解決シ得ルヲ以テ斯ル必要ニ應ズル爲本

條ニハ特ニ公安、風俗、保健、教育其ノ他公益上必要アリト
ノ語ヲ用ヒ且其ノ他映畫ノ上映ニ關シ制限ヲ爲スコトヲ得ベ
キ旨ヲ明ニセリ

主管官廳

本條ノ主管官廳ハ行政官廳ト規定シアリ而シテ何レノ行政官廳
ガ何ヲ主管スルヤハ其ノ制限ノ内容ニ依リテ決定スルヲ要ス興
行時間、映寫方法、映寫免許等ニ關スル制限ハ内務大臣及地方
長官入場者ノ範圍ニ關スル制限ハ文部大臣及地方長官之ヲ主管ス
ベキモノトス其ノ他將來行フ制限ニ付テハ其ノ制限ガ公安風俗
又ハ保健上ノ必要ニ出ヅルトキハ内務大臣又ハ地方長官教育上
ノ必要ニ依ルトキハ文部大臣又ハ地方長官トシ此ノ何レニモ該

當セズ一般公益上ノ必要ニ出ツルトキハ其ノ内容ニ依リ具體的
ニ決定セラルベキモノトス

（Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is illegible due to low contrast and fading.)

参 考

◎ 獨 逸

映 畫 法 (一九三四年二月十六日)

第七條

檢閲ニ依リ該フィルムノ上映ガ國家又ハ公ノ秩序若ハ安全ナル重
 大ナル利害ヲ危殆ナラシメ、國民社會黨、宗教、道德又ハ藝術上
 ノ觀念ヲ毀損シ、野卑又ハ風紀紊亂ノ影響ヲ及ボシ獨逸國家ノ威
 嚴又ハ獨逸國ト諸外國トノ關係ヲ危殆ナラシムル惧アルコト明白
 トナリタルトキハ許可ヲ拒否スベキモノトス。外國ニ於テ獨逸國
 ニ不利ナル傾向ヲ以テ^{上映セラルベキ若ハ}上映セラレタルフィルムモ亦獨逸國ノ威嚴
 ノ毀損スルモノト認メラル。檢閲所ハ右ノ場^ニ外國フィルムヲ

其ノ原産國ニ於テ製作セラレタル版ニテ檢閲シ其ノ結果ニヨリテ
許可不許可ヲ決定スルコトヲ得

第十一條

小兒及十八歳以下ノ少年ニ對スル上映ヲ許可セラレザル映畫ハ右
ノ者ニ對シテ上映スベカラズ。許可ニ關シテハ檢閲所ガ職權ヲ以
テ判定スベキモノトス。一部分ノ禁止ガ許可ヲ左右スルトキハ右
許可ニハ申請者ノ同意ヲ要ス。

小兒及少年ニ對スル上映許可ハ第七條ニ列舉セル理由ノ外、映畫
ガ道德、精神若ハ健康方面ノ發達ニ對シ、若ハ公民教育及少年ノ
獨逸精神養成ニ對シテ惡感化シ及ボシ又ハ少年ノ空想ヲ過度ニ刺
戟スル惧アル時モ亦拒否セララルベシ

六歳以下ノ小兒ハ國民啓發宣傳大臣ノ定メタル條件ヲ具備シタル時ニノミ映畫ヲ上映スル場所ニ臨席シ得ルモノトス

映畫法施行令第二(一九三四年三月八日)

一般規定

(四) 六歳以下ノ小兒ハ教育ヲナス資格アルモノ又ハ右小兒ノ保護若ハ監督ノ責任アルモノ同伴スル場合ニノミ映畫ヲ上映スル場所ニ赴クコトヲ得

◎伊太利

興行物取締總則(一九三一年六月十八日勅令七三七號)

第七十八條 興行用映畫ノ審査ニ當ル管轄當局ハ十六歳未満ノ者ヲシテ觀覽セシメ得ル種類ヲ決定ス

年少者ノ排除ヲ決定セラレタル時ハ映畫館ノ譲受人又ハ管理人
 ハ該興行ノ廣告ニ際シテ注意ヲ公示シ而シテ嚴重ナル禁止ノ實
 行ニ留意スベシ
 刑法ニ於テ定メラレタル刑罰ノ場合ヲ除キ右ノ義務ニ違反シタ
 ル映畫館ノ譲受人又ハ管理人ハ三ヶ月以下ノ拘留又ハ五百リラ
 乃至三千リラノ科料ニ處ス

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like '映畫館' and '譲受人' are visible.)

第十七條 映畫事業ニ對スル統制命令

一 映畫事業ニ對スル統制命令ヲ必要トスル理由

映畫ニ對スル國家公共ノ要望ハ映畫ヲシテ國民文化ノ向上ニ寄與セシムルニ在リ而シテ現在假ニ映畫ガ直チニ斯ル要望ニ應ヘ得ル狀況ニ在リトセバ映畫ニ對シ何レ何等立法的乃至行政的万策ヲ採用スルノ要ナキコト論ズル迄モナキ所ナルモ實際ハ其ノ間著シキ懸隔アリ之レ映畫ノ製作、配給乃至上映ノ事業ガ全ク自由ニ放任セラレ國家公共ノ意思ト全ク聯絡ナク専ラ營利的目的ノ下ニ遂行セラレツツアル結果ニ外ナラズ

然レドモ映畫ニ對スル右ノ如キ國家公共ノ要望ヲ實現セシ

眼
 映畫ニ對スル國家公共ノ要望ハ映畫ヲシテ國民文化ノ向上ニ寄與セシムルニ在リ而シテ現在假ニ映畫ガ直チニ斯ル要望ニ應ヘ得ル狀況ニ在リトセバ映畫ニ對シ何レ何等立法的乃至行政的万策ヲ採用スルノ要ナキコト論ズル迄モナキ所ナルモ實際ハ其ノ間著シキ懸隔アリ之レ映畫ノ製作、配給乃至上映ノ事業ガ全ク自由ニ放任セラレ國家公共ノ意思ト全ク聯絡ナク専ラ營利的目的ノ下ニ遂行セラレツツアル結果ニ外ナラズ

トスルニ急ナルノ餘リ事業全般ニ對シテ極端ナル統制ヲ加ヘ其ノ營利的行爲ヲ無視スルガ如キニ至ランカ映畫事業ハ全ク畏縮シ却ツテ國民文化ノ向上ニ支障ヲ來スノ結果ヲ招ク虞アリト扱ハザルベカラズ從ツテ映畫事業ニ對シ立法的乃至行政的措置ヲ講スルニ當リテハ斯ル結果ニ陥ラザル様詳サニ映畫事業ノ真相ヲ極メ其ノ實情ニ即シツツ營利的行爲ニ對スル制限ヲ能フ限リ最少限度ニ止メ且其ノ現狀ノ變更ヲ成ルベク避ケツツ漸ヲ追フテ其ノ理根ニ近ヅク様慎重ナル考慮ヲ重ネザルベカラズ映畫法第一條ヨリ前條（第十大條）ニ至ル各條項ハ斯ル考慮ノ下ニ映畫ノ製作、配給並ニ上映ノ各部門ニ付最少限度ニ必要トスル事項ヲ列シタ

ルモノトス

然レドモ纏ツテ我國映畫事業ノ真相ヲ検討スルトキ其處ニ遺憾乍ラ根本的ノ缺陷アルコトヲ指摘セザルヲ得ズ例ヘバ映畫製作本數ノ我國映畫事業ノ實力ニ比シ夥多ナルコト或ハ映畫ノ配給組織ガ不合理ナルコトノ如キハ特ニ顯著ナルモノナルモノニシテ之等ノ缺陷ハ我國映畫事業ノ根底ニ内在スルモノナリ而シテ本法第一條乃至前條ノ規定ハ斯ル缺陷ヲ看過セントスルモノニ非ズ寧ロ出來得ル限り之ガ擴大ヲ防止シ其ノ是正ニ資セシムル意圖ヲモ含メテ立案セラレタルモノナルモノ仍右各本條ノ發動ノミヲ以テシテハ到底斯ル根本的缺陷ヲ除去スルノ效果ヲ充分ニ期待シ得ザル憾ア

リ而モ斯ル根本的缺陷ヲ除去セザランカ右各本條本來ノ主旨ノ達成ヲ阻害シ延ヒテ 映畫事業ノ健全ナル發達爲ニ著シキ支障ヲ生ジ國民文化ノ向上ヲ妨グルノ虞寡ナカラザルモノアリ映畫事業ノ健全ナル發達ト國民文化ノ向上ヲ期スルコトハ映畫法立案ノ目的ナルヲ以テ斯ル目的ヲ達成スルガ爲ニハ必要萬止ムヲ得ザレバ映畫事業ノ根本ニ付相當ノ變更ヲ加フルコトモ國家公共ノ見地ヨリ敢テ容認サレザルベカラザル所ナリトス之レ本條ノ如キ相當廣汎ナル命令ヲ發シ得ル規定ヲ設ケタル理由ナリ

(2) 映畫ノ製作、配給及上映ノ各部門ニ付映畫行政上必要トスル事項ニ關シテハ第一條乃至前條ニ夫々規定シタル所ナ

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並ぶ。これは原文の複製ミスや極度の減色によるものであると推定される。）

ルガ之等各本條ハ映畫製作業者、映畫配給業者乃至映畫興行者等ニ對シ夫々獨立ニ命令ヲ發シ處分ヲ爲セバ大體ニ於テ其ノ主旨ヲ達成シ得ルモノト稱スルヲ得ベシ然レドモ映畫ノ製作、配給乃至上映ハ觀念上ハ明ニ分離シ得ルモ事實上ハ互ニ不可分ノ關係ニ在ルヲ以テ場合ニ依リテハ其ノ一部ニ關スル事項ガ直チニ他ニ波及シ之ニ對シ適切ナル方策ヲ豫メ構ゼザルトキハ重大ナル事態ヲ惹起スル虞アルコトアリ例ヘバ我國映畫事業ノ根本的缺陷ノ一タル映畫製作本數ノ著シク多キ事實ヲ除去スルガ爲映畫製作業者ニ對シ製作本數ノ制限命令ヲ發スルノミニ止マランカ配給、上映ニ部門ニ著シキ混亂ヲフルト明白ナルヲ以テ此ノ制限命

ルガ之等各本條ハ映畫製作業者、映畫配給業者乃至映畫興行者等ニ對シ夫々獨立ニ命令ヲ發シ處分ヲ爲セバ大體ニ於テ其ノ主旨ヲ達成シ得ルモノト稱スルヲ得ベシ然レドモ映畫ノ製作、配給乃至上映ハ觀念上ハ明ニ分離シ得ルモ事實上ハ互ニ不可分ノ關係ニ在ルヲ以テ場合ニ依リテハ其ノ一部ニ關スル事項ガ直チニ他ニ波及シ之ニ對シ適切ナル方策ヲ豫メ構ゼザルトキハ重大ナル事態ヲ惹起スル虞アルコトアリ例ヘバ我國映畫事業ノ根本的缺陷ノ一タル映畫製作本數ノ著シク多キ事實ヲ除去スルガ爲映畫製作業者ニ對シ製作本數ノ制限命令ヲ發スルノミニ止マランカ配給、上映ニ部門ニ著シキ混亂ヲフルト明白ナルヲ以テ此ノ制限命

令ヲ圓滑ニ實施シ其ノ效果アラシメンガ爲ニハ映畫配給業者乃至映畫上映業者ノ協力ヲ求メザルベカラズ之レ本法ガ第一條乃至前條ノ規定ヲ設ケ映畫ノ製作配給及上映ノ各部門毎ニ夫々ノ關係業者ニ對スル命令乃至處分ヲ行ハントスルコトノミヲ以テ足レリトセズ特殊ノ事項ヲ遂行スルガ爲必要ナル限り之ニ關係スル各部門ノ業者ニ對シ命令ヲ發シ得ル本條ノ規定ヲ設ケタル所以タリトス

ニ 映畫事業ニ對スル統制命令ノ内容

主務大臣ハ映畫事業ノ健全ナル發達ヲ圖リ國民文化ノ向上ニ資
スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ製作スベキ映畫ノ數量ノ制
限、配給ノ調節、設備ノ改良又ハ不正競争ノ防止ニ關シ必要ナ
ル命令ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

(1) 製作スベキ映畫ノ數量ノ制限ニ關スル命令

我國ニ於ケル映畫製作數量殊ニ劇映畫ノ製作數量ハ世界ニ冠
タリ我國映畫事業ノ有スル資本力乃至市場ノ範圍ノ歐米諸國
ニ比シ著シク劣レル點ヨリ見ルトキハ斯ル尠大ナル數量ノ映
畫ヲ製作シツツアルコト自體方即チ我國映畫事業ノ欠陥ニシ
テ延ヒシハ國民文化ノ向上ニ寄與スルコト寡キ重大ナル原因

ナリト謂ハザルベカラズ從ツテ映畫製作數量ノ増加ヲ抑制シ
 進ンデ之ガ減少ヲ圖ルコトハ最モ緊要ノ事ニ屬スルヲ以テ先
 ツ其ノ増加ヲ抑制スルガ爲メ映畫製作業ヲ許可事業タラシメ
 能フ限リ其ノ新設ヲ制限スルトトモニ興行時間ニ付キテ全國
 一律ノ制限ヲ付シ其ノ上映本數ノ増加從ツテ逆ニ其ノ製作本
 數ノ増加ヲ防止セントシツツアルコトハ既ニ當該條項ニ於テ
 説明シタル所ナルガ之ノミヲ以テハ尙不充分ナルヲ以テ場合
 ニ依リテハ進ンデ其ノ製作數量ノ減少ヲ圖ラントスルモノナ
 リ之ニ依リテヨリ多クノ時間ト經費ト勞力トヲ一本ノ映畫ニ
 集中セシメ以テ健全優秀ニシテ且規模大ナル映畫ノ出現ヲ期
 待スル所アラントス

本命令ハ映畫製作業者個々ノ從來ノ製作數量及其ノ内容並ニ人的物的設備ヲ基準トスル將來ノ映畫製作能力等ヲ審査シ且我國ニ於テ必要トスル絕對數量ヲ考慮ノ上一年間ニ於ケル個ノ製作業者ノ最少製作數量ヲ制限スル形式ヲ以テ行ハルベキモノトス

而シテ映畫製作業者ニ對シ右制限命令ヲ發スルトキハ之レノミニ止メズ進ンデ其ノ命令ノ發セラルルニ伴ヒ生ズベキ影響ヲ考慮シ必要アルトキハ配給業者ニ對シ配給組織配給方法ノ改善ヲ命ジ或ハ映畫興行者ニ對シ興行時間ノ短縮上映日數ノ延長ヲ命ズル等ノ措置ヲ講ジ以テ製作本數制限ノ目的ヲ圓滑ニ達成スル様留意セザルベカラズ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some legible fragments include: 映畫製作業者、製作數量、配給業者、興行者、興行時間、製作本數、制限ノ目的、圓滑ニ達成スル様留意セザルベカラズ）

(2) 映畫ノ配給ノ調節ニ關スル命令

我國ニ於ケル映畫ノ配給ハ各映畫製作會社ノ有スル配給系統内ニ於テハ圓滑ニ運営セラレツアルモ全國ヲ一ノ映畫市場トシテ見ルトキハ著シク融通性ヲ欠キ映畫ノ普及ヲ阻害シツツアリ又本法中例ヘバ文化映畫ノ指定上映ヲ實施スル場合文化映畫ノ數量、價格等ヲ自由ニ放任センカ需給ノ不均衡ト價格ノ昂騰ヲ來シ其ノ圓滑ナル實施ヲ妨ゲ或ハ外國映畫ノ配給上映ノ制限ヲ行フ場合日本映畫ノ配給系統ノ固定セル爲所謂洋畫専門館ガ日本映畫併映館ニ移行スルコトヲ妨グル如キ結果ヲ生ズル等本法ノ實施ニ支障生ズル場合無キヲ保シ難シ之等ノ欠陥ヲ除去スルタメ必要アルトキハ映畫ノ配給ノ調節

(四) 配給組織配給系統ニ關スル事項

我國映畫配給組織ガ各々別個ノ配給系統ニ分割セララルル結果映畫ノ普及ヲ妨ゲツツアルコト前述ノ如クナルヲ以テ場合ニヨリテハ配給機關ノ連絡ヲ緊密ナラシメ他ノ系統ニモ映畫ガ流入スル様方策ヲ講ゼントス

(三) 設備ノ改良ニ關スル命令

映畫ノ製作及上映ニ際シテハ相當ノ物的設備ヲ必要トシ本法第七條及第十六條ノ規定ニヨリ之等設備ニ對シテモ制限ヲ爲シ得ベキコトハ既に述べタル所ナルガ映畫ノ向上ヲ圖リ或ハ興行場ノ雰囲気ヲ理想的ナラシメンガ爲ニハ更ニ進んで撮影所建築物ノ改良、撮影音現、送付設備ノ改良、或ハ興行場

ノ構造設備ノ改良等ヲ行ハシムルコトヲ必要トスルヲ以テ斯ル必要ニ應ゼンガ爲本號ヲ設ケタリ

(4) 不正競争ノ防止ニ關スル命令

我國映畫事業ハ既ニ四十年ノ歴史ヲ經タルニモ拘ラズ之ガ經營ニ當ル者ノ間ニハ時ニ依然トシテ興行師的氣質ニ囚ワレ公正ナル自由競争ノ範圍ヲ越ヘテ不正ナル競争ヲ敢テシ爲ニ映畫事業ノ混亂ヲ惹起シ其ノ健全ナル發達ヲ阻害スルノ事例寡ナカラザルハ最モ遺憾トスル所ナルヲ以テ斯ル不正競争ヲ防止センガ爲メ本號ヲ設ケタリ

今不正競争ト目セラルル事項ヲ例示スレバ例ヘバ不當ナル條件ノ下ニ演出者(監督)演技者(俳優)等ノ所謂引拔キヲ行

或ハ不當ナル手段ニヨリ映畫興行場ヲ爭奪シテ業界ヲ攪亂
 シムルガ如キ或ハ他ノ映畫ト類似又ハ同一ノ題名ヲ使用シ
 テ他ヲ妨害シ自ラ不正ノ利ヲ收メントスルガ如キ或ハ映畫ノ
 投資リヲ行ヒ市場ヲ攪亂セントスルガ如キ或ハ入場料金ヲ著
 シク低下セシメテ他ノ映畫興行場ノ經營ヲ困難ナラシムルガ
 如キ之ナリ

本條ノ運用方針

本條ノ規定ガ發動セラルル場合ハ其ノ内容ニ依リテハ映畫事業
 ニ對シ相當著シキ影響ヲ與フルヲ以テ能フ限り第一條乃至第十
 六條ノ運用ニ依リテ其ノ效果ヲ舉グルニ努メ本條ノ發動ヲ最少
 限度ニ止ムル事トシ之ヲ發動スル場合ハ其ノ運用ニ特ニ慎重

ヲ期スルノ要アリ

而シテ本條ヲ發動スル場合ハ其ノ命令ノ内容ガ製作スベキ映畫ノ數量ノ制限ニ在ルト映畫ノ配給ノ調節ニ在ルト設備ノ改良又ハ不正競争ノ防止ニ在ルトヲ間ハズ其ノ命令ヲ發スルコトガ映畫事業ノ健全ナル發達ヲ圖リ以テ國民文化ノ向上ニ資スル爲特ニ必要アリト認メラルル場合ニ限ラルベキモノトス

之レ映畫ヲ通ジ國民文化ノ向上ヲ圖ル事ハ屢々述ブル如ク映畫法ノ大眼目ニシテ斯ル大眼目ヲ實現スルガ爲メニハ映畫事業ノ國營乃至國策會社の經營ノ方策ヲ採用セズ專ラ營利事業トシテ民間ニ委タル限リ其ノ事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトヲ絕對ニ必要トスルヲ以テナリ從ツテ本條ハ映畫事業全般ノ實情ヲ洞察

シ且我國文化政策ノ方向ヲ確立シ大局的見地ニ立チテ運用セラ
レザルベカラズ

四 本條ノ主務官廳

本條ノ主務官廳ハ内務大臣及文部大臣トス

第十八條 映畫委員會

一 映畫委員會ヲ設置セントスル理由

從來映畫ニ關スル行政ハ内務省ニ於テ行フ映畫ノ檢閲文部省ニ於テ行フ映畫ノ推薦認定大藏省ニ於テ行フ映畫ノ稅關檢閱等法令ニ基ク行爲ノ外ハ專ラ映畫ノ製作乃至映畫ノ製作ニ對スル指導等事實上ノ行爲ニ限ラレ其ノ範圍モ極メテ狹少ナルトモニ其ノ内容ハ單純ナリシヨ以テ當該官廳獨自ノ判斷ヲ以テ行フモ支障ナカリシモ本法ノ如キ映畫ニ關スル綜合的法律ハ其ノ關係スル範圍モ廣汎ニシテ其ノ内容モ複雑ナルヲ以テ之ガ運用ニ際シ主管官廳ガ判斷ヲ下スニ當リテハ關係官廳ノ連絡ヲ緊密ナラシムルトトモニ官民ノ智能ヲ集中シ其ノ協力ヲ求メ以テ判斷ノ

適正ヲ期シ過誤無キヲ期スルノ要アリ之レ映畫委員會ヲ設置セ
ントスル理由ナリ

ニ 映畫委員會ノ權限並ニ審議事項

映畫委員會ハ映畫ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ジ
テ諮問事項ノ調査審議ヲ爲スモノトス從ツテ映畫委員會ハ單純
ナル諮問機關ナリトス而シテ映畫委員會ハ右諮問事項ニ付テハ
主務大臣ニ答申ヲ行ヒ又必要アルトキハ進ンデ主務大臣ニ建議
ヲ行フコトヲ得ルモノトス

映畫委員會ハ主務大臣ヨリ諮問セラレタル事項ニ付調査審議ス
ルモノナルガ主務大臣ノ諮問スル事項ハ一映畫ニ關スル重要事
項ト規定セラレアルヲ以テ主務大臣ガ重要事項ニ非ズト認メ

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including the word "事項" and other illegible characters.)

タル事項ニ付テハ諮問セラルル事モナク從ツテ斯ル諮問セラレザル事項ニ付調査審議ヲ行フコトモ無キモノトス而シテ茲ニ映畫ニ關スル重要事項トシテ諮問スベキモノト認ムベキモノハ概ネ左ノ如シ

- (1) 映畫法ノ改正
- (2) 映畫法施行細則ノ制定
- (3) 映畫法施行細則中其ノ重要ナルモノノ改正
- (4) 其ノ他映畫法ノ運用ニ關スル重要事項

映畫委員會ノ構成

映畫委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコトトナルヲ以テ其ノ構成ハ勅令ニ依リ定メラル

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like '映畫' and '諮問' are visible.)

第十九條 臨檢及報告

一 臨檢及報告ニ關スル規定ヲ設ケタル理由

映畫法中ニハ映畫ノ製作、上映等ニ付各種ノ制限例ヘバ映畫製作業者ガ第四條ノ規定ニ依リ登録ヲ受ケザル者ヲ業トシテ映畫ノ製作ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得ザルガ如キ或ハ十六歳未満ノ者及女子ヲ深夜映畫ノ製作ノ業務ニ從事セシメ得ザルガ如キ或ハ映畫興行者ガ一定昼以上ノ文化映畫ヲ上映セザルベカラザルガ如キ或ハ一回ノ興行時間ガ三時間ヲ越ユルコトヲ得ザルガ如キ制限等ヲ規定セラレ居ルモ斯ル制限ガ嚴正ニ履行セラレ居ルヤ否ヤヲ監視スルコトハ法制定ノ目的ヲ達成シ得ル爲必要ナルヲ以テ臨檢ニ關スル規定ヲ置キタリ

次ニ報告ニ付キテハ映畫法ノ圓滑ナル運用ヲ期スルガ爲メニハ其ノ基礎的參考資料トシテ映畫事業ノ業務ニ關スル事項ヲ知得ヌル必要アルヲ以テ之ガ報告ヲ徴シ得ル様規定ヲ設ケタルモノナリ

ニ 臨 檢

臨檢ハ行政官廳ガ當該官吏ヲシテ之ヲ爲サシムルモノトス茲ニ行政官廳トハ内務大臣、文部大臣、厚生大臣、地方長官又ハ警察署長ヲ謂ヒ當該官吏トハ右行政官廳ノ補助機關トシテ映畫ニ關係アル事務ヲ執行シツツアル者ヲ謂フ而シテ何レノ行政官廳ガ何レノ官吏ヲシテ臨檢セシムルヤハ其ノ臨檢ノ目的ト其ノ主管事務ニ依リ決定セジルルモノトス

臨檢ヲ爲シ得ベキ場所ハ映畫ヲ製作シ又ハ上映スル場所ニ限定
サレ臨檢ヲ行フ場合ハ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベキモノトス證
票ハ警察官吏ニ在リテハ官給ノ警察手帳ヲ以テ足リ他ノ官吏ニ
在リテハ別ニ其ノ様式ヲ一定スルモノトス

三 報 告

報告ヲ命ズルコトヲ得ル行政官廳ハ前號ニ全シ各々其ノ主管事
務ニ必要ナル限り映畫製作業者、映畫配給業者又ハ映畫興行者
ヨリ報告ヲ徴シ得ルモノトス

Vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side of the document. The text is faint and difficult to read.

第二十條乃至第二十二條 罰則

罰則ハ他ノ法律ト彼此照合シツツ能フ限リ輕キ處罰ヲ以テ臨ム方
針ノ下ニ規定シタリ必要アレバ許可ノ取消停止制限等ノ行政處分
ヲ行ヒ兩々相俟キテ充分ニ運用ノ妙ヲ發揮シ得ベキモノト信ズ

（Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is too light to transcribe accurately but appears to be organized in vertical columns.)

第二十三條乃至第二十五條 代理人、使用人、法人、未成年者等ニ

關スル規定

定例的ノ規定ニシテ特ニ説明ヲ要スベキ點ナキヲ以テ之ヲ省略ス

代理人、使用人、法人、未成年者等ニ關スル規定ニシテ、特ニ説明ヲ要スベキ點ナキヲ以テ之ヲ省略ス

附 則

第一項

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルモ大體本年十月一日ノ豫定ナリ

第二項乃至第四項

本法施行ノ際現ニ映畫製作業又ハ映畫配給業ヲ行フ者又ハ其ノ業ヲ相續ニ因リ承繼シタル者ハ本法施行后一年間映畫製作業又ハ映畫配給業ノ許可ヲ受ケズシテ其ノ業務ヲ繼續シ得ルコトトシ又右一年内ニ許可ノ申請ヲ爲シタルニモ拘ラズ一年經過后モ尙其ノ許可ノ決定ナキ場合ハ其ノ決定ノ日迄亦全様其ノ業務ヲ繼續シ得ルコトトシタリ

從ツテ右一年內ニ許可ノ申請ヲ爲サズ又ハ申請ニ對シ不許可ノ處
 分アリタルトキハ右一年經過后又ハ其ノ不許可處分ノ日ヨリ映畫
 製作業又ハ映畫配給業ヲ行フコトヲ得ザルモノトス而シテ經過的
 ニ特ニ斯ル取扱ヲ爲サントスルハ之ニ依リ人的物的設備ニ於テ著
 シク劣惡ニシテ到底現在ノ業務ヲ繼續セシムルヲ適當トセザルモ
 ノヲ排除シ堅實ナル業態ノモノノミヲ容認シ映畫事業ノ向上ヲ
 圖ラントスル必要ニ出ツ
 尙本法施行后一年內又ハ許否ノ決定アル迄許可ヲ受ケズシテ仍其
 ノ業務ヲ繼續スル者ハ總ベテ本法ニ規定スル映畫製作業者又ハ映
 畫配給業者ニ關スル制限規定ヲ遵守スベキモノトス之レ第四期ニ
 規定スル所ナリ

第五項乃至第七項

本法施行ノ際現ニ業トシテ演出者演技者又ハ撮影技術者タル者ハ
 本法施行后六月内ニ所定事項ヲ届出ヅベク、右届出ヲ爲シタル者
 ハ主務大臣ノ登録ヲ受ケタル者ト看做サル之レ成ル可ク現存ノ状
 態ニ變更ヲ加ヘザラントスル主旨ニ出ヅ而シテ右三者ハ六月内ニ
 於テ届出ヲ爲ス迄ノ間ヲ限り登録ヲ受ケズシテ其ノ業務ヲ繼續ス
 ルコトヲ得ベク映畫製作業者モ亦其ノ業務ニ従事セシムルコトヲ
 得ベシ

第八項

本法施行前内務大臣又ハ地方長官ノ行ヒタル國內多衆 觀覽ノ用
 ニ供スル映畫及輸出映畫ニ對スル檢閲ノ效力ニ關スル經過的規定

[Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

